

康を希はぬ國家があらうか。

イタリーの首相ばかりでなく、米國のカーネギーばかりでなく、爲政家宜しく一國の政治は凡て國民の健康を基礎とし、保健衛生問題を先づ善處することから凡ての政策が始められねばならぬと言ふ觀念に立脚すべきである。

また、一般國民に於ても一面輿論として、合理的なる衛生國家施設を要求し、他面常に自らの健康を増進することに努め、健康保持増進の方策を、自らの生活に對照して斷へず理解し考究し、衛生々活を現實して、慾求の満足を圖ると共に、幸福を多く取り入れることに腐心しなければならぬ。

これを要するに、國家の文明的進歩も、産業の發達も、富も、平和も、内的幸福外的強國も、凡てが先づ健全なる國民より湧き出づる力に俟つべきであり、依つて築かるべきものでなければならぬ。即ち力ある身體に依り發生する能率と精神は、偉大なる健康完膚の國家を形造る唯一のカロリーであると言ふことになり、國家の消長に對しては國民の健康狀態が測度計であると言ふことが出来るのである。

衛生自治生活 は即ち自らを治むべき生活上の各事項中、特に衛生事項に就いて自ら能く處理することにあるものなるが、言葉を更めて言へば、各人の生活の各層

に殆んど衛生問題が觸接してゐる重要關係にあるを以つて、一段と其の處理を嚴密にし、實行的などに依り、或ひは私的の關係にある諸事、又は公的の一般大衆關係にある萬事に對して、怠らず處置するにある。而して各人の生活をして、自ら治めて衛生的なるものにすると言ふことは、社會生活の必然的義務であり、自身の福利増進の唯一策である。

衛生自治には、主觀、客觀の兩様存するのであるが、それは後日の機會として、今その概念を説くならば、先づ各人の健康保持上に必要なる衛生事項の自覺が、第一の豫備的要件であり、その要件に適應した方法を、日々の生活上に實施すると言ふことが、本質的の要件である。更にこれを個人的のみでなく大衆的連鎖の方法に依るべきことを常に考究し、實現することに努むべきである。個人の豫防は自らの力に依つて或る程度まで果し得らるゝとしても、それは極めて不完全なるものに終ることを豫想せねばならない。衛生問題に就いて近頃の個人思想は絶對の禁物なるが故にこの點に付いて特説したい。

人はどうしてもより集りの生活をしなければならない特性があり、素質を持つてゐるからである。それは人の生活狀態から見ても或ひは、人類の永續關係に於て、或ひは需要供給の點に於て、集合生活に依らなければならぬ必要がある。さて、

集合生活なり、同志生活なりをしなければならぬとしたならばお互ひ同志が共々に仲よくし、克く結合し、その結合に依る共同生活をしなければならぬ。而して、共同生活とも言ふものは人の至情たる道德の本義に基づいたものでなければ、強固なる共同の精神を發揮し得られないのである。所謂道德は人の情誼を律する最も力あるものである故に、これに依つて結ばれる結團も亦力強いものである。この道德的觀念を持つて生活し、個人と個人との關係を親密結合せしめ、一面に於て自己生在を確立し、他面に於て他人の生存を保障せんとするに努めて、始めて人類の幸福が願はれ、そこに自治生活とか、共存共榮とか、圖られ行くのである。されば、同志生活、所謂共同生活を爲すべき人は、常にその生活の永續とか發展とかを考へなければならぬ。それには各人が自己の生存の安全にすることが第一であるが、亦自分の親も子も兄弟も、友人も近隣は勿論、一村、一町、延いては一國內にある人達にも充分に生存して貰はねばならない。言ひ換へれば、自分もよく攝生し、健康を保つことに最大の注意を拂ひ、病魔の驅逐に心がけて不自然なる死の運命に陥らないやうにすると共に他人にも常に健康に留意して貰ひ、天賦の生命を完全に持續することに努めせしめねばならない。生命を犯す病魔には、自己の不注意に基く場合と、防ぎ切れない傳染徑路を辿り人から人へと人體を犯す傳染病の場合とがある

この傳染病の如きは、幾多の人命をも容易にして奪ふ人の生存上の脅威であり、恐るべき強敵である。之れ等の疾病に對しては各人は自ら油斷なく警戒を嚴にすることは、最もなことであるが、傳染病の關係上お互ひ同志が鞏固なる團結心以て力ある共同戰線を張り、彼の撲滅に、驅逐に怠らざる努力を斷行することはより以上の必要なことである。故に家族は勿論、近隣、知己、一村、一町、一國と全般が悉つて協同衛結し、警戒網や豫防線を周密にして共々に身體の安全を期し、眞の幸福に到達するやう努めなければならぬ、之れ、衛生自治の本質である。

そこで、衛生状態の向上とか、衛生の完全を期するには、衛生自治生活に基かなければならぬことも、こゝに考へることが出来る。

即ち、國民の健康は個人的の衛生自治の進歩より、團體的たる、自治衛生の發達に依らねばならないが故に、各人の衛生知識の涵養を周到にし、その衛生的自覺と實行に努めしめ、更に之を大衆的ならしむる爲め、衛生自治團體を組織し、之を完全にし、その團體を促進して、團體的に衛生思想の普及啓發を圖り、共同自衛の精神を向上せしめて各人の相互實行を期せしむべきである。

こゝに傳染病にまつるエピソードがある。

十八世紀の初め、ナポレオン第三世の時代に起つた、彼の世界に有名な普佛戰爭に於て、フランスが大

衛生組合の本質は、自治衛生の進歩發達を促進すべき衛生自治團體であると言ふことに依つてその大概を盡してゐることを思ふものである。唯それが、現在の組織に於ては、原則として地方行政機關の補助機關であると言ふ一つの範圍を定められてゐる點に於て積極的のものでないと言ふことになるのである。自治衛生に就ては前に詳述したるを以て、こゝには責務的觀念を述べることにした。現衛生組合は傳染病豫防法に依り、組合組織を以つて、相互協同扶持の精神に立脚して、團體衛生的立場に於て活動すべく、例へば法の要求する、傳染病の豫防救治、清潔方法、消毒方法等に就き、規約の範圍を履行すべき團體的活動の責務を負はしめられてゐる。即ち法定傳染病に對する豫防救治たる消極的實際的業務事業に當り、また清潔方法、消毒方法等に就ても、別に法律に依り、國民一般の施行すべき義務の完全達成を強調遂行すべき方法を施すべき責務の如きであり、これらに關して市町村たる自治團體の事務及義務に對し助長すべきもの、如きであるが、これを協同の力一致の行動を常に及ぼして、而もそれが、相互の扶助的觀念たる道德的美風を以て處すると言ふことが現行法の精神である。素より法律に依り設けしめられたる以上法律的範圍に於ては、忠實に、眞面目に應へなければならぬのであるが、衛生の事たるや獨り傳染病のことばかりが自治衛生の觀念を必要としてゐるものではない。

敗したと言ふことは、種々なる缺陷に基因したことであろうが、衛生に不注意の爲め傳染病に侵されたことが最も大きな原因であると言はれてゐる。即ち佛軍の本據として右翼、左翼にメツ、とセダンの兩城があつた。戦ひいよく、酣はなる折柄、メツ、の城に腸チフスが流行し、セダンの城は赤痢病が發生し、甚だしい勢いを以つて流行したので流石の強き佛兵も傳染病には捷ち得ず、又、傳染病の豫防設備は勿論之が救治に就いても初めより深く考へを及ぼして得なかつたが爲め、益々の痲痺に已むなく涙を呑んで終に白旗を掲げたのであつた。斯くてメツ、の城の猛將たるバセスは降参し、セダンの城では佛軍を統率せるナボレオン第三世が捕虜となるの悲惨な敗北をしたのである。されば普魯西の大軍は潮の湧く如くいよいよ熾んな勢を以つて佛都パリに侵入し、國城を十重二十重に取り圍み包圍戦に移りたれば、城内の兵は籠城快死を以てその守備に努め籠城既に百三十餘日に及べる時だん／＼と食糧に攻められたるが、包圍四五十里に及べる爲め、之を求むるに道なく、得るに術もなく最早城兵の多くは飢と疲の爲め、辛じてその守備を續けて運命のみ俟つより外になかつた。斯る悲痛な折、無残にも城内に天然痘が發したのであつた。その性極めて惡質にして、その勢ひ強くまた／＼内に城兵に猖獗した。素より決死の將士と雖もよもや傳染病の爲めに死するとは夢にも考へて得ない、さりとて豫防の術もなく、百計技につきばて血涙に泣いて五十六億フランに、二ヶ國の領土の一部を割へてウエルサインの城下に講和を盟むとしたのである。その時勇將ガンマツタの計略に依つて輕氣球に依り、北軍其他の城外に編成したるも終に力及ばず敗北に期して始末つたのであつた。斯る悲惨事も傳染病發生した爲めであり、それに豫防の自治精神の不充分と、その施設が不完であつた爲めである。

x

x

公衆衛生にも勿論自治觀念の必須とするものである。尤も廣義の傳染病豫防は、總て凡ゆる方面の衛生事項に關係を持つことであるから、本縣の衛生組合規則の如きに於ても既に各方面に衛生組合の活動を要求してゐる、例へば上下水改良除害の如き一般衛生思想の普及の如き、公衆衛生に關する事業の如きであつて、近き將來に衛生組合法の發布されるが如きも、常に法人格とせんのみでなく、その事業に地方病豫防の事項など加へて、多少なりとも積極的公衆衛生の方面に貢獻せしめんとしつゝあるものである。

而し現在の場合に於ても、また法人となる場合に於ても、組合の責務たるもの、最も大なるものとして考へられるは環境の衛生的改善と、衛生の實行強調たる事案である。一區劃的にその地方の情況に由つて、機宜なる方法を講じて各人が自然に衛生生活に入るべき環境を造ること、相互矯正しあつて實行の強調を圖ると言ふ地方的、區劃的の條件を必須とするこの方面の事業は、是非共衛生組合の如き適切なる團體の力に依るべきである。

2 法律上の地位と性質——沿革的私見

現在の衛生組合は、前にも述べたる如く、明治三十年法律第十號、傳染病豫防法

第二十三條に「地方長官は衛生組合を設け、清潔方法、消毒方法、其他傳染病豫防救治に關し規約を定めしめ之を履行せしむることを得」との法律に根據して各地方に普遍的に設けらるるに到つたものであるが、これを以て直ちに地方衛生團體として法律上の確立を得てゐる行為能力の充分なるものとは言へない、また権力行為を有する團體とも言へない。而しながら後に述べる我が國自治制度の發端たる五人組制度に其の流れを汲み、而も法律上の強制組合である點より考究するときは、例へ法律上に確然たる地位を有せざるも、傳染病豫防たる關係に出發したる衛生自治の本質を有する意義に於ては、特定の範圍に於ける自治團體として、現在の市町村と擇ぶところがないと言ひ得る。けれどもそれは、實體法上の見解であつて、形式法上の關係に於ては、單に公益上に於ける自治的團體であり、公組合であると言ふ程度に解するより外にない。が、例へば組合員の當然加入を縣令で規めたり、過怠金を徴收する特典を賦與したるが如きは、法律上の社團的地位を認められてゐると言ふも過言ではない。

斯る問題も、組合法が發布の曉は、法律上に於て、公法人としての、人格的地位を得ることになり、その法律に於て認められたる範圍及一般法人としての範圍に於ける權利の主體となり得ることゝなる譯であつて、明らかに公共團體として、市町

村たる自治團體の内に存在し、保健衛生上充分なる活動能力と権利能力とが賦與されることになるのであることを申し述べて置く。

法律上の性質と言ふ點から現在の組合を見れば、現衛生組合は法人ではない。即ち組合自體は、集合體ではあるが、組合そのものが自然人でない。また特別に法律を以つて人格を與へられてゐない。権利の主體となることを國家が認めた範圍で許されてゐるものでもない。自然人は生れながらにして、其の人格を得てゐるが、自然人でない集合體は法律で直接又は間接に人格を認めて、之を與へることを認承したものでなければ、法人たるの資格がないのである。衛生組合は、例へば組合法の如き、直接に之を認める法律なく、或は其の他の法律を以て間接にも法人とされてゐないが故に、公法人とも、私法人ともならない。が、公益を目的とせる権利能力なき社團とも言ふべきものである。實體法上より之を見れば、組合長の如きは、其の代表權に於て寺院の檀徒總代に於ける場合の如く、其の組合を代表して権利の主體ともなり、別個の法人的人格を有し、代表して権利能力を有するもの、如く認められてゐる。

山田衛生局長は、衛生行政法論に於て

衛生組合は法人格なき公組合である。法人格を有せざる組合ではあるが、組合の目的とする事務が、公共事務であり、其の設置を強制せられ、且つ組合員に對して組合が強制力を有し、其の組合規約に於ては一定の制裁を規定し得べきが如きは、例へば法人格を有せざるものと雖も、之を公組合なりと認むることが至當である。

と言はれてゐるが、一般の通説としては衛生組合の如きを單純なる理論を以て、組合の關係を民法上の關係なりとして普通の私組合たることに止め、組合費の如きに於ても、民事訴訟法に依るものなりとしてゐる。私は、通説をとるものなるが只之を一般の私組合と考へず、公共團體の性質を有する公的組合なりと謂ひたい。其の強制力に到つては、公法的であり、組合費の徴收に到つては組合の規約に依り組合員に對して、實體法上より組合長たる所謂代表をして権利の主體たるべきもの、民法上の關係にあり（註一、二）とせば、権利能力の點に於ても、組合に法人格的能力を有するもの、如くなれば、法人格はなくとも、公法的關係に依り設置せられ公共事業を以て目的とし、強制力に公法關係或ひは権利の主體たり得る實體法ありとする處より公的組合なりと考へるのである。

なほ、組合員に對しては、以上の如く其の規約に依り、民法上の關係を以て之に従はしむることを得るも、組合員以外の第三者に對して勿論その效力を及ぼさざる

ものゝ如し。

註一、組合に屬する債權は組合員の一人にて其の履行を請求し得ざるは勿論なるも若し組合規約に依り其の一人をして自ら債權を實行せしむることを定めたるときは其の規約に従ふことを得べし（名古屋控明治四一、一〇、二〇判）

註二、法人に非らざる集合團員が、規約に依り實質上其團體員に屬する權利を其の幹事又は總代等の權利として行使し其の行使上訴訟を爲し得ることあるも其の規約に關與せざる第三者に對して其效力を及ぼすべきものに非らず、從て幹事又は總代は團體の代表者として第三者に對し訴訟を爲すことを得ず（廣島控明治四〇、五、一五判）

沿革的私見

こゝに述べる沿革は、所謂私見であつて素より未完成のものであり、極めて淺見なるもの故に、不十分なることや過誤のあることは、豫めお断りして置くが、若し同好の諸氏の何等か參考に益する處があれば滿腔の欣びとする。

一體この衛生組合の如き隣保扶助の團體は、大衆團體たる社會または國家には必然的に存在して來ることは誰しも考へられることである。現在の地方制度の如きも維新後のものでなく遠く徳川時代または、より遠く藤原時代にも既に起つて居た、ものであつて、その時分の隣保協同扶持が、今日の地方制度として確立するに至つてゐるものである。然れば衛生組合は地方自治に對して唇齒の關係にあり、またそ

の組織及形體が現在の組合は丁度昔の地方制度の組合とその性質を殆んど同じうするを以つて、或ひは往時のそれを現組合の起源なりとするも決して不當なものとは思へない、寧ろそれなりとして考へる方が適當であると言ひ得るのである。この見地より歴史を考へるならば、その詳細を述ぶる餘裕を有せぬが、今から約千二百八十年程前の時代、孝徳天皇の大化年間に於て、有名なる大化の新制が行はれた頃斑田の制度が施かれ、その時分に藤原氏の政權に於て『莊園』の制度が全國に行はれた、これに續いて戸法の制度と謂はれてゐる戸籍役場の様なものが置かれ、その内に各戸は五人にて一人の長を置き、一種の家を基とする團體を造り、總ての事態に就いて相互連帶責任又は義務として協同自治の精神に依り處決すると言ふ制度があつた。その後徳川時代に於て明らかなる五人組と言ふ近隣相互扶持の制度が行はれ、その團體に依り、日常の事件、農事、布達、衛生と言ふ様な萬事が處理せられたものである。これは現在に於ても吉凶禍福に就て何かと隣り近所へ自然の交際を親密に行つてゐる如く、社會生活上に自らと起つて來る自治體である。その當時の内容は現在の傳染病とか、衛生上とか言ふ嚴格なる言葉を用へなかつたにしても、その一部にはそれに相當するものあることを認め得られるのであつて、これを現在の衛生組合の濫觴であると言ふも過言ではないと思ふ。

それが御維新後は地方制度と更まり、一時組合が自然廢止となつて、一寸中斷したやうで判然せぬが、明治十六、七年の頃より各戸長役場に衛生係と言ふものが置かれてあつてその下に、各字村に一般民間より衛生補助員とか、衛生員とか言ふものが置かれ、それを傳染病其の他衛生關係の補助機關として従事せしめつゝあつたが、明治十九、二十年頃から衛生組合と言ふものを、各府縣に規則的に設けらるに至つた様である。而し衛生組合なる名稱、また衛生組合なるもの、嚆矢などは、未だ筆者に於て判然してゐない。その頃の組合行事は、邸宅内の掃除清潔、汚水の排除、便器の改善、井戸河川の浚疏、飲食物に就いて腐敗物の嚴禁及び多數人集合して猥りに飲食を禁じ、貧困疾病者の救護等、精粗たる嫌はあるが、兎に角其の要は得てゐたと言ふべきである。而して其の當時の役員の如きも相當喧ましきものであつたことを想像出来る。例へば、名古屋の如きも、まだ名古屋市が區と言つた時代と思ふが、左の如き記録がある。

一、明治二十年六月縣令第七十號ヲ以テ衛生組合準則ヲ發布セラレ、始メテ各町ニ衛生組合ナルモノヲ設ケ、衛生組合長ヲ置キ尙衛生組合取締會ヲ組織シ、取締會長一人及其ノ補助員十數名ヲ置クコト、ナリ之ガ選舉ハ區長ニ於テ執行シ、當選者ニハ委囑狀ヲ交付シタリ。而シテ各役員ハ毎月一回以上名古屋區役所内ニ衛生役員會ヲ開キ衛生事務ニ關シ諸般ノ協議ヲ爲スヲ例トシタリ。

其の後各府縣に漸く整備されもたのゝ如くなれども、本縣の如きは明治二十八年に至り左の如き訓令が出てゐる。

市町村衛生組合設置標準 二十八年六月 郡役所
縣訓令第六號 市役所

- 第一條 市町村ニハ每小字或ハ一部落若シクハ五十戸以内ニ於テ地形ノ狀況ニ由リ適宜衛生組合ヲ設置スルモノトス。
- 第二條 衛生組合ニハ正副組合長一名ヲ選舉スルモノトス。
- 第三條 衛生組合ハ市町村長ノ監督ニ屬ス。
- 第四條 衛生組合長ハ組合ニ屬スル一切ノ事務ヲ整理シ組合長事故アルトキハ副長代理スルモノトス。
- 第五條 衛生組合長及副長ハ時々組合内ヲ巡視監督シ第六條ノ事項ヲ督勵スルモノトス。
- 第六條 衛生組合ニ於テ常ニ協同施行スベキ事項概ネ左ノ如シ。
 - 一、飲料水、使用水ノ清潔法ニ關スルコト。
 - 二、家宅内清潔法ニ關スルコト。
 - 三、溝渠、下水、汚水溜等ノ浚渫疏通ヲ計リ尙テ之ヲ保續スルコト。
 - 四、便所、塵芥溜其ノ他汚濁ノ場所清潔及改良ニ關スルコト。
 - 五、蠅又ハ病毒傳播ノ虞アル虫類驅除ニ關スルコト。
 - 六、傳染病豫防消毒ノコト。
 - 七、傳染病類似ノ病症アルトキハ速ニ醫師ノ診斷ヲ受ケ又ハ警察官吏若クハ市町村役場ニ届出ツル

道廳及府縣	市(區)			町	村	組合數	經費	基本財産
	市(區)	町	村					
北海道	(五)	三	二六二	三	二九四	七九〇	不詳	二〇、二一〇、六四〇
東 京	二	三	一五七	三	一九一	八〇九	一五三、九七二、七五〇	三三、一七、七五〇
東 都	一	三	二四七	三	二六九			
北 海		三	二六四	三	二九六	三九	(判明セルモノ) 二九三、九三三、五〇九	二〇、〇〇〇、〇〇〇
大 阪	二	三	一七六	三	一九八	二二二	六、〇一四、七七〇	一九、三九、〇〇〇
神 奈 川	二	三	一七六	三	一九八	二二二	六、〇一四、七七〇	一九、三九、〇〇〇
兵 庫	四	三	三三三	三	四三三	三、一四八	(判明セルモノ) 一三、〇六四、〇〇〇	不詳
長 崎	二	八	一九〇	三	一九八	一、七九二	不詳	五、八八、〇〇〇
新 潟	三	四	三七一	三	四二五	二、四四〇	七、三三〇、九四〇	

經常費の明なる府縣(東京、新潟、埼玉、千葉、茨城、静岡、山梨、長野、宮城、福島、青森、山形、秋田、鳥取、島根、香川、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)につきて見るに經常費五二五、二八八圓四八七にして之れに對する組合數は三七、五七九なるを以て一組合に對する經常費は一三圓九七八なり。

全國衛生組合、經費、基本財産

八、組合内ノ患者隔離遮斷中教授ニ關スルコト。
 九、組合内ニ於テ時々通俗衛生講和會ヲ開クコト。
 第七條 一市町村内衛生組合長ハ一個年二回以上會同シ衛生ニ關スル事項ヲ協議又ハ講話スヘシ。
 第八條 衛生組合ハ規約ヲ設定スルモノトス其ノ規約ニハ相當ノ違反處分法ヲ定ムルコトヲ得。
 第九條 衛生組合設置ノ方法ハ市町村長ニ於テ指示シ、其ノ規約ハ縣廳及所轄警察官署ニ報告スヘシ。
 本縣の現在の組合の前身は、この二十八年の訓令後に發布されたるものにして、即ち、明治三十年法律第三十六號傳染病豫防法に準據したる、同三十一年三月縣令第十號同法施行細則及同年六月縣令第二十六號衛生組合設置規則に依り縣下全般に設置せしめられたる組合にして、其の當時は法律の公布に依り、同法に基づいて、全國普遍的に衛生組合の設置を見たもの、如く、往年内務省で調査したところに依ると左表の通りである。

全國衛生組合數と經常費

我が國に於ける衛生組合數は報告なき府縣(京都、群馬、岐阜、岡山)を除き總計七七、一一三にして、我が國に於ける市區町村數は總計一二、二三六なるを以て組合數の不明なる府縣に於ける市區町村一二、二四を控除したる一一、〇一市町村に對し組合數は七七、一一三なるを以て一市町村に對する組合數の割合を求めれば七に當る。

福	岩	青	山	秋	福	石	富	鳥	鳥	岡	廣	山	和
鳥	手	森	形	田	井	川	山	取	根	山	鳥	口	歌
二	一	二	二	一	一	一	二	一	一	一	四	一	一
四一	二二	二二	二五	四三	一〇	一九	三三	一四	一五	四三	四三	一九	二五
三七八	二二七	一五六	二〇四	一九六	一六八	二〇一	二二七	一七八	二七一	三五六	三八六	二〇六	二〇八
四一九	二四〇	一六八	三三九	三三九	一七八	三三〇	一九二	二六六	二六六	四〇一	四二九	二二五	二二一
三三三	七八三	一七〇	一、七三〇	二、五四二	二八三	四、五三二	一、七〇三	三、三三一	三、三三一		一、七八〇	三、六五〇	八二四
一四、一五五、七〇〇	不詳	八、〇五三、〇〇〇	四七、九六九、四三〇	三、三〇七、〇〇〇	不詳	不詳	三、七一一〇	七、七〇六、三四〇	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
		二、四七〇、〇〇〇									(衛生給考時價) 一五、〇〇〇、〇〇〇		不詳

宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	栃	茨	千	群	埼
城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	城	葉	馬	玉
一	三	二	一	一	二	三	三	一	一	一		二	
六	二五	四三	一八	七	四一	七一	二二	一八	三三	四六	七五	三八	四
一六七	三六六	二九七	一八四	二二五	二九八	一九二	三三四	一三六	一四三	三三四	二七四	一六八	三三八
二〇三	三九一	三四二	二〇二	二四二	三三九	二六二	三三七	一五四	一七五	三八〇	三四九	二〇六	三七二
一、一七四	三九四		二、一九一	一、四四六	一、七三三	二六二	一、四五二	一五四	一、〇三三	三六八	六、九六七		二、六三一
二二、八七〇、五五〇	六四、七二四、〇〇〇			八、一八九、六六五	一四、八〇六、九四〇	不詳	三、二一〇、〇〇〇	不詳	一四、八六〇、一一〇	八、四六五、五四〇	二、九六〇、〇〇〇		一〇、五二四、〇〇〇
四、四三二、一一〇	二五、七九九、〇〇〇			二七、五九三、三五六	三、〇四五、九七〇	不詳	五〇、〇〇〇		一、四六〇、〇〇〇	一、七五五、〇〇〇			

衛生組合要綱

東京府 下水の浚渫、厕所除消毒蠅に對する石油乳劑の撒布、塵芥の處分、豫防注射の奨励衛生講話會等を開催しつゝあるも豫防消毒清潔方法施行し積極的活動をなすもの殆ど稀なり。
 大阪府 溝渠の浚渫撒水掃除鼠族驅除講話會、活動映畫展覽會等開催清潔消毒方法に便宜を計れり。
 兵庫縣 下水溝渠等の浚渫、塵箱の設置蠅の驅除、健康視察講話會、活動寫真劇幻灯清潔法の施行に従事、流行事には豫防宣傳病調査隔離中のものに日用品及勞力の供給等をなす。
 長崎縣 清潔方法施行の際助力し流行時には健康視察並患者に對する日用品の調達等の用務を辨ぜり。
 千葉縣 衛生講話、活動寫真其他の方法を以て衛生思想を普及並に自衛及共助の必要を奨励せり。
 茨城縣 清潔法及種痘の勵行並患者發生時に豫防救治に従事し居る組合自發的活動見るべきものなし。
 奈良縣 清潔法に際し検査に立會する位にして傳染病發生の場合等に活動充分ならざる憾あり。
 三重縣 市街の清潔保持、水質検査の上不適水改善を圖り、衛生講話衛生劇展覽會の開催をなさしむ。
 静岡縣 患者の消毒、患者の收容に助力し清潔法施行に従事。
 長野縣 傳染病救治に従事消化器系統傳染病發生の場合の煮沸水供給をなし患者早期發見の爲め函を設け清潔法の施行等をなす。
 岩手縣 清潔方法施行、飲料水検査を行ひ適否を定め之れを表示すること消毒方法施行に際し機械器具藥品の供給衛生講話會の開催等をなす。
 山形縣 清潔方法施行監視をなす其他記すべきことなし。
 富山縣 自衛的消毒所を設け晝夜兼行す、有毒地より來るもの、健康視察消毒河川の消毒組合内の檢病調査、死體、患者の取扱ひ煮沸水の供給消毒の施行河海水の使用禁止に對し警戒、豫防注射の

全國衛生組合活動の狀況

德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
一	二	一	一	七	一	一	一	一	一	(三)	(七)
二四	一八	二六	二〇	五〇	二八	二二	元	三三	五	一	一、三九
一二五	一五八	二七〇	一七六	二八六	三三九	二二三	三四	八八	二七	三三	10、八〇〇
一三九	一六六	二九六	一九六	三三六	二五七	一三四	三六三	100	一四二	五三	11、155
八五	一、四三二	一、六三八	一、八四六	三、八二五	二、二八八	二、八三七	四、五五五	二、五五六	六三八	五八九	七七、113
一二組分	一、四四二、七六〇	二〇、五六八、七〇〇	一、七七三、六〇〇	三、二一八	不詳	不詳	二六、一七二、〇〇〇	五九一七、三六〇	七三、一八〇、〇〇〇	四八四、四二〇	
一〇、四四〇	一五、五六九、一八五	不詳	一、六二六、〇〇〇				三、五三四、〇〇〇		七〇、九六、〇〇〇	五1、〇〇〇	

(經費計上セル數一六五〇基本財産ヲ有スル組合數一六一) (判明セルモノ)

助力等

- 鳥取縣 衛生保持並に衛生に關する諸般の會連周知に従事豫防上の警戒をせり。
- 廣島縣 規約により活動すべきも概して他動的なり。年二回組合員の召集協議に衛生講話を開催せり。
- 山口縣 清潔法施行に關する令違を爲すのみ。
- 香川縣 檢病的戸口調査、患家の消毒、蠅驅除の督勵策衛生講話會の開催衛生上の注意清潔方法施行。
- 高知縣 清潔法の施行。
- 福岡縣 清潔法の實施衛生講話會の手傳豫防接種豫防宣傳採便に従事。
- 大分縣 消毒隔離病舎の見張遮斷中の患家用便、其他雜役、井戸、下水浚渫石灰の分配。
- 熊本縣 豫防救治に従事、清潔法の施行、督勵、衛生講話、患者の早期發見に努む。
- 宮城縣 檢病的健康調査患者の早期發見、隔離せらるる家に食料品等の供給に従事。
- 鹿兒島縣 清潔法の勵行、種痘の普及、衛生幻燈講話會の開催、患者の早期發見。
- 和歌山縣 下水路の浚渫傳染病發生の場合被隔離者の用辨、飲用水供給、井水改良に俱ふポンプ装置等。
- 徳島縣 清潔方法施行、活動寫眞講演會開催組合内學校へ豫防薬として胃腸薬を無償にて配付せり。
- 新潟、埼玉、群馬、愛知、秋田、福井、石川、岡山、佐賀の各縣特記事項なし。
- 北海道、京都、栃木、山梨、滋賀、岐阜、宮城、福島、青森、鳥根、愛媛、沖繩の各道府縣報告なし。

×

×

從來衛生組合は種々事績を擧げてゐるものもあつたが、その概況は町村の一般事

務に捉はれ過ぎ、或ひは冠婚葬祭、又は入營除隊の送迎其他睦會の如き事務を多く取扱ひ、衛生上に於ては僅かに春秋二季の清潔法施行の際、之れに援助するとか近頃では豫防注射の手傳ひをするとかの程度のもので、やゝもするとその建組合の主旨を忘れんとするの憾みがある。これ等には土地の状況に依り、事情止むを得ざるものもあるが、畢竟するに組合員たるもの、保健衛生上に於ける自覺の不充分に原因するものであると思ふ。

而して本縣組合の大勢は兎に角漸進的に發達して來たことは認め得られると思ふ、試みに昭和元年末の調査に依れば横濱市は二〇八、全縣下では一、五九九組合にして、この組合の同一ヶ年の決算額は參拾貳萬六千八百五拾八圓拾錢の多額に達してゐる、而して各組合の規約及施行事項は或ひは土地の状況に依り、又は設定の時期等に依り、區々たるの憾あるも目的、事業、組織等に於ては殆んど一定して居る。其の活動状況は常時的のものとは非常時的のものがある。即ち非常時的とは傳染病流行時に於ける場合で、常時的には春秋二期の清潔法施行の助成又は周期的に便所、塵芥箱の消毒及び清潔處置、其他防蟲の方策區域内の撒水等にして、傳染病流行時に於ては常時の事項を勵行する外、豫防注射の普及徹底、衛生上障害あるべき場所に豫防消毒劑の撒布、組合員の健康視察等を行ひ其他市町村の豫防施設を助

成し相當成績を歟めつゝあるものもある。

殊に最近に於ては他組合と共同して衛生宣傳、印刷物の配布、衛生劇、同活動寫眞、衛生デー又は講話、講習會を實施し一般の衛生思想普及啓發に活動し、傳染病豫防、救治は勿論自治衛生の振興發達に漸次其の効果を擧げつゝある。

斯くの如く其の發達見るべきものあり、其の施設も着々と歩を進めつゝあるも、猶ほ舊來の規定の不備なる點多々ありたるに鑑み昭和三年三月縣令第二十七號を以て現行規則の發布を見たのである。

3 衛生公益の爲めの團體

法人格を有せざる團體にも、公益を目的とするものと、専ら營利を目的とするものとがある。例へば、學校組合の如き、公共の利益を目的とせる營造物に對する組合、即ち公益を目的とせる組合と、同業者の營利を目的としてたてられる同業組合の如きものがある。衛生組合は衛生公益を目的として地方長官の指示に依り、市町村に設置される公益組合である。

例へば、組合事業として組合内の塵芥の蒐集、處理、または寄生蟲驅除の爲め驅蟲藥を組合員に服用せしむるが如きは、組合員のみ受くる利益と考へらるゝも、

之を社會的に共存共榮の見地より想致するときは、取りも直さず公共の福祉増進の一助にして而も普遍的なる組合設置の主意そのものが其の機能をして組合員相互の疾病豫防に効果あらしめると同時に、公共の衛生施設に貢献せしむる目的にある以上、常に公共的精神を以て克く協同し、衛生公益の爲めに活動すべき團體なりと謂ふべきであり、組合員も不斷に其の觀念を持たねばならぬことは、當然の責務である。

第二章 存立の意義

1 一定の區域内に存立する強制組合なり

組合の意義に於て人を基礎とする組合と、地域を限つて其の地域内の事件を處理する組合との大別方法がある。

衛生組合は後者に屬し、一定の區域を限りその區域内に存立する地域組合である。なんとすれば、溝渠並に汚濕地の衛生上の危害に關する場合の如き、または、行路病人の救治に關して衛生組合に係る場合などの如きは其の地域内の組合の活動に俟つべきである。而し相互扶持と言ふ自治の觀念から見れば、組合員たるもの同志に

依り組織し、成立して其の性質から考へると地域の組合とは言ひ得ざる如く思はしめらるゝも、尠くとも今後公衆衛生と言ふ方面に活動を求むるものであり、法人と言ふ立前に進めらるゝものなる以上、一定の地域を基とする組合と解釋して置きたい然して、現在の制度では強制的に設置せしめられてゐる組合であることは前にも述べた通りであつて、法律的には地方長官に其の設置の権限を與へたのみであるが地方長官は何れの府縣とも殆んど其の設置を強制してゐる。また組合の性質上其の設置を強制さるべきものであると信ずる。兎に角法令に依り設置すべく命ぜられたる場合に、其處に強制的關係が生ずるものであつて、本縣の組合の場合は強制組合たること論を俟たぬ。

尙一言を要するは、現在の強制は市町村に強制してゐるものである以上、市町村たる法律上の自治團體に強制力を及ぼしてゐるものであり、延いて市町村住民全體に強制力を及ぼしてゐるものなのである。

(註) 傳染病豫防法施行細則第三十條(昭和二年八月縣令第一〇三號)

市町村ハ別ニ定ムル規則ニ依リ衛生組合ヲ設置スベシ。

2 疾病の豫病救治に處せしめられたる 公的自治組合なり

傳染病豫防法上の現衛生組合は、其の豫防上必要な事務の一部に付、自治協同に俟つべき事業を、組合の方法に依り規約の設定を以て行はしむべきことを要求されてゐるものなのである。即ち組合の機能たるものは、傳染病豫防の一助たる本旨に立脚せねばならぬと言ふことなのである。例へば清潔方法の如き、積極的豫防法として効果の顯著なる事業にして、而も自治的でなければならず、また協同的でないければならないものなること、或ひは、消毒施行の如き、消極的なる豫防措置のこと、また或ひは豫病救治の如き協同扶持の觀念に依るべきものなることなど、須らく、自治の精神に發露すべき事案に對して其の活動を要求し、其の機能たらしめられてゐる。斯る法律的要求を受くる、公的團體なる以上は、私的觀念に置かるべき性質のものにあらざるの必然的、一般的見地に於て之を公的のものとして、取扱はるゝの當然と解せられてゐるのである。(第一章參照)

而して、機能に於て傳染病たる疾病の豫病救治に處せしめられたる組合なりと雖も、これは本質的意義にして、これを以て直ちに活動の範圍を限定せられたるものと言はむか、明らかなる不當の論にして、また法の精神に非らざることも充分考へ得らるゝのである。なんとすれば、自治と言ふ觀念を不文律の間に要求してゐることを以つても、之を反覆考覈するときは、その自治上に必要な方面に活動するこ

とを容認してゐることを察知し得るからである。自治上に必要なる方面の活動とは、組合體自存の發達上必要なる事業にして、或ひは吉凶禍福に對する慶吊を分つが如き、自衛自警に關する如きにして、それらは協同扶持の精神を助長深厚ならしむるものなる以上、組合事業の遂行上、協調上寧ろ望ましきものなりと言ふべければなり。けれども組合の意義はそれらを従とするものなるを以つて、その主たる疾病の豫防救治に處せしめられたるそれと主客を過まるが如きことなき様注意すべきである。

3 公衆保健衛生の改善發達を 圖る爲めの協同組合なり

組合の客觀的意義として、傳染病豫防法上の機能以外に、公衆保健衛生に對する活動も認められなければならぬ。私は今後の組合に對しては、寧ろ保健政策的立場に機能の範圍を擴大することを要求されるものであると思ふが故に、第一章の總説の大意はこの意味に於て、謂はゞ意見を述べたるものにして、またその必要を組合法の發布と言ふことに依つて當然生じて來るが故である。

傳染病豫防法に於ては、其の機能を定めたるのみで、活動力を制限したものは解せぬ。故に之が豫防の積極廣汎なる意味に於て、單に疾病の豫防救治と云ふ消極

的性質を、如何なる病原菌の侵襲に對しても、これに抵抗し得る體質を造ると言ふ保健的方面に擴大し、之を社會公衆的の範圍に及ぼして、其の改善發達を圖ることも、衛生組合の目的であらねばならぬ。

國民保健の實を擧ぐるには、先づ協同團體を利用することは機宜なるものであるこの見地に於て、本縣規則は、既に公衆保健衛生の事項に就ても、或ひは之れが爲めの協同組合なりとの一部解釋に依り、事業の範圍を廣めて、之を懲慝してゐる。宜しく組合は從來の局部的一方的解釋にこだわらず、衛生上陋習の打破、不完全な生活境の衛生改善、地方的保健衛生の向上策等々、保健衛生の公衆的政策に、努力を傾注さるゝことを要望して已まぬ。

第三章 組合の構成

1 區 域

組合には一定の戸數を限つて設ける方法と、市町村の各部落を區域として設ける方法と、市區町村を單位として設けらる方法とがある。前二者は比較的小組合制に多く、後者は概して大組合制に多い。

從來、衛生組合に對する各地の規則は、概して小組合制をとつて居たのであつて本縣の如きも衛生組合設置規則には、市部に於ては、二百戸又は一小區域、郡部に於ては五十戸又は各字と言ふやうに規定され、小組合を要求して居たのであつた。所が、最近の各府縣では、之を大組合制に革めて來る傾向があり、近頃の規則改正を見た所では大抵市町村單位と言ふことにして、所謂大組合制を理想として、規められてゐる。近く發布されやうとしてゐる、組合法の如きも、その案に依つて見れば、之を市區町村の區域と言ふことにされてゐる。

本縣の規則も、從來は前に述べたる小組合制であつたが、今回の改正に於ては、大組合制をさることとし、原則としては、衛生組合の區域は市町村の區域に據ることによつて定められてゐる。それに但書を以て土地の状況に依り、特別の事由ある場合はこの限りでないとして除外例を設けてゐる。

この大組合制を理想としてゐることは、衛生組合の施設の充實、地方自治の確保市町村との調和、組合の自存及發達、と言ふ點に、最も意義あることで、組合の活動機能を充分發揮せしむる上に於ては、誠に理想的と信ずる。

小組合制に於ては組合員の一致とか、實行とかに於て容易であるが其の他の點は不充分である現在の組合は、組合員の負擔金本位となつてゐる關係上、組合施設を

爲す場合、費用の負擔割を徒らに重荷せしめ、猶充分の施設が行はれない。大組合制の場合は多數の組合員を得らるゝことより、小額の負擔金を以て、相當經費を要する大施設をも容易に爲し得らるゝのである。又現在の自治制たる市町村をして、部落本位としての個々の精神を、成るべく除去して地方自治制の確保を圖るの點、或ひは、組合が市町村の補助機關たる性質上、現在の市町村との調和を圖る上に、或ひは、經濟上に於ける自存の點、大衆的發達の點に於て、利便が多く、組合の順調なる發達と言ふことも期せらるゝと思ふ。

特別の事由ある場合 市區町村の區劃に據らずして、適當なる區域を以て設け得らるゝの特別規定は、土地の状況に依つて之を認めらるゝものにして、即ち、地勢の關係で統一上組合施設上に不便なる場合、又は從來の慣習とか、その他因襲的關係より、一村一組合、一町一組合とするの困難なる事情ある場合、或ひは、町村内の全部落を一括するとき、組合の平和を租害するの虞ある場合、その外、從來二ヶ村組合、又は三ヶ村組合となつてゐて、之を分離し難き場合の如きは、特別の事由存するものにして、之等は設立者に於て、その實情を斟酌し、組合の圓滿と利便を考慮して、この特別規定に依り適當なる組合を設立すべきである。

苟くも一戸構ふるものは、其の地域に屬する組合員たることは、新規則の上に於て、或ひは、強制組合である點に於て、當然組合に加入すべきこと、又當然組合員たることを強制されてゐるものである。

衛生組合は、公共を目的とし、一般的公衆的にその實行を要するものなれば、之を一部の、又は特殊のに限ることなく、極めて範圍を廣くして、悉く組合員として其の實行に到さしめ、各人の健康を個人的にも、團體的にも、保全と疾病防備が期せられねばならぬ爲である。

組合には土地の一部のみを限つて設けらる場合と、特殊の業態を限つて設けらる場合とがある。衛生組合は、或ひは都市を限り、又は農村を限り設けらるべきものでなく、亦一種の業態にある人を限つて設けらる同業組合の如きものとは、其の趣を異にし、廣く全般的に、如何なる營業にも關係なく、都鄙の別なく、普遍的に設けられ、各地に於ける一戸の構へ主は、男女を問はず、組合員となることに當然規則で強制されてゐるものである、故に、その區域を以て設けられたる組合に對し區域内に一戸を有する所謂組合員たるものは、組合員としての使命、又は義務を果すべきであり、權利も行使し得ると言ふことになる。而し權利行使に就て、その時期等は、組合の規約により一つの制限を設け得るものなれば、組合にて適宜に出來

得るものと解するものである。此の點は其の組合の規約に従ふの外なきも權利義務の關係は當然生じて居るものと謂ふべきである。

尙組合員の家族たるものは、組合員には非らざるも、組合員に準ずるものである一戸の構へ主を組合員とすると言ふことは、組合に對する責任者を明確にし在るもので、その責任者たるは、即ち一戸の家長を以て充てらるゝものにして、之現在の家族制度を尊重し、一家のものは凡て家長の下に従ふ道德の本義にして、國家平和の基源を造るものなるこれを益々確固たるものにせんの主意に外ならず、之に依り、組合員の使命は家長に依つて果され、家長は又、家族に命じてその周到を期する、家族たるものは家長の命ずる處に依り、その實行を期して、各人の健康を圖る茲に於てその目的が達せられるのであるが、この家族的小團結の益々鞏固となるにつれ、自然一村一町、延いては一國の團結も鞏固なるものとなり、而も衛生的團結であつて、殊に強い自治心も伴ふことであり、この精神こそ、國家隆盛の大理想實現に肝要なるものである。

次に規則は、衛生の徹底を期する爲め、組合員の範圍を廣くして、其の區域内に、工場、寄宿舎、病院、營業所又は事務所等を經營するものをも、組合員としてゐる。故に、之が經營者は須らくその地域の組合に加入すべきであり、當然の組合

員である。この場合、その経営者が、經營土地に居住しなくとも、その營業所又は事務所その他の代表者として、その經營せる物に對する組合員となるものなのである。

以上の外倉庫、共同宿泊所、アパートメント、その他の建造物の所有又は經營、管理するものも、その地域の組合員とすべきものと解して大過なきものと信ず。

たゞ、公共の福利を目的とせる所謂自治團體の營造物、又は官公署の廳舎の如きを組合員とすることは、法理と相容れざるを以て、組合員より除外すべきことである。

尙規則は、その地域内に一戸を構へることまたは、建造物を存在せしめてゐることに依り、組合員たらしむべく規めてゐるを以つて、その地域より退去したるとき、又は其の地域内に建造物を所有せざるに至りたるときは、そのときより其の地域の組合員たる資格を喪失し、其の組合に對する權利義務の關係を全部解消することになるのである。

3 組

織

傳染病豫防法上に基く、衛生組合の現制度の多くは、其の組織に關する事務、即

ち設置に關する事務は、法律上權限を與へられたる地方長官から、市町村長に其の取扱を命じてゐる。

本縣に於ても規則第三十二條に於て、衛生組合設置の事務は役員就任に至るまで市町村長之を取扱ふべき旨を定め、市町村に設置を命せられたる細則と照して、市町村の代表者たる市町村長をして、組織の事務に掌らしめられたものである。

一般に組織と言ふ意義は、組合の構成上必要なる條件を具備せしむる手段方法を謂ひ、組合構成員の資格又は區域などを團體の主體たるべき觀念に於て、必要條件的に言及するのであるが、現在の組合には既に構成要件の大概を規則としてあるを以つて、こゝには其の手續上の關係のみを考究することとした。けれども組合法の場合に於ては、原則として團體を構成すべき豫備行爲を、組合を設置すべき地方の民人を以つて自治的に組織することを求めてゐるやうである。

市町村長が、設置の事務を取扱ふ場合に、臨時委員を設くるが如きは、市制第八十三條町村制第七十九條に準據すべきであり。また市町村長の認むる代表者として設置すべき區域内の特定代表者をして、規則第三十二條の設置事務を取扱はしむる方法もある。何れの場合に於ても、その事務取扱者に依つて組織上の認可手續を爲すことは支障ないと思ふ。

組合の機關を別けて、大體三種とすることが出来る。即ち、組合の重要な事案を議決するもの、可否に就いて組合員の總意を定むる爲めのものたる總會、組合の業務執行に掌る爲めの組合長並に理事、組合員に代つて業務の執行狀況と財政の關係を監査する爲めの監事及組合體なる關係上、多數人の爲めにする業務上に就き遺憾なき様諸般に參與せしめて事前、事後に處せしめる爲めの評議員會等である。

A 議決(意志)機關

總會 衛生組合の組合員は組合構成の最重要の存在であつて、其の存在の意志表示は、總會に於て始めて、總意を表現せらるべき性質のもので、所謂組合構成員大多數の意見を以て、組合の意志決定とする爲めに開かるゝ集會である。之れ組合體の最高機關たる絶對的決定權の發生するものである。

斯の如き重要な總會であるが故に、本縣では準則を以つて三分の一以上の出席を要求してゐるのであるが、苟も組合員たるものは、組合の内容を熟知し、また組合の消長に關係する總會議案などに對しては、其の相談に與るべく與へられたる権利を行使すべきであり、而も年一回又は數回に過ぎざる關係にあるものな

るを以て、開催の場合には出席して堂々意見を述べべきである。萬一出席出来ない場合は規約に定むる範圍に於て代人を出席せしめて決議に参加するべきである。委任状を以て差出す代人に對して手續上違法ならざるものは、議決數に算入すべきであるが、此の場合取扱の繁雜を避くる爲め、可成は一人一人の代人を認める方法を可とし、それらは規約に限定するに非らざれば、一般に效力なきものと看做されてゐる。

衛生組合は協同扶持の人間味から造られたる團體なるを以て、組合員たる以上は負擔金輕重に不拘、平等なる一票を各組合員が有してゐることは、株數などに依る株式様のものとは異つた特色を持つてゐる。

組合の總會は規則に依り毎年一回以上開催すべきものとされ(第十六條)その總會にも定時總會と臨時總會の二つがある。普通定時の場合には、財政の一般、事業の概況及新計劃、剩餘金の處分、借入金最高限、役員の選舉等が、その決議すべき事項であり、臨時には、規約の變改、已むを得ざる事件の爲めの財産の處分その他定時總會にて豫期せざりし重要案件の場合が多い。

總會の招集は原則として組合長之を爲すことになつて居り、其の定時期に就ては規約を以て凡そを規程する必要がある。臨時招集に就ては組合長の必要と認め

たる場合を通例とし、その他に役員の数以上又は組合員の五分の一乃至三分の一以上が必要と認むるに至つた場合にも其の組合規約に依つて組合長をして招集なせしむる方法がある。招集には少くとも五日以前に議案を提示したる書面を以て組合員に各通知することが最も適正であると思ふ。

總會の議決の方法に二つある。即ち出席組合員の半数を以て決する普通決議と總組合員の半数以上出席し、其の三分の二以上を以て決する特別決議とがある。規約の變改、解散及合併の自發的の場合の如き其の他重要事項は特別決議を必要とする。

更に役員を選挙に就いては、普通總會の席上に於いて行ふは最も合理的、理想的なるも組合員の多数なる場合、または地理的困難の伴ふ場合は、他日を以て總會の延長たる解釋の下に、適當なる區劃を定めて行ふこともまた一方法である。

衛生組合の總會には、必らず規約に依り定められたる範圍の議案に對する議決を爲すことばかりでなく、最近この會合を機として、衛生思想の普及を圖るべき宣傳映畫會、演劇其の他衛生關係の娛樂を加味したる餘興的のもの、または、名士の講演、善行者の表彰、組合員及び家族の爲めに適當な施設を爲すことが多くなつて來たが、之れらは或ひは出席率を助くる意味に於ても、最も機宜適切なる

ものである。

評議員會 總會代行機關として、評議員會を認めることも出来る。それには組合規約に於て、豫め代行せしむべき事項を決して置くことを要するものにして、例へば緊急なる事項の中にして總會の暇を有せざる重要事項の場合、または、總會を開催することの特別困難なる事情存する場合（例へば數千人の組合員を有する等）一定事項に限り評議員會に代行為さしむるも便法である。合法的に規約して代行機關として存在せしむるときは、常に總會と同一の權能を有するものである。故に其の決議の方法、招集の手續等も總會に準ずることを要する。規則第二十條及第二十一條に於て、評議員會を認めたるもこの精神に外ならないのであるが、而し、社團的なる組合に於ては、例へば代行機關を経たるものと雖も、近き總會または、書面を以て其の代行したる事項を必らず各組合員に迅速に報告することは、性質上必要缺くべからざること、謂はねばならぬ。

B 執行機關

組合長 組合事業執行の最高機關は組合長である。組合長は規則第九條に於ける如く外部に對しては組合を代表し、内部に對しては組合を統轄し、要務を執行することに關し全責任を有するものである。組合長は、或ひは必要なる會議を招

集し、自ら議長となるの如きその権限は廣汎なものであるが、未だ法人格を有せざる組合に於ては、契約關係其他私法上の法律關係に就ては組合長のみにて爲すを許さず、また總會の議決を要する重要事項に就ても組合長の一存には處分出來ぬのである。

理事 組合の執行機關に當る役員に理事、副組合長がある。副組合長は組合長を補佐し、組合長の事故ある場合に其の職務を代理する職務権限を有することは規則(第十條)に於て明確なるが、理事の職務に至つては組合長の指揮を受けて組合の事務に従事するもの(第十一條)規則とのみ抽象的に定むるのみで、組合長の指揮たる範圍を制限するの外何等の分掌的、獨立的關係を定めて居らぬ。之を從來の社團法人的に理事を見るときは、或ひは組合を代表する權限あり、要務執行に關する責務があるの普通なるを以て、この組合組織の上に於ても、社團法人的の範圍迄理事に認めることも解釋上必要なることは論を俟たぬ。故に、本品の準則に於ては組合長、副組合長皆理事の互選として、何れも理事たる資格を有し得て始めて組合長、副組合長たるを認めやうとしてゐる。彼此を繰合するときに、理事專任たるものは、凡そ四五名置き組合の重要事務を分掌することに於て指揮を承け、其の事務に對して、相當の權限と重大なる責任とを有してゐるものと言

ふべきである。例へば理事をして庶務理事、會計理事と分たんか、各々その事務上の權限と責務とを不斷に有してゐる重要なるものと考へることを必然的解釋として取らねばならぬ。亦支部制度を設くる場合は理事を支部長に充つることも適切なるものと云ふべきである。

補助機關 組合長、理事は組合の執行機關として必要缺くべからざるものであるが、此等の活動力を能くし、運用の妙を得るには手足となつて働く者がなくてはならぬ。即ち衛生組合の補助機關である。それには委員として臨時又は常設のものを置くことが出来る(規則第七條)、また、職員として事務員又は書記を置くことが出来る。委員と職員とは同一性質のものではない。委員は理事者の指揮を承け、所定の事務に掌るものにして、これには、清潔、消毒、豫防、何々調査等の委員たるありて、その場合、その必要なる事務に就き特に従事してその方面の事務の運行を圖らしむる性質のものである。職員としての書記、事務員は、全く理事者の手足として指揮命令に依り細目を處理する職業的執務者であつて、指揮命令を遵奉して其の與へられたる職務を處理するものであり、其の處理上に就いて獨立的私見を挿むこと許さぬものである。委員は評議員の兼任が便宜である。

C 監査及審議機關

監事 組合の業務執行の状況を監査する重要任務を以て生れたる監事がある。現在の監事は社団法人的の権限を有せざるも、而し準則に於て示す如く、組合員から單獨に公選を受け、組合員の總意を享けて組合事務を監査する立場にあり、其の主なるものは、會計事務の場合にして、規則に於ては、毎年度決算に付き監事の承認を経ることを要さしめてあり、準則に於ては必要に應じて何時にても組合の會計帳簿、證憑書類、金櫃の類を検査し得ることを認めてある。之即ち自治的團體の多くは會計の紊亂等が懸て弛緩を來たしめ、事業の遂行を租害せしむるに至る弊害の續出するを恐るゝが爲めに特設したるものと謂ふべく、その點を組合員直接代表として監査せしめ、順調なる發達を效さしめんとするにあるものである。その他の業務上に就ても、役員會たると否とを問はず、充分なる意見を述べ得らるゝものにして、組合當局は、監事の意見を最高なる意見として尊重遵守することに努めねばならぬ。それだけ、監事は比較的專問的知識を要する次第もあるが故に、監事たる人も此の方面に修養を充分積み、其の任務を嚴格に公正に然も組合の狀態を鋭敏に察知して常に熱心に職責を盡されんことを希望する。

評議員會 組合の役員の内には本縣の規則では評議員と言ふものが置かれてある。その評議員は各評議員のみにては特に組合事務に當ることを認めず、評議員會た

る會を組織し、之に依つて組合の重要な事務に參與せしめられたるものにして、この參與と言ふは一面價值なき如く考へらるゝも之を極めるときは、多くは諮問機關の立場を指すものであつて、既に規則に於ては、豫算、決算の審議權を認め準則に於ては、所謂重要な事務として、組合に必要な規程の制定に關する議決、組合員負擔金の賦課徵收に對する審議決定、組合總會の議案の審査決定等々を認めんとし、殆んど諸般に參與せしめて、運用上の遺憾なきを期せしむる重要な審議、諮問機關たらしめてある。斯る機關は、多數集合體であり、生活諸相の人を網羅する本組合の如きに最も適切必要なものにして其の數は凡そ二十名乃至三十名が最も適當と思ふ。本評議員會を規則で年二回以上開催せしめたることは、奇異に解せらるゝも、重要な事務の見解を過まらせざると、一面、現在の狀態に照し、專斷的を排除せんとしたるにあるものにして、業務上に遺憾なからしめ、運行の圓滑を期せしむる意に外ならぬと思ふ。

以上の役員は、凡て組合員たるもの、内より選出すべきことを規定せられ、組合員以外のものより輸入を許さぬものとされてゐる。

而して自治公益の精神を中心として、名譽職たることを規定せられ居るも、組合

の事情に依り多少の報酬又は手當を支給することは支障なきものと解せらる。職員に對しては規則は別段に規定せざるを以て或ひは事務員、技術員を適當に置き事務の遂行を順調ならしむべきである。

役員任期に就ては、別に規則を以つて要求せざるも、先づ組合事業の發達上には二ケ年乃至三ケ年を適當と考へられて居るもの、如くである。

總て組合の役員は、前述の如く組合機能の發揮上に直接係る重要なものに就ては、一般組合員に於ては、其の選舉は充分考究し抱負經綸の豊富なる人物を選出することに努めねばならぬ。最近進歩せる組合の一部には或ひは政黨的關係、または地方的色彩關係、感情關係を濃厚に差挿み、強いて私せんとする傾向あることは誠に遺憾であつて、斯る組合程、遂に紛議を惹起し、他の組合に遅れるのみならず其の發達を阻害し、組合員の不幸を招來する結果となることに鑑み、疾病に政黨なく、衛生に國境なければ、須く衛生自治の本組合には凡てを超越すること念頭し萬事に處すべきである。

また役員たるものは、常に組合員の信任に背かず、最善の努力を拂ひ、公平誠實に其の職務を行ふことを忘れざると共に、役員のみ組合の事に馴れ、最主要的組合員が之を理解せぬ様では、組合事業の繁榮を圖り、其の効果を擧ぐる所以にあらざるを以

5 規 約

て、組合内容並に組合員に周知徹底せしむべき事項は、適當なる方法を以て組合員一般に綿密に、明瞭に、確實に之を知らしむる様、不斷留意する所がなければならぬ。

組合の規約は、法令に據つて設立者が起草したもにして、組合内部の諸般を規律するもので、組合員間の規則的申合とも言ふべきものである。

豫防法では規約を定めしむることを強要し、規則では規約すべき事項を列挙してある。即ち、(一)名稱、區域及事務所の所在地、(二)事業、(三)役員、(四)會議、(五)經費及資産、(六)其の他必要なる事項(第六條)であつて、更に本縣では準則(昭和三年三月告示第九十九號)を以て規約の標準を示してある。

組合規約なるものは、如何なる組合であるか、如何なる事業を爲すか、如何なる機關を以て處するか、組合員の權利義務は如何に定まつて居るか、組合の經營管理は如何にせらるべきかを詳細に定むるものであつて、規約は、目的、範圍、權限、權利義務、維持方法等に對する組合の大本を規律する重大なる關係にあるものである。

この規約は、組合員總員の認承に依りて、確立し、この規約に據つて組合の活動

能力を確定するものである。

組合内の事件は、凡てこの規約に基き、解決せらるべきであるが故に、可及的詳細なものを必要とするが、而し餘り繁雜ならしめることは、却つて自縄自縛に陥る場合もあるからよく注意すべきである。

此の意味に於ては、本縣の準則が稍々完備してゐるやうであるが、若し補填するとすれば、役員選舉の選舉權被選舉權に關する制限會議に關する修正、過怠金の徵收に關する事項、其他團體自存の上に必要なる事項の追補位のものであらう。

組合規約は、以上述べたる如く、組合の大本を規律するものなるが故に、之を變更する場合は、總組合員の同意を原則として必要とするのであるが、かくするときは、偶々時代の進運に伴ひて宜しきを制しようとしても、只二、三の人の反對に依り之を實現し得ざる不都合あるを以て、通常の場合は前述特別決議に依ることとし、事の重大なるもの、即ち組織の變更又は基本財産の處分、借入金に關するものなどは、より以上廣汎なる決議に依るべきである。

規約は地方長官たる知事の認可を俟つて、始めて其の效力を生じ又は變更の目的を達する次第であることも、當事者として忘れざらむ様心掛くべきである。

6 公 認

衛生組合の公認は、凡て知事の認可に依つて生ずるのである、規則第五條に規約の認可として規定することは、とりも直さず衛生組合の公認に至るべき形式上の手續關係に定めてゐるものであつて、設置の場合の規約認可は、其の設置をして公的なるものに確認されるものなのである。また規約の變更に對する認可は、其の變更したる規約をして、目的を達成せしむべき效力を發生せしむべきことの確認である。衛生組合は前述の如く、公組合であり、衛生行政の補助機關たる性質上、規約上に關しても、地方長官たる知事の監督下にある意義に於て、一面その規約の完備を圖るべく、認可制に依つて相當嚴密なる審査を爲し、他面公法的に確認して其の機能の發揮を充分ならしめんとしつゝあるものである。

第四章 事 業

衛生組合は、傳染病豫防上に必要なる自治的施設事業を行ひ、其の履行を圖るべき公共的團體なるを以て、組合の全目的は、豫防衛生上に機宜適切なる施設を爲すこと、豫防衛生の事業の徹底を圖ることにあるは、今更多言を要せぬ處であるが、

規則の示してゐる事業の概要は左の如くである。

1 清潔及消毒方法施行に関する事項

清潔法は、器械的に病毒を除去するの手段方法にして、即ち身體、居屋、衣服、床下、井戸側、下水、厠所その他衛生上危害を發生せしむる虞ある場所及事物を洗滌、拂拭、浚渫等に依りて清潔ならしめ、室内の空氣の疏通を宜しくし、新鮮ならしめ、日光の射照を圖り掃除に依り得たる塵芥、泥土の處理を能くするにある。

消毒法は傳染源地に存在せる傳染病原を殲滅する方法にして、其の主要目的には(A)短時間に病原を撲滅して安全となす、(B)其方法危険ならず、又繁雜ならず、(C)容易に各所到達に於て實行せられ其材料豊富なること、(D)被消毒物質を毀損すること少なく、且つ其の材料廉價なることなどの條件を備へて行はるべき手段方法である。衛生組合は以上の方法を実施する、場合に之が助成を爲し、又は自ら實行の申合家宅内の清潔並便所、塵芥溜等の清掃、汚湿地その他衛生上障害の虞ある場所の除害、街路撒水その他に施設經營して其の完璧を期するにある。例へば清潔法施行の際の助成の如き、流行時或ひは區域内に患者發生の場合の消毒法實施の如き、または、毎月一回衛生デーを以て以上を行ふ如き皆其の一端である。

2 種痘施行に関する事項

痘瘡の徹底的豫防を圖る爲めに、免疫性の最も確定的なる種痘があり、之を國民一般に強制する特別法種痘法がある。夫れを法令に根據して施行する場合を公種痘と言ひ、凡て毎年三月より六月に至る間に行はれ、前年中に出生したる者、數へ歳十歳の者及前年の定期種痘に不善感なる者、其の他必要ある者に期日を指定して施行せらるゝを通常とする。

之が施行の場合に衛生組合としては、

受種該當者にして種痘を怠りたるものを調査市町村長に通報すること。

種痘期日周知方を圖り誘導に努むること。

受痘者の保護者に對し指定期日まで種痘を受くべきことを戒告すること。

臨時種痘など施行の場合、衛生組合に於て種痘を施行し、其の場合便宜組合長が保護者に代り施術醫師の證明を得て私種痘の施行済を當局に届出づること。などがある。(市町村種痘事務整理標準明治四十三年三月訓令第十五號參照)

3 上下水改良並汚物排除に関する事項

各人の日常生活に必須なる飲料水の改良は之又保健衛生上看過すべからざる問題にして之に伴ふ下水道に對する改善も又衛生上の重要な問題である。

之等に就ても衛生組合の當然的に活動を要するものにして例へば、井戸水の清淨簡易水道の施設等が最も要用の事業であり、使用水に對しても、飲食物の關係、飲食器具の關係等に於て相當改良を要する。更に進んで下水道の改善の如きも、公渠私溝共に或ひは清潔法の關係よりするも衛生上の危害を除去する必要の充分なるものに付、疏通を能くし、適當の築造を以て完備を圖ることを考究することは、組合の任務であらねばならぬ。

汚物の排除に就ては、汚物掃除法ありて主として同法の適用並準用地區は市町村の義務たらしめてあるが、衛生組合は之を助成し、又は自ら其の適切なる排除方法を講ずることに念頭せねばならぬ。殊に塵芥容器の整備を圖るなどに就ては義務者たる家主に時々警告し又組合として適當なるものを配付することも費用の許すかざり致さねばならぬ。

4 衛生思想の普及に關する事項

第一乃至第三までは、主として衛生の環境的改善の事業であるが、更に衛生思想

の普及たる衛生公衆教育がある。即ち一般の衛生觀念を誘導啓發するの方策にして例へば講話、講習、又は映畫、展覽の會を催すこと、ポスター或ひは注意書を配付すること、表彰、懸賞の方法に依り奮發心、實行心を喚起することなどがある。衛生の實行境に入らしめて、健康の増進を圖り、衛生状態を佳良ならしめ、豫防々遇の徹底を期するには、衛生の知識を涵養することが、第一の要諦である。其の何たるか、其の目的の奈邊にあるかを知らしめずして、徒らに行動を制限し、方法の實行を強ゆるは、非常なる無理が伴ふのみならず、常に不徹底、不成功に終る場合が多い。能く修得せしめて其の應用實行上に強調を努めしむるも衛生組合本來の目的の一つである。

5 其他傳染病豫防救治並公衆衛生に關する事項

現在の組合が傳染病の豫防救治に機能を要求されてゐるものなるに於ては、この事務に就き、一段と努力するに非ざれば、充實せる組合たるを得ぬ。

而して、傳染病の豫防に就ては、其の積極的なるものとして、第一及第三があるが、其の外に、組合員の健康視察、病毒傳播の媒介と爲るべき蚊蠅其の他昆蟲類の驅除、鼠族の捕獲などもある。消極的として考へらるゝは、豫防注射の奨励、傳染

病の疑ある患者の通報、傳染病流行地方との交通者に對する豫防措置、患家との交通遮斷、患者及患家に對する救護、救援などがある。

その外、特殊傳染病として取扱はるゝ、結核豫防、トラホーム治療などに組合として直接間接に従事することも、其の事務の一端であり、家畜傳染病及狂犬病の豫防として、或ひは人畜共通性の傳染疾患に對する豫防々退の事業、即ち狂犬病の如き犬より人類に傳染する疾病の侵襲的危険を除去する事業、其の他衛生上危険の虞ある家畜、家禽に對する防疫施設の如きも、一部を組合の事務とせられてゐる例へば狂犬病の豫防に對する浮浪犬の捕獲の如き、また家畜、家禽其の他の動物の飼養場は特に清潔ならしめ、時にそれら動物の健康保持にも留意せしむるの如きである。

公衆衛生に關する事項としては、如上の各事項に就ても、個人的なると社會的なるとに依つて、或ひは公衆衛生の域に達する場合もあるが、こゝには公衆衛生として、所謂一般の健康保持増進を目的としたる施設事業を指して解すべきものと思ふ。即ち、傳染病原菌の散漫に對する對策的措置でなく、大衆的、公共的に其の生活上に關係する一般衛生の改善を圖ること、而もそれが凡ゆる衛生上に影響し、其の及ぼすことの廣汎なるものたることに對する善處策である。

例へば、海水浴場の如き不特定多數人の出入する場所に對する衛生、飲食物の製造販賣店に對する衛生、其の他多數人に衛生上危害を及ぼす事物に對する改善策街路撒水等を自治を本領として講じ又は講せしむることも衛生組合の任務である。

附 地方病豫防寄生虫驅除に關する事項

組合法なるもの、案に依ると、地方病の豫防、寄生虫の驅除に關しても、組合の活動を適切なるものとしてゐる。

これは、衛生組合の本質上當然必要なことであつて、現組合に於ても相當活動を致すべきである。地方病の如きは、全く其の地方のみに發生し、又は流行する疾病にして、それらに對しては、先づ地方の區劃的なる組合の豫防的寄與がなければ徹底的の對策が講せられぬものであり、其の地方の組合としては、組合員の衛生上の不幸を除去するの精神に立脚せる以上、寄生虫の驅除の如きと共に、相當必要な程度に於て、施設事業なすべきが當然の理である。先般富山縣の或る一衛生組合に於て、寄生虫の検査を試みたるに、總人員千六百に對し、僅かに虫卵を認めざるもの二十五人なりしとして、其の後この方面に熱注しつゝあると聞くが、寄生虫の多い日本には組合の活動を期待すべきである。

團結上必要なる事項

一種の公共團體である衛生組合は、獨り衛生の事のみでなく、其の事務に支障なき限りは、衛生以外の公共事業にも活動することは、何等支障なきことと思ふ。而し、斯る事業の必要に生じて來たる場合は、常に衛生を優先的立場に於て、之を取扱ひ、然る後に行ふべきものである。衛生組合の自らなる發達上、其の團體上に必要なる公益事業ならば、寧ろ適宜なものと謂ふべきであるが、この主意は組合の圓滿なる協調上、之を認むるものなるを以て、常にそれらの事業に對しては、何時も主客、本末を過まることなきに注意すべきである。

第五章 財政

衛生組合は、衛生公益を目的とする事業を經營すべき公的機關たる性質上、其の財政的基礎に對しても、法律的に確固たるものがなければならぬ。此の意義に於て傳染病豫防法は、第二十三條の二項に市町村内の衛生組合に於て、傳染病豫防救治の爲支出する費用の全部又は一部を補助することを得として、充分活動する組合に

對しては、寧ろ相當補助せんことを要望してゐる。それは更に同法第二十四條に於て二十三條の第二項の支出に對しては、命令の規定に従ひ、北海道地方費又は、府縣より市町村に補助すべしと規定し、内務省令（大正十一年九月第二十四號）たる施行規則に於ては、第五十一條の第一項に、法第二十三條第二項の支出額に對し補助する歩合は「コレラ」及「ペスト」の豫防に特に要した費用に付ては、支出精算額の三分の一以上、其の他の諸費に付ては支出精算額の六分の一以上とするの規定があるを以て、現在其の補助を受けざると雖も、これらは組合の經濟的特權であると言はねばならぬ。現在では、傳染病豫防たる小範圍なるも、組合法の如き獨立的なるものになれば、より以上の國庫又は地方公共團より補助的保障も與へられることを想像出来る。

而し自治團體たる衛生組合に於ては、補助金の外に經常的財政の基礎をなすべき収入源を必要とする。現在組合の収入源とも稱すべき大概を挙げれば、組合員負擔金、事業収入、雜収入、基本財産の収入等がある。

また、財政の鞏固なる基礎を樹立する上に於て、會計年度も組合に必要である。之は組合の事業能率に對する基準とも言ふべきものである。

1 會計年度

規則第十九條には、組合の會計年度を毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る一年と爲すべきことを規定せられてあるが、從來の組合には多く曆年度に依るものがあつたが、衛生組合の如き公組合にありては、公共團體の共通の年度を必要とする。例へば補助金などに於て不都合を生ずる場合もあるが如く、所謂事業年度に依ることを至便とする。

(240)

2 組合員負擔金

衛生組合は組合員の福祉を増進する目的にあるを以つて、其の活動に要する經費も組合員自らが負擔すべである。

規則の方面に於ても、其の經費の全部又は一部を組合員に負擔せしむることを得(第十八條)とありて、社團的性質上より、其の組合員に對し、當然所要經費の分賦を命ずることが出来るものとなつてゐる。

經費の賦課方法に就ては、各組合に於て其の規約に定むることになつてゐるが、其の標準などに於ては、從來は大抵集まつた金で仕事をすると云ふ様な不安なるも

のであつたが最近では豫算を編成せしめられてゐる關係上、其の豫算に基き賦課さるべきものにして、現在の状況では、凡その等差を役員會にて決定し、豫算のそれに適合すべく賦課してゐるやうである。(二五三頁賦課徴收参照)

其の賦課率に就いては全く一定せず、或ひは租税に準據するもの、敷地の面積に依るもの、家屋其の他の建造物の坪數に依るもの、家族數に依るもの、その他種々あるも、衛生組合の如き組合會議に依つて凡て決定さるゝものなるに於ては、普通資産、收入の程度に依り、其の生活狀況に照し評價的に賦課し、豫め承認を受けて置くことが最も適當なるものであらう。

負擔金の納入は金錢を以つて爲すを通則としてゐるが、若し其の負擔金を納入するの資力なき場合など、事情己むを得ざるときは勞力、物件等に代ふことが出来る組合體に於ては、組合費を免除することは出来ない性質に置かれてゐるので、組合費を納入する能はざるものに對しては、其の勞力を提供せしむるか、他に適當の方法を講ずべきである。

賦課金の異議に對しては、組合總會に求めることが適當であり、今の制度に於ては他に取るべき方法がない。

(241)

3 事業収入（手数料及使用料等）

組合が諸種の事業を經營するに當つて、其の勞務又は設備の利用に對する報價としての収入を生ずることがある。例へば消毒に對する手数料とか、或ひは衛生器具貸與を行ひ其の使用料の如く、若干の料金を徴收する事あるは當然である。

素より衛生組合は營利事業を營むべき團體にあらざる故に、反對給付の實質を超えて多額の手数料又は使用料を徴收することは不可能である。而してこの収入は利的關係に於て生ずるものなりと雖も、組合費の如く、單に収入資産等に依り有する負擔力に應じ賦課せらるゝものに反し、使用料及手数料の如き事業収入は、専ら其の勞務に要する費用又は義務者の受くる利益を標準とせらるべきものである。使用料及手数料は、組合の性質より見て決して、収入中の重きを爲すものではない。

4 補助金、獎勵金

衛生組合は、傳染病豫防法上に於て、市町村より補助金の交付を受くるものであるが、最近市町村の補助額いよゝゝ相當額に達し、組合収入中の重きを爲すに及び

たるを以て、豫算中には組合費の次に經費するを可とする。

昭和元年末に於ける縣下各市町村よりの補助額一、八七二圓七七錢であつて、最近は最高一組合に三、五〇〇圓、最低五〇圓と言ふ多額のものがある。

又組合の或る事業に對して、特に獎勵金を交付さるゝ場合もまた、補助金の性質に依り収入するを便宜とす。

5 寄附金

衛生組合の如き公共事業には、寄附金を受くる場合があるが、寄附金は収入不定期、不確實なるものであり、収入として重きを爲すものとする事は當を得たるものでない。

6 基本財産収入

衛生組合は本來經濟團體に非らざるが故に、目的なくして尨大な基本財産を有することは、却つてそれが爲めに種々複雑なる問題を惹き起す原因となる場合がある。この點に就いて相當考慮を要するが、而し事業經營上の危険は當然伴ふものでありかゝる場合の爲めに其の財政的基礎を固むる第一歩として、基金を造成することも

必要である。例へば、突然傳染病の發生を見たる場合、其の豫防救治に多額の費用を要する際に於て、直ちに負擔の増徴を圖るが如きは、組合員を苛重に苦しめることとなり、組合の堅實なる發達に影響するを以て、基本財産に依り、其の由つて生ずる収入を經費収入の一助となすは、機宜適切のことと思ふ。外に雜收入として例へば、事務所の一部又は全部を貸與して、其の使用に對する収入、土地の一部の賃貸に對する収入、調査其の他の事務に助成して交附される収入などもある。其の他不用品の拂下代、又は組合の統制上必要な秩序罰とも言ふべき義務不履行に對して課する過怠金もある。

又繰越金も、必ず確定のものではないが、年度の上に於て剩餘金を生じたる場合次年度の収入に加ふべきものである。

昭和元年末の、縣下各組合に於ける、不動産以外の資産は、七一七三圓三三錢である。

第六章 監督と特典

1 監督

督

組合は、前述の如く公的自治團體として、社會に存在し、一面多數の組合員に對して福祉の増進を圖り、國家行政に助力する全く公共事業に主眼を置くものなるに於ては、組合の邪道に入るを警しめ、業務の執行を公正ならしめ、以て組合を保護すると共に、其の機能の發揮を充分ならしめ、組合の統制を正常ならしむる爲めに助長的監督がある。現行法令では、第一次監督を市町村とし、第二次の決定的監督を知事がすることになつてゐる。

而して、それら監督の内容を、一般的監督、矯正的監督に別けることが出来る。
一般的監督(豫防的監督)

組合の運用活動の適正を期する爲め、事前に監督する關係にして、即ち豫め監督官廳の認許を受くべき事項である。

- 一、組合設置の爲めの組合規約の設定並に其の改正に關する事(規則第五條)。
 - 二、組合役員を選定に關する事項(同 第十五條)
 - 三、組合總會の決議に關する事項(同 第十七條)
 - 四、組合の豫算及決算に關する事項(同 第二十二條)
 - 五、其の他組合規約に基き規程する一切の事項
- 以上の各事項につき監督官廳は、其の趣旨に反せざる範圍内に於て、之を更正し

認可又は承認を與ふるものである。
矯正的監督

組合は、自治を本領とするものなるが故に、指導誘掖を以て助長を圖るの主旨に依り、過誤に陥るもの、防止、圓滿なる協調の破壊又は秩序紊亂の導因となるべきもの、阻止の爲めにも、速かに適正、整備を圖るに必要な矯正的命令を知事が發する監督がある。即ち必要と認めたる場合事務の執行狀況、又は財産の狀況に付検査をして正常ならしめ、(規則第二十四條)組合規則に違背し、又は公益を害するの行爲ありと認むるに至りたるときは、役員の改選、決議の取消、組合の解散其他執行の停止議決の再議等必要な措置を命じて、不適當なる事實の修正、除去を圖るものである。

役員の改選等の如きは、名譽職に依りて多數組合員の爲めに奉仕する役員に對し寔に無慈悲なる如き觀なきにしもあらざるも、斯の如き規定は寧ろ違背、有害に陥らざらしめんことを豫想せしむる所の慈悲心なりと見るべきである。

2 特 典

衛生行政上的一端を任務とせる、公的團體の本組合に、其の使命を全ふせしむる

爲めに、一定の特権を賦與してゐる。夫れは其の施設方針を統一し、強調を完成せしめんとする趣旨をも有するもので、組合は組合員の自助と相助とに依り、組合員相互の生活境を安全し、福利を増進するものなる、同時に廣く社會に寄與するものなる故である。今其の特典を見るに左の如くである。

強制加入

組合が設置せられたる場合、其の区域内に於ける組合員たる有資格は、其の意志如何に係はらず、其の組合に凡て加入したるものと見做さる、當然規定(規則第四條)があり、加入の手續を取ることなく、自然組合員たらしめらるゝ制である。本來組合は一定の資格を有する組合員の自發的結合に依り成るものなれども、當然加入の義務あるものが加入せざるときは、事業の遂行上並に目的の達成上に支障多かるべきを以て斯る強制を賦與されてゐるものと思ふ。

經費の強制負擔

公組合の使命遂行を充分ならしめんとせば、其の財政的基礎の鞏固を圖られねばならぬ。この意義に於て、組合施設上必要な經費を其の組合員中より徵收することが出来る。(第三章參照)。

また、それらの義務及其の他の義務に付き之を履行せざる場合に組合規約に定め

て、過怠金を徴収することも出来る。

而し、未だ法人に非らざる現組合に於ては、この特權行使に付、強制執行は認められてゐない。故に多少の不都合と不徹底はあるが、必要なる組合費の賦課徴收を不十分ながらも認めてあると言ふことは解すべきである。

以上の外に、經濟的特典として、豫防法上に於ける事務に要したる費用に對し、補助金を交付するの特權もある。

第七章 事務

衛生組合は、其の事業施設上に伴ふ業務執行の事務に重要なものがある、其の事務上に就ても法令に依りて強制的に處理せしめられてゐる事務と、組合の任意的に整理する事務とがある。これを區別して強制事務普通事務と謂ふ。

1 強制事務

法令に依りて處理せしめられたる事務は、組合に對する命令的の事務であつて、之が處理を不充分にする時は、組合規則に觸れることとなり、監督命令の關係を生ずるに至るものである。

豫算決算の作成報告

毎年度經費に就いて、凡て豫算を編成し、年度開始前に評議員會の議決を経なければならぬ。而して一度編成議決を経たる豫算を更正し、又追加せむとするときはまた評議員會の議決を経ることを要する。

豫算には一定の形式を要するものにして、其の形式は、苟も豫算として一ヶ年の大計を樹つるものなる以上、尠くとも款項目に區別すべきものであり、其の内容、説明共詳細を要する。(形式例の一)

毎年度の終了に際して、其の前一ヶ年の經費の決算を調製しねばならぬ。之を調製したる場合は、年度經過後三月以内に監事及評議員會の承認を受くるものとされてゐる。(規則第二十一條)

豫算、決算の確定したるときは、速かに、必らず報告書を提出すべきである。

役員の選舉施行及報告

役員の選舉は總會に於て施行するの適當なるは前に述べたる如くであるが、之が施行に際りては、最も公正なる方法と最も多數の投票を得ることに努めねばならぬ。それには準則第八條の方法を可とするものであるが、この外に、選舉權、被選舉權に關する規定、役員の分布を能くする爲めの選舉區の規定、選舉事務の管理に關

する規定なども必要なのである。選挙区劃は、衛生組合の如き、区域内の状況、組合員の衛生動静など速知するに具へる爲め、役員分布配置を能くせんとするにあつて、之は施設上の便宜なるのみならず、各方面の優良なる役員を得る點に於て効果あるものであつて、三十戸乃至五十戸位の小区劃を最も便宜とする。

投票区の斯る區劃は投票率の上にも合理的に相當成績を擧ぐるであらう。その選定に對しても速かに報告書を提出すべきである。(役員名簿及報告書形式例の二参照)

總會及評議員會の開催並總會の決議事項報告

總會及評議員の開催に就ては、前述の如く、每一ヶ年間に總會は一回以上、評議員會は二回以上開催すべきであるが、其の總會の定時は、毎年四月の年度始めに際り、豫算決算の報告を兼ね、役員年度の變りに改選など併せて、開催するは最も適當であり、評議員會は、定例として三月に、豫算、決算の總會開催等に關する會議六月に夏季豫防衛生施設に對する會議、九月に、年度半に於ける豫算面の整理(例へば種目又は豫備費の流用等)及秋季の衛生に對する會議、十二月に曆年末に對する會計の一應整理、その他の事項に對する會議等、四回を開催することを適當と思ふ。尙臨時として隨時會合の必要もあるであらう。

組合總會は、組合最高の意志決定機關なるを以て、其の會議に決議せることは、組合の總意志として重大なるものである。これに對しても、其の決議事項を、日時場所、議案、出席者員數、議事の内容等を速かに知事に報告することを要求されてゐる。

報告手續

現組合規則では、組合より監督官廳へ提出すべき、報告書其他は一切市町村長を経由することゝなつてゐる。(規則第二十七條)

即ち、提出書類は凡て二通以上作製し、其の内二通を知事宛として、其の區域の所屬する市町村長へ提出することなのである。直接監督官廳の上級たる知事へ提出するときは、更に市町村へ廻付の繁雜あるを以つて注意すべきである。

組合は、規約の設定又は變更の認可を受けたるとき及役員を選定したるときは、前段に在りては、認可の指令を受けたる直後、後段にありては、其の選定を終りたる都度、所轄警察署長へ報告する義務がある。(規則第二十六條)

2 普通事務

組合の秩序を保持し、凡てを合理的整頓する上に於て、法令に強制されざるもの

と雖も、必要缺くべからざる事務がある。

組合区域の明細及組合員人名録

組合の地域を明細にすることは、地域組合たる性質に於て必要なるものである。故に町名、地番、其の他を明細にする地域圖を作成し、常に正確なるものにして備へ付けべきである。

組合員は組合構成の基礎なるが故に、組合員人名録を備へ、家族人名を附記する時は理想的なるも、それまでに届かなくとも家族人員位は組合に於て能く了知して居らねばならぬ。殊に種痘事務の如きより一層詳細なものを必要とする。故に之を嚴格に整理して備へ置かねばならぬと思ふ。

組合日誌及事業記録

組合日誌を備へて、事故の詳細を記帳し、其の執務状況を明らかにすることを要するは言を俟たぬ。事業記録に於ても又重要なるものにして、後日の資料として必要であり、施設成績の事實を證する上に、翌年度豫算編成上に缺くべからざるものなることは論を俟たぬ。

其の外、事業記録の一部たる諸調査の調査、成績表の如き、又畜犬其の他衛生取締上必要なる関係にあるもの、調査も常に完備して置くことも、組合として怠るべきでない。

きでない。

會議招集及議事録

會議の招集に關して、規約の定むる手續上の事務は組合に於て多少異ると雖も、凡そ第三章の第四項中に記載の、通知に關すること議案に關すること例へば三日前に議案を示して通報する如き會議の重要な鑑み、規約を對照して遺漏なきを期すべきであるが、其の起案、通知書配付、記録の編纂にも留意せねばならぬ。

議事録は、議事の一切を立證する唯一のものなるを以て、精細に録し、署名人を規約に基づき二名以上定めて署名捺印なさしめ、嚴密に保管せねばならぬ。

會計事務

組合の財政に關する事務を取扱ふ會計事務は、組合の計劃の根本に觸れる樞要なるものに付敏捷、精細、適確に處理することを怠らざるべきである。

賦課、徴收

賦課は組合の豫算に基づき、組合員の生活状態其の他の情状を斟酌して、課するものであるが、其の方法は評議員會の議決を俟つて決定するのが通常である。一般組合に於ては一定の等差を附し、これに依り賦課するものが多い。

其の一例を示せば、

等級	一ヶ月賦課額	標準
一等	金壹圓以上	區域内に土地及家屋を所有するもの
二等	金五拾錢以上	家屋のみを所有するもの
三等	金參拾錢以上	建坪貳拾坪以上借家人又は表通り在住者
四等	金拾五錢以上	建坪貳拾坪未満の借家人
五等	金拾五錢未満	建坪拾坪未満又は裏長屋の借家人

組合に依り等差を十等位まで附するもの又は最高を五圓、拾圓となすものもあるが普通としては前表の如きである。

徴集に就ては、一定の通告書を配付し、納入せしむる納入制と、集金員をして蒐集せしむる方法とがある。何れも一利一害であるが組合の多くは蒐集制を取つてゐる。

収入、支出

組合の収入、支出は一定の帳簿を備へ、其の都度整理して、違算なきを期すべきである。

若し取扱者に過失を生じたる時は、勿論取扱者の責任であるが、監督すべき立

場にある役員係員全部の責任たることを常に念頭すべきである。

収入、支出に就いては、別に會計規定を設けて取扱の萬全を期するを要する。

物品出納、備品の管理

會計上に於て兎角不整理を醸し易きは、消耗品の出納である。これに對して出納簿を備へ充分注意せねばならぬ。

備品の管理、一定の臺帳に依り管理し、時々備品の検査を行ひ、損傷なきか、紛失なきかを留意し、其の手入をも充分しなければならぬ。

若し不用に至り賣却するときは、評議員會に委任されてゐる範圍外は、總會の決議を経なければならぬ。

現金取扱、保管

組合の現金は、主として組合費の收納に依る金員が多いのであるが、組合にては其の收納整理を不充分に終ることから、種々なる過誤を來すことが多い。會計理事などに依つて嚴格なる取扱に依らねばならぬ。

保管には、一時保管と、長期保管とがある。一時保管は別として、長期保管の場合には可然銀行に預金すべきであるが、若し預金する際の銀行の選定は、組合總會に於て定むることが、合理的である。萬一故障を生じたる場合、組合員全體の迷惑と

なるを以て總意を以て、選定するときは、相互の自責なる點より、更に處すべき方法もある。預金に際しても少くとも組合長、會計理事、監事の三人名義として通牒を受くるを最も堅實なものとする。

附言

衛生組合の社會的進出と其の將來

1 自治行政事務の執掌

今でも村落の組合を見ると、有名無實のものがあり、それが施設上ばかりでなく組合の執行機關たる理事者の、其の何人なるかを探索せねばならぬが如き、滑稽事がある。特別に發達せる市部の方面は、總體的に漸進的進歩を告げてゐるのであるが、兎に角最近の組合大勢を見るに、非常に活動性を帯びて來たこと、その施設の範圍が積極的になつて來たこと、組合に對する觀念が相當重要されて來たことは、認めることが出来る。而も其の施設事業中には、必ず保健衛生方面のみでなく、公共團體としての立場上から、團體の發展策も講せられ、また區劃の明確なる關係上より其の自治體に關する行政事務も執掌するに至つてゐる。

例へば、私有道路の改修とか、街路點燈を爲すとか、汚物の處分に端を發して養豚事業に助成を爲すとか、教育事業に關係する施設を爲すとか、神社氏子に關すること、か、農産物に對する肥料問題を研究するとか、其の販賣斡旋を爲すとか、土木産業と言ふ各方面に進出し、また一方行政事務として、各種の統計調査、法令の布達、一般的選舉の事務、納税の促進、其の他社會教育の方面に其の活動を及ぼしてゐることは、市部地方に一層目覺ましいものがある。

それらは、自治體の團結を鞏固ならしむる爲め、又は自體の發達を期する上に寧ろ必要なることであるが、今後共斯る方面に活動の餘映を及ぼし得るか否かは、直ちに豫測を許さぬ問題なれども、現在之が爲めに、公共自治團體として、相當權威を示すに至つたことは、大いに認むべきことであらう。

2 自衛公德事業方面の活動

組合員の自衛的事業として、或ひは慣例に依り行ふ事實も組合にある。それらは所謂五人組の思想を汲むものにして、善事に付け、惡事に付け、向ひ三軒、兩隣りが結束してこれに當りたる如く、現在に於ても、盜難、火難、其の他の突發的災厄に處する結束と言つた具合の、自警、自衛の事業がある。

公德方面に就ても、衛生事業の萬事は、徳義心を第一要件とするもの多きを以て其性質上公德方面の進出は當然の理であるが、現に行はるゝの多く、衣食住に對する虚飾、不經濟の除去、虚禮の廢止、質實剛健の氣風養成、自治觀念の涵養、社會事業の方面に對する業務、公德運動に参加等、これ又密接不離の關係上、活動せしめられてゐるの傾向である。斯の方面は寧ろ今後に於ても、大いに發展して貰ひたいことを思ふ。

3 法律的地位人格の確立

組合の將來として考へらるゝは、組合法の發布に依る法律的地位人格の確立である。

若し組合法が發布に相成るときは、地位の向上を見るばかりでなく、二つの特典がある。其の一つには法律上の人格を賦與さるゝことで、これに依り第三者に對する場合の利便があり又、財物の所有上に從來の如き不都合がない。例へば第三者と組合の利害に關し契約を締結する場合に於て、現在の組合に於ては、組合員全體の委任に依る形式をとらねばならぬが、法の適用を得くるに及んでは、組合を以て契約を爲し得るが如くである。また、組合にて或ひは、事務所の如き、又は電話の如

きを所有せんとする場合に、從來の場合は、組合員全體の連署を要するのみならず、常に人員中の異動に對して其の都度複雑なる手續を有する。換言すれば共有手續から單獨所有の手續に替るものであり、組合たる法人體が凡てを所有する能力を得るものなのである。

また一つには、經濟的獨立であつて、例へば組合費の徴收の如きに就き、義務者が履行せざる場合は、強制徴收の手續を取ることが出来ることとなる。即ち從來この場合は民法上の手續を取るより致し方がなかつたが、其の繁雜と、不便とが一掃される譯である。

斯の如き組合に有利なる法律を國家が制定せんとする由因のものは、我が國の衛生方面に於ける現状は、醫學の進歩に於ては、他の諸外國に遜色なきのみならず、或ひは遙かに凌駕するものすら相當にあるに至つてゐる。また一般の衛生智識とか觀念とかと言ふ點に於ては、之また決して時運の趨勢に遅れてゐるものと思ふことは出來ぬ。而し衛生、状態に於ては、三等國と言はれ、野蠻國とさへ指稱される統計事實がある。之れには、或ひは施設が不充分であると攻撃する人もあるであらう、衛生行政組織が不完全なりと中央及地方の行政組織を譏る人もあるであらう。而しその最も大なる原因は、要するに知りて行はざる國民性の缺陷と、社會的精神

に立脚したる衛生環境の不備不振に依ることが、衛生上の汚名と不幸を招來せしめてゐるのであると信ず。尤も知りて行はざるは我が國民のみでなく、異國にもあることは、嘗つて有名なカドウィックが、人類は既に六千年以上も社會生活を續けてゐるにも拘はらず、未だ其の自らの住居さへ清潔にする方法を學んで居らぬと皮肉つて自覺を促してゐるが、如くに於ても推知出來得る。眞に知らずして行はざるはまだ導いて實行せしむるの可能性はあるが、知りて行はざる文化人は、働くことを怠りて生きんことを訴へるものと等しきである。此の如き時代に於ては、速やかに環境を改善して、自づと實行せしむる様に、自然的方法を講ずること、實行を或ひは強制的に、又は自治的に爲さしめる方法と、教育と、良習と講ずるより外にない。これには全く、衛生自治團體たる衛生組合を確立して、自治協調を整へしむると共に、一定の権限に依り過怠金の如きを課せしめて、相互戒嚴の方法にでも依るより致し方がないと言ふにあるものなることを推知せられ、一面、日本に於ける將來のヘルス、ユニット(衛生細胞組織)たる、地方衛生行政單位として、衛生組合を存在せしめ、地方の區劃的衛生行政中、自治行政に屬するものを取扱はしめて、衛生組織の完備を期せんとするの精神なることは、その立前に於て充分想致することが出来る。若し近き將來に衛生省が設置せられ、各府縣に衛生部が置かれるならば、衛

生組合の法律的確立と相俟つて、我が國の衛生状態を、外國に劣らぬ優良なるものに向上せしめることが出来るであらう。

現在の衛生組合は、只徒らに現状を維持するが如きことのみ止まらず、進んで組合法實施の場合に備へる爲め、刷新改善して健實なる發達を遂げるやう、充分研究と方策を講ずることに努力を切望して已まぬ。

婦人衛生組合の發生

この原稿を書き終つて後に、愛知縣下勝川町に婦人衛生組合の創立されたことを耳にした。其の内容を充分知得せざるも、兎も角、勝川町は同縣下に於ける模範衛生施設町として、知事より指定されてゐる程熱心なる町にして、今回設立されたる組合主旨は、衛生事業に關しては從來男子のみ關與し、家庭に於ける最も重要な地位にあり、衛生の當局者である、主婦が反つて衛生事業に携はざる爲め、極めて不徹底に終る場合が多い。今回婦人の衛生智識を向上せしむるの要を認め、勝川町及隣接村の一部に於ける主婦を以て、衛生組合を設立し、一般婦人の衛生智識普及向上を期するは、時代の要求にして、また焦眉の急務なりと考へる。と言ふにある。而して、その事業に於ては衛生講話、活動寫真會等を開催し、また、家庭の實狀に照

し、衛生的改善を要する方面を研究、善處せんとするものにして、全く時勢の要求に副ふ適切なるものと、推賞せざるを得ない。私は、この英邁にして、正しく近代的なる同組合設立者に、敬意を表すると共に、同組合の堅實なる發達を祈り、本縣にも時代に應はしき本組合の設立を見んことを要望するものである。

衛生行政大意

衛生技師 石川重吉述

第一章 國家と衛生

國家は積極的に文化發達を助長すると共に消極的に其發達の障害となるべきものを除去し以て間接に文化増進に資すべき任務を有して居る。

而して國運の發展と文化を保持するは國民に期待すべきである。國民の精神的にも身體的にも充分なる發達を得て其の内的勞働力の保全と、外的防禦力増進とを確保せんと欲するは、近代國家の頻りに要求する所である。

斯くの如くして社會生活を向上し、民族形質を改善し、國家安固の基礎を求むるは根底より衛生政策に待たなければならぬ。

一、衛生の意義

衛生は人間の健康の保持増進を目的とするものである。其れ故に此れに關する知

識は近代的の所産では無く、如何なる民族でも、其の古い時代から此の方面の事項に付いては既に簡單ながら存在して居たのである。我が建國の始めに於ても亦大穴牟遲神及少名毘古那神の二神は共に天下を經營するに當り、蒼生の爲めに病を治する方を定め、或は災禍を攘はんが爲めに禁厭の法を定めたと云ふことである。

而して時代の變遷と共に種々發達變化をして來たのであるが、現今最も簡單に衛生の意義を云へば、先づ病氣の後に種々の養生をする事、其れから現在の健康状態を維持する様に努める事、及現在の健康を一層増進せしむる様にする事である。

即ち吾人の健康上に及ばず環境の影響を研究して其の改善を行ひ、次ぎには健康の上に及ばず人間素質の影響を研究して其の改善に資せんとする事である。而して衛生の範圍たるや頗る廣く、個人に關する問題は勿論、社會各層より國家、國民の各種衛生状態を觀察し、病源を求め、而して其の豫防及治療策を實行せんとするものである。

斯くして國民の衛生的生活に關する衛生政策は勿論、國家的、慈惠的、個人的の三方針が相待つて其の効果を完全ならしむるのである。

國家、國民の衛生状態の進歩發達せるや否やは、其の國民の死亡率及罹病率を見ると見當が就くと云はれてをる、我が國の死亡率は千人に就き二十人内外である。

即ち一ヶ年間百二十萬人内外の死亡數となる。人は遂に死すべきものであるから如何に衛生が進歩すればとて或る程度以下にすることは不可能である。而し現今他の文化國に於ける人口、動態の趨勢を案するに文化の普及と衛生の進歩に伴ひ、著しき死亡率の減少を來たして居る。即ち千人に付き十五人位の程度迄になつて居る。而して死亡者の多い事は其の國人の病氣、其の他の不衛生的事故の爲めに早死する事である。獨り我が國のみ依然として高死亡率と、同時に高出産率を實現し、所謂多産多死の状態にある。殊に乳兒（一歳）、及小兒（一歳より十四歳迄）の死亡率に於ては英國に比し二倍以上である。

然かも人の一生を一歳より十四歳迄を養成時代、十五歳より六十歳迄を生産時代六十歳以上を老耄時代とし、而して一人前の活動能力を有する生産時代迄、小兒を養育するには尠からざる努力と經費を要するなるべし。

而して一人の死亡に對して、三十四人の病者ありと推算せらるゝに於ては、我が國亦病者の數著しきものありとせらる。

現今、吾人の日常生活を一面より見て安全に、幸福に、最も合理的に保障し、基礎づけるものは、先づ經濟的關係で即ち資産力が、身體の健康を保全し、慰樂を與へる源泉となるものである。而して其の資産は身體並に頭腦の活動によりて得らる

のである。

人が貧困に陥るの原因は種々あるが、疾病が其の一大原因をなして居る。例へば獨逸國に於ける貧困者統計の記述する所に依り、原因別を見るに其の内二八、四%は疾病に起因し、一七、五%は扶養者の死亡に原因し、一二、三%は身神の不全に原因せり、即ち總計の五八、二%が疾病又は之れに類似せる原因に基いて居るのである。斯くの如くして衛生問題進展の如何が國民の死亡、疾病、貧困等諸問題に關聯するので從て社會政策上、或は經濟上は勿論、引いては國力の維持發展上に、至大の關係を有するのである。

第二章 衛生行政及機關

衛生行政とは、公衆衛生に關する行政で、之れを一般衛生行政と特殊衛生行政とに分つ事が出来る。

特殊衛生は特殊の目的を持つた衛生行政である、即ち勞働衛生は内務省、社會局にて司掌し、學校衛生は文部大臣の主管にして、文部省體育課に事務を掌理し、軍隊衛生は陸海軍大臣の主管で、陸海軍省に各醫務局があり事務に當つて居る。猶其他鐵道衛生は鐵道省で、行刑衛生は司法省にて司掌して居る。

一般衛生行政に當る中央機關は現在、内務省衛生局である。

我が國で、衛生行政機關の設置されたのは明治維新後である。明治五年に文部省に醫務課を置き、明治六年に醫務局とし、之れを衛生行政執行の衝に當たる機關の濫觴である。明治八年に衛生行政事務を内務省に移管し、衛生局を置いたのである。猶其他審議機關として、中央衛生會、藥局方調査會、保健衛生調査會等がある。中央衛生會は明治十年に制定せられ、衛生行政全般に對する諮問機關で、内務大臣の監督に屬し、公衆衛生、獸畜衛生に關する事項に就き各省大臣の諮問に應じ、衛生に關する事項に就ては主務大臣に建議するを得るものとす。

日本藥局方調査會は、明治三十三年に藥局方改正調査の爲めに、臨時に設立されたのが今は恒久的機關として存在して居る。

保健衛生調査會は、内務大臣を會長とし、國民の保健衛生に關する事項を調査審議するのである。

又研究機關として傳染病研究所、衛生試験所及榮養研究所がある。

傳染病研究所は、明治三十二年内務省所管の國立研究所とし、明治三十八年に痘苗製造所、血清藥院の事業を合併した。大正五年に文部省に移管し、東京帝國大學に附屬して居るが、衛生行政事務に關する事は内務大臣の監督を受くるのである。

此處では傳染病其他の病原の檢索、豫防治療方法の研究、豫防消毒、治療材料の檢査、痘苗、血清其他細菌學的豫防治療品の製造及檢定に關する事を掌理して居る。衛生試験所は内務省所管であつて、東京、大阪の兩個所あり。衛生上の試験に關する事項を取り扱ふて居る。

營養研究所は、大正元年に設立せられ、内務大臣の管理に屬し、國民の榮養に關する事項を調査研究して居る。

現在内務省衛生局には四課ありて、保健課では飲食物、上水下水、汚物掃除、兒童保護、衛生統計、衛生思想普及等の事を執り、豫防課は慢性疾患の豫防救療等を取扱ひ、防疫課は急性傳染病の豫防の事を扱ひ、醫務課は醫療及藥品に關する事務を分擔して居る。

地方衛生行政機關

地方機關としては、北海道長官及各府縣知事、(東京にありては知事の外に警視總監)警察署長、市町村及市町村長が衛生事務を掌つて居る。

府縣警察部には衛生課があり其の實務に當つて居る。又都會地に於ける市役所には衛生課の設けあり、町村には衛生係があり、衛生行政の實際に携はつて居るのである。

亦市町村には衛生組合の組織がありて、傳染病流行時に際し町村の補助機關として活動して居る。

但し現時の衛生組合は、傳染病豫防法中に規定し、一つの市町村内に存在せしめられたる、共同組合の名稱であるが、近時の狀勢により將來は、衛生組合法なるもの制定せられんとする機運に達して居るから、其の實現の節には、其の職責も重要性を帶び、國家の一つの重要な機關となるであらう。

第三章 衛生行政の作用

衛生行政即ち國家衛生行政の作用は、各般の事項に亘りてあるが其大項を擧げれば左の如し。

一、傳染病豫防法 之れは急性傳染病の傳播防止を目的として居る。此の法律の主なる點は、傳染病豫防法の通用を受くべき傳染病の種類。

傳染病患者發見に關する規定、隔離及交通遮斷に關する規定、清潔法消毒法に關する規定、傳染病者の死體に關する規定、交通及物件に對する制限に關する規定、傳染病豫防行政に關する規定、費用の支辨に關する規定、諸官廳、軍隊に於ける傳染病の豫防に關する規定である。

二、海港檢疫法 海外諸港より檢疫を施行する港に來る船舶は、海港檢疫法の規定により檢疫を受け、許可證を得たる後に非らざれば其の港に入港し、陸地又は他船と交通し或は船客乗組員の上陸物件の陸上を爲すことを得ない。

三、航空檢疫 日本國外又は朝鮮、臺灣より發航して日本内地に至る航空機に關しては、傳染病豫防の爲め檢疫を施行する事になつておる。(航空法第四一、第四二條) 檢疫の方法等は海港檢疫に關する規定と似ておる。(昭和二年八月內務省令)

四、種痘 種痘法(明治四二年法律) 種痘の施行心得(明治四二年內務省令) 現行法の規定する種痘に定期種痘と臨時種痘とある。

定期種痘は二回に行ふ。

第一期 出生より翌年六月に至る間

第二期 數へ年十歳

保護者は未成年者をして種痘を受けしむる義務がある。

種痘は市町村に於て行ふ義務がある。

臨時種痘は地方長官が豫防上必要と認むる時に種痘を受くべき者の範圍及期日を指定して、種痘を命ずることが出来る。

五、結核豫防 現行結核豫防法(大正八年三月法律第二七號)

其の概要 結核豫防法による結核、結核療養所に關する規定、行政官廳の施行し又は命じ得べき事項、生活費の補償、醫師の指示義務。

六、精神病者保護

七、癩病豫防 癩豫防法(明治四〇年三月法律 第一一號)。

其の概要 癩患者發見に關する規定、癩患者に對する豫防方法、海外諸港又は臺灣より來る癩患者の取扱。

八、花柳病豫防

娼妓取締規則(明治三三年內務省令) 警察犯處罰令(第一條第一項第二號)

行政執行法(第三條第一項) 花柳病豫防法(法律)(昭和二年四月)

九、トラホーム豫防 トラホーム豫防法(大正八年法律第二十七號)

一〇、醫師

一一、齒科醫師

一二、藥劑師

一三、產婆 產婆規則(明治四年內務省令)。

一四、看護婦 各地方廳に於て免許を與へる。

一五、按摩、鍼灸術營業者之れも地方廳に於て免許を與へる。

- 一六、藥品及藥品營業者
- 一七、賣藥
- 一八、上下水道
- 一九、汚物掃除
- 二〇、飲食物其他物品の取締
- 二一、屠場
- 二二、民族衛生

防疫

技 手 中 矢 盛 計 述

第一章 法定傳染病

一、名稱。

傳染病の種類多し然れども法律は特に病勢、傳染力強きものを規定し法定傳染病として取扱ふ、之に屬するもの十種あり。即ち

「コレラ」、赤痢(疫痢を含む)、腸「チブス」、「バラチブス」、痘瘡、發疹「チブス」
 猩紅熱、「チフテリア」、流行性腦脊髓膜炎及「ペスト」なりとす。(法第一條)

一、疑似症。

「コレラ」及「ペスト」の疑似症は法第二條に依り、傳染病豫防法の全部適用せらるゝものとする。又本縣の縣令を以て疑似症適用せらるゝは赤痢及發疹「チブス」の二病なりとす。

而して疑似症と云ふは、傳染病の疑あるも未だ診斷するに至らざるものを云ふ。
(大正十二年局長回答)。

一、内務大臣指定。

前示十種の外傳染病豫防法の施行を必要とする傳染病あるときは主務大臣に於て傳染病と指定せらる。

第二章 病原體保有者

一、定義。

傳染病の病原體を身體内に保有するも、免疫性强き爲發作症狀を呈せざるもの。

一、保菌者を生ずる傳染病。

理論上は各種の傳染病に、保菌者を認めらるゝ様想像出來ざるにあらざるも、病原の不明其他性状等に依り今現法律に依り保菌者を認めらるゝは次の如し。

「コレラ」、赤痢、腸「チブス」、「バラチブス」、「ヂフテリア」、流行性腦脊髄膜炎。

一、種別

保菌者は之を。

1 病後排菌者。

一度傳染病を経過し、恢復後尙菌を體内に保有し排泄するもの。

2 健康保菌者

體内に菌を保有し之を排泄しつゝあるも、發病せざるもの。

第三章 届 出

第一 醫師届出義務

A、醫師

(一) 傳染病患者を診斷したるとき。

(二) 同死體を検案したるとき。

(三) 同患者轉歸(死亡又は全治)したるとき。

は其患者、若くは死體所在地の警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員又は豫防委員に届出すべきものとす。(法第三條)。

B、期間 患者を診斷し、若くは其死體を検案したる後十二時間以内なり。若し此期間内に届出を爲さざるときは、參拾圓以下の罰金に處せらる。

轉歸の届出には期間なく、虚偽の届出を爲したるときは、參拾圓以下の罰金に處

せらる。(法第二十條)。

C、届出義務免除 醫師傳染病患者を診断し、又は其死體を検案したる場合及轉歸に付、既に他の醫師に於て届出ありたることを知りたるときは、同一事項に關し更に届出の要なきものとす。(施第四條)故に内容(例診断を異にする場合の如し)を異にする場合は届出すべきものとす。

D、消毒方法の指示 醫師は診断又は檢案の場合に於て届出の義務あるのみならず、其家人に對し消毒方法を指示せざるべからず。(法第三條)。

其指示すべき事項は多種あるべきも主なるものと認めらるゝは、

イ、患者若くは死體は健康者と隔離すること。

ロ、専従すべき看護人を定め、病室には他の者を出入せしめざること。

ハ、死體に監視人を附し、他のものを接近せしめざること。

ニ、家人は濫りに外出せざること。

ホ、患者に用ひたる物件は他の物件と混同せざること。

ヘ、患者の排泄物、其他病毒に汚染し、若くは汚染の疑ある物件は、一定の容器に受け消毒したる後にあらざれば他に搬出せざること。

ト、昆蟲殊に蠅の來襲防止及之が驅除の設備を爲すこと。

チ、手洗鉢の混用を爲さざること。
等なるべし。

第二 患家届出義務

A、醫師の診断又は檢案を受けぬ場合。

傳染病又は其疑ある患者若くは其死者ありたる家に於て、

其家

イ、一般民家なる場合は戸主又は之に代るべきもの。

ロ、社寺、公私立の學校、病院製造所又は船舶、會社、各種事務所、貸席、興行場其他集會の場所なる場合は其首長、管理人又は代理人。

直ちに其所在地の警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員又は豫防委員に届出べきものとす。

B、醫師の診断及檢案を受けたる時。

尤も此届出は絶対的の義務にあらず、患家に於て醫師の診断若くは檢案を受けたるときは届出るに及ばざるものとす。此場合は醫師の届出に歸するを以てなり。

第三 届出の形式

届出は口頭又は書面の何れにても之を爲し得るも(施第三條)醫師の届出には左記事項を具備することを要す。(細第一條)。

- 一、患者及死者の住所、職業、氏名、年齢。
 - 二、病名。
 - 三、發病、初診及診断の月日時。
- 而して届出は警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員、豫防委員の中其何れか一員に之を爲すを以て可なりとす。

第四章 收容、隔離及交通遮斷

第一 收容

病毒散蔓防止の目的に出づ、蓋し一般民家にありては豫防又は治療の設備不完全なるに依り入院入舎又は入所の制限ある所以なり。(法第七條)。

A、「コレラ」、痘瘡、發疹「チブス」又は「ペスト」。

之等患者ありたる場合は原則として傳染病院、隔離病舎其他適當の場所に入らしむるものとす。(施第二十八條)。

特別の事由あるものは此限りにあらず。

例は豫防又は治療の設備完全し入院、入舎又は入所せしむるよりも收容せざる方却つて防疫上適當と認めらるゝ場合の如し。

B、「腸チブス」、「バラチブス」、赤痢、流行性腦脊髄膜炎、「デフテリア」、猩紅熱。

之等患者にして左の場合は收容せざるべからず。(細第五條)。

- イ、地勢の關係上病毒傳播の虞ありと認むるとき。
- ロ、病室に専用すべき適當の室なきとき。
- ハ、主治醫なきとき。
- ニ、専従すべき看護人なきとき。
- ホ、豫防上必要なる藥品、其他消毒器具を設備し得ざるとき。
- ヘ、業態上病毒傳播の虞ありと認むるとき。
- ト、其他豫防上必要ありと認むるとき。

第二 隔離

A、定義。

隔離とは傳染病毒に感染の疑あるものを一定の場所に收容し、他との交通を杜絶する方法なり。

故に患者の收容は事實上隔離ならんも法律上は區別せらる。

B、交通遮断との區別。

世上往々混同せらるゝも、隔離は人に對する處分にして、交通遮断は場所に對する方法なり。

C、期間。

消毒方法の施行を了りたるときより起算し。

「コレラ」 五日以内。

發疹「チブス」 十四日以内。

「ペスト」 十日以内。

D、隔離すべき者。(施第二十九條)

イ、傳染病の發生せる家、又は傳染病に汚染し若くは其疑ある家の居住者。

ロ、其他傳染病感染の疑あるもの。
E、場所。

イ、隔離所。

ロ、消毒方法の施行を了りたる家。

ハ、其他適當の場所。

第三 交通遮断

A、定義。

交通遮断は病毒汚染の場所に健康者の入所を禁ずるを云ふ。

B、期間。

イ、患者ある間。

ロ、患者を傳染病院、隔離病舎、其他適當の場所に入らしめたる後、又は患者轉歸の後消毒方法の施行を了る迄。

ハ、病毒に汚染し、又は汚染の疑ある家の消毒方法の施行を了る迄。

C、視察。

交通遮断中の家に對しては警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員に於て。

イ、清潔方法。

ロ、消毒方法。

ハ、其他豫防措置。

の適否を周密に視察せざるべからず。(細第八條)。

第四 隔離又は交通遮断施行の病種

「コレラ」、發疹「チブス」、「ペスト」の三病なり。

此種患者に限られたるは其病毒特に傳染激烈なるに因る。

第五 執行及補助機關

隔離又は交通遮断は警察官吏及檢疫委員之を執行し、市町村長及豫防委員は其指示を受け交通遮断又は隔離に關する事務に従事するものとす。(施第二十九條)。

之れ交通遮断及隔離は人の自由に對する重大なる制限にして、且其事警察事項に屬するを以てなり。

第六 地方長官施行の場合

地方長官は傳染病豫防上必要と認むるときは、市街村落の全部、若くは一部の交通を遮断し又は人民を隔離することを得。(法第十九條)。

此場合に於ては凡て個人に對する方法に準すべきものとす。(施第廿九條)。

第七 繼續施行の場合

隔離又は交通遮断中新に患者發生し、其他傳染病毒に汚染し又は傳染の疑ある事實あるときは更に其事項發生の時より施行規則第二十九條に依り處置せらる。

第八 物品の携帶及搬出入又は外出等の場合

A、交通遮断又は隔離中

一、書類其他の物品にして已むを得ざる事情ありて搬出搬入せんとするとき。

二、已むを得ざる事情ありて面會を求むるものあるとき、又は外出せんとするとき。

三、疾病治療の爲め必要あるとき。

は警察官吏若くは檢疫委員の認可又は指揮を。

B、傳染病院又は隔離病舎、若くは隔離所に入るものにして衣服、藥品其他の物

品を携帯せんとするものは警察官吏、檢疫委員、市町村長又は豫防委員の承認を受くるを要す。(細第九條、第十一條)。

第九 解除

交通遮斷又は隔離を解除せんとするときは、警察官吏は市町村長に指示して豫め健康診断をなさしむべきものとす。(細第十三條)。

第十 市町村長の處置及當該吏員の視察

A、交通遮斷又は隔離したる場合に於て。

一、日常の用務を處辯し能はざるものあるとき。

二、自活し能はざるものあるとき。

三、家宅の保管者なきとき。

は市町村長は相當の處置を爲すべく。(細第十二條)。

B、警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員は交通遮斷中の家に付清潔、消毒方法其他豫防措置の適否を周密に視察せざるべからず。(細第八條)。

第五章 自宅治療

患者の收容は實に病毒散逸防止の手段なりと雖も、病種、衛生知識、看護人の有無患家の構造及經濟上の關係等種々の事情を參酌し若し豫防上危険なき場合に於て患者の自宅治療を認むるも支障なき事あり、即ち自宅治療に對する規定ある所以なり

A、條件。

赤痢、腸「チブス」、「バラチブス」、猩紅熱、「チフテリア」及流行性腦脊髄膜炎の患者にして左記各號に該當せざるものは自宅治療を許さるゝことあり。(細第五條)

一、地勢の關係上病毒傳播の虞ありと認むるとき。

二、病室に専用すべき適當の室なきとき。

三、主治醫なきとき。

四、專従すべき看護人なきとき。

五、豫防上必要なる藥品、其他消毒器具を設備し得ざるとき。

六、業態上病毒傳播の虞れありと認むるとき。

七、其他豫防上必要ありと認むるとき。

B、遵守事項。

自宅治療中患家に於ては左の事項を遵守すべきものとす。(細第六條)。

- 一、病室には醫師及看護人を除く外、出入せしめざることを但警察官吏又は檢疫委員の承認を経たるものは此限りにあらず。
- 二、病室の物品は消毒方法を施行したる後に非ざれば室外に搬出せざることを。
- 三、病室内の塵芥の飛散を防ぎ、病者の吐瀉物其他の排泄物、患者の飲食物の残渣其他病汚染の物品は滲漏の虞なき容器に納め、其容器には覆蓋を施すこと。
- 四、前項の容器には豫め消毒薬を入れ置き、排泄物其他を受くる毎に更に消毒薬を以て之を消毒すること。
- 五、焼却すべき汚染物件及病室の塵芥は豫め選定したる無害の場所に於て焼却すること。
- 但患家に於て焼却し難き場合は火葬場又は汚物焼却場に於て焼却すること。
- 六、患者の用に供したる飲食器具、其他の器具は使用の都度消毒すること。
- 七、患者、死體其他病汚染の疑ある物件に接觸したる者は其都度接觸したる部分を消毒すること。
- 八、病室を變更せんとするときは當該吏員の承認を受くること。
- 九、病室は消毒方法を施行したる後に非ざれば他に使用せざることを。

C、取消。

自宅治療中の患家にありて前示の事項を遵守せず他に病汚染の虞ありと認むるときは直に警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員に於て之を取消し傳染病院、隔離病舎、其他適當の場所に入らしむるものとす。(細第七條)。

D、視察。

警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員は自宅治療中の家に付、

- 一、清潔方法。
 - 二、消毒方法。
 - 三、其他豫防措置。
- の適否を周密に視察せざるべからず。(細第八條)。

E、全癒の場合。
患者全癒したるときと雖警察官吏、市町村長、檢疫委員若くは豫防委員に於て消毒方法の行否を監視し、健康者の檢診を了りたる後に非ざれば外出することを得ざるものなり。(細第十四條)。

第六章 死 體

A、埋葬、埋葬とは火葬、土葬の云ひなり。
而して死體の埋葬は、當該吏員に於て充分と認めたる消毒方法を施したる後にあらざれば之を爲すことを得ざるなり。(法第十一條)。

B、火葬。

死體は必ず火葬せざるべからず。(法第十二條)。
之れ傳染病豫防火葬の最も安全なるに依る。

C、土葬。

死體は火葬するを原則とするも、宗教又は慣習上の事情止むを得ざるものに限りに警察署の許可を得て之を行ふことを得さしむ。(法第十二條)。

其條件は(細第十八條)。

イ、擴穴の深さを他面より棺蓋迄二メートル以上とし。

ロ、棺内は生石灰末若は石灰末を以て死體を填充し。

ハ、棺の外圍は厚さ〇、二メートル以上生石灰末又は石灰末を以て包囊したるものにして。

ニ、尙警察署に於て事情止むを得ざるものと認め、且墓地の狀況不都合なしと認めたるもの。

D、埋葬時間。

二十四時間内に埋葬することを得るも、醫師の檢案に依り當該吏員(警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員)の認可を経ざるべからず。(法第十一條の二)其形式は口頭又は書面の何れにても可なり。

E、改葬。

三ケ年を経過したるものは他に改葬することを得、三ケ年を経過せざる場合と雖も特別の事由(例之公共事業に依る工事に必要生じたるが如き、又は災害に依り必要止むを得ざる場合の如し)に因り必要ある場合に於て所轄警察署の許可を経たるときは、之を爲し得るものとす。

改葬の條件は土葬の場合と同一なり。

F、傳染病患者の疑ある死體。

埋葬し若くは埋葬せんとする場合に於て傳染病患者たりし疑あるときは、當該吏員、(警察官吏、檢疫委員)は死體及家屋其他に對し更に相當(消毒方法、交通遮斷等)の處置を爲し若くは爲さしめ、既に土葬したる死體に付ては棺の周圍に厚さ〇、二メートル以上生石灰末又は石灰末を以て包囊せしむべきものとす。(法第十三條細第十九條)。

G、患者及死體の移轉。

一、認可。

警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員に口頭又は書面を以て認可を受くることを要す。(法第九條施第三十二條)。

一、通報。

此認可を爲したる吏員は、患者又は死體を移すべき地の警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員に通知せざるべからざるなり。(施第三十二條)。

一、途上の取締。

患者移送の場合に於ては、特に必要なしと認めらるる場合の外途上取締の爲警察官を附せらる。(細第十條)。

第七章 從業停止

A、根據

傳染病患者は業態上病毒傳播の虞ある業務に従事することを得ず(法第八條の二)病原體保有者も患者と同一に見做さるゝを以て、此從業停止に關する規定の適用を受くるものとす。

B、業務の範圍(施第三十一條)。

1 菓子、鮫、養染、豆腐、氷雪、肉、乳、魚介、蔬菜、果實其他直に飲食に供し得べき物の製造、販賣、調製又は取扱に直接従事する業務。

2 旅店、下宿屋、寄宿舎、合宿所、其他多衆の宿泊する場所及貸座敷、料理店、飲食店、理髪店其他客の來集を目的とする場所に於ける從業者、看護婦、鍼術灸術按摩術營業者、藝妓、娼妓、酌婦其他直接客に接する業務。

3 劇場、寄席、活動寫真館等興業場其他多衆の集合する場所に於て、直接多衆に接する業務。

C、從業許可。

病種に依り傳染徑路等の關係上或場合に於て從業を許可するも、豫防上支障なき事あり。

イ、呼吸器系傳染病、即ち猩紅熱、「デフテリア」及流行性腦脊髓膜炎の患者にありては場合に因り飲食物に關する業務に従事するも危険なき場合あり。

ロ、消化器系傳染病、即ち赤痢、腸「チブス」及「バラチブス」の患者にありては例之宿屋の番頭又は劇場、寄席等の案内を務め單に客の送迎又は挨拶を爲すに過ぎざる場合は敢て其從業を停止せざるも危険なき場合あり。

故に地方長官に於て特別の事由に因り、病毒傳播の虞なしと認むる場合に限り條件を附し。

赤痢、腸「チブス」及「バラチブス」。

の患者に對しては「2、3」の業務（直接客に接し又は多衆に接する業務）。

猩紅熱、「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎。

の患者に對しては「1」の業務（飲食物を取扱ふ業務）。

に従事することを許可することを得るものとす。（施第三十一條）。

D、處罰。

此從業停止の規定に違反して從業したるものは、二百圓以下の罰金に處せらる。

（法第三十一條）。

第八章 病毒汚染並傳播、媒介の

虞ある物件

A、使用、授與、移轉、遺棄又は洗滌の禁止。

傳染病毒に汚染し、若は汚染の疑ある物件は警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員の認可を受くるにあらざれば使用、授與、移轉、遺棄又は洗滌することを

得ず。（法第十條）。其認可を受くる形式は口頭又は書面の何れにても可なり。而して運搬するときは特に必要なしと認むるものの外、途上取締の爲警察官吏を附せらる。（細第十條）。

B、物件の出入制限、停止、廢棄等。

地方長官は傳染病豫防上必要と認むるときは古着、襪、古綿其他病毒傳播の虞ある物件の出入を制限し、若くは停止し又は其物件の廢棄其他必要なる處分を爲し若くは爲さしむることを得。（法第十九條の四號）

C、飲食物の販賣。

授與禁止又は廢棄等地方長官は傳染病豫防上必要と認むるときは傳染病毒傳播の媒介となるべき飲食物の販賣、授與を禁止し又は其飲食物の廢棄其他必要なる處分を爲さしむることを得。

D、「ペスト」豫防の爲めの特別制限。

内務大臣の認可を受けたる物の外「ペスト」豫防の爲當分の内清國諸港、印度、香港及臺灣より襪、古綿、古著類、古紙類、古革皮類、古羽毛類、古敷物類、古麻袋類の輸入を禁ず。（明治三十二年勅令第四三四號及同年内務省第五十四號）。

第九章 病原體保有者取締

第一 取締方法

A、根據。

傳染病の病原體保有者は此法律の適用に付ては之を傳染病患者と看做す。

「コレラ」以外の傳染病の病原體保有者に對し、此法律中傳染病患者に關する規定にして適用し難きものに付ては命令を以て別段の規定を爲すことを得。(法第二條の二)。

B、患者と同様の取締を爲すもの。

イ、「コレラ」の病原體保有者。

ロ、(甲) 主要症狀消退の時より起算し左の期間を經過せざるもの。

(乙) 地方長官に於て特別の必要ありと認むるもの。

例之保菌者にして法定の事項は遵守せざるもの、如し。

1、赤痢

十四日

2、腸「チブス」、「バラチブス」

二十一日

3、「チフテリア」、流行性腦脊髄膜炎

七日

其患者に特有なる症狀を主要症狀と云ふ。

C、患者と取締を異にするもの。

イ、地方長官に於て特別の必要ありと認めたるものを除きたる。

1、治癒後の保菌者にして法定期間を經過したるもの。

2、健康保菌者。

ロ、其取締方法。

豫防法第七條(入院、入舎、入所の強制)第八條(交通遮斷及隔離)第九條(患者及死體の移轉)及第十八條(檢疫)の規定は適用せず。

尤も第九條の死體に關する規定は適用せらる。

如斯條項不適用を認めたるは豫防上必要なしと云ふにあらずして、所謂人權を尊重の意に過ぎざるを以て、之に代るべき規定を施行規則に設定す即ち其第十一條之なり。

ハ、遵守事項。

(一) 赤痢、腸「チブス」及「バラチブス」の病原體保有者。

1、便所は成るべく之を専用とし上圍の都度便池に消毒薬を投入すること。

- 2、便所の手洗水には消毒薬を用うること。
 - 3、便器は使用の都度之を消毒すること。
 - 4、尿尿に汚されたるものは之を消毒すること、
- (二)「チフテリア」及流行性脳脊髄膜炎の病原體保有者。

- 1、食器、手拭、衣類、寝具、涎掛、玩具等は之を専用とし衣類、寝具は時々日光に曝すこと。
- 2、鼻汁、唾痰の附着したる布片、紙片其他、鼻汁、唾痰に汚されたるものは之を消毒し又は便池に投棄すること。
- 3、劇場、寄席、活動寫真館等興行場其他多衆の集合する場所に立入らざること。

尙保護者は保菌者をして以上の事項を遵守せしむる義務あり。

D、居住の移轉の制限。

「コレラ」以外の傳染病の病原體保有者其居住の場所を他に移さむるときは、病原體保有者又は其保護者に於て警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員に届出を要す。其形式は口頭又は書面の何れにても可なり。
保護者とは。

未成年者に對し親權を行ふもの、又は未成年者若くは禁治産者の後見人、親權を行ふもの又は後見人なきときは戸主、戸主未成年者又は禁治産者なるときは、戸主に對し親權を行ふもの、又は戸主の後見人。

教育、監護又は傭使の目的を以て未成年者を寄寓せしむるもの又は其法定代理人を云ふ。

而して此届出を受けたる吏員は、保菌者の移轉すべき地の警察官吏、市町村長、檢疫委員又は豫防委員に通知するものとす。(施十二條)。

第二 主治醫の義務

醫師は自己診療中の傳染病患者にして主要の症狀消退したるときは、直ちに其實を診療簿に記載し置き當該吏員の請求ありたるときは之を提出せざるべからず。(細第二十一條)。

第三 検査

A、検査施行。

地方長官は傳染病豫防上必要と認むるときは、健康診断を行ふことを得。(法第十

九條) 即ち普通の健康者に對し病原體の有無を檢查するは此一部に屬す。

B、檢查請求。
病原體保有者又は其保護者は、地方長官に對し其病原體の有無に關し檢查を請求することを得。

C、病原體保有者調査の検査方法。
臨床的検査、細菌學的検査。

D、病原體消失の検査方法。

イ、「コレラ」、「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎

二十四時間以上。

ロ、赤痢、腸「チブス」及「バラチブス」

四十八時間以上。

此間隔を置き採取したる検査材料に付、細菌學的検査を行ひ引續二回以上病原體の存在を證明せざる場合に於て病原體消失したるものと見做す。

E、検査材料。

「コレラ」及赤痢。

尿。

腸「チブス」及「バラチブス」。

尿、尿。

「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎。

鼻咽喉部の粘膜。

F、材料採取及提出方法。(細第二十條)。

イ、警察官吏又は檢疫委員の指示せる方法に依りて採取すること。

ロ。容器に左記事項を記載し神奈川縣衛生試驗場に提出し検査を請求すること

(一) 病原體保有者の住所、職業、氏名、年齢。

(二) 検査を受けむとする病原體名。

(三) 材料採取者及採取年月日時。

第十章 清潔方法

第一 病毒汚染の家に於て行ふ場合

A、施行義務者。

1、傳染病患者若くは死者ありたる家。

2、其他病毒に汚染し若くは汚染の疑ある家。

此場合一般民家にありては戸主若くは之に代るべきもの。

社寺、公立學校、病院、製造所又は船舶、會社、各種事務所、貸席、興行場
其他集會の場所にありては其首長、管理人又は代理者。

B、區別及方法。

イ、「コレラ」、赤痢、腸「チブス」及「バラチブス」。

に付ては井戸側、井戸流、臺所流、下水溝、汚水溜、便所、芥溜等に就き不潔なる場所を掃除し、必要ある場合に於ては其修理及井戸浚を爲し、且蠅の驅除及蠅の發生し易き場所の掃除を行ふこと。

ロ、痘瘡、猩紅熱、「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎。

に付ては衣類、寢具、玩具、疊、敷物等を清潔にすること。

ハ、發疹「チブス」。

に付ては虱の驅除を行ひ、且衣類、寢具、疊、敷物、床下等蚤及南京虫の棲息し易き物件及場所を清潔にし及掃除すること。

ニ、「ペスト」。

別に規定せる方法に依る。(明治四二年一二月訓令一七一號)。

ホ、室内の採光及換氣を充分にすること。

Ｃ、施行期。

消毒方法の施行を了りたる後之を行ふも、鼠族、昆虫等の驅除は此限りにあらず

第二 一般民家に於て行ふ場合

A、此場合は即ち。

イ、地方長官の指示に従ひ市町村の施行の場合。

ロ、地方長官、傳染病豫防上必要と認め施行を命ずる場合なり。

B、方法

イ、宅地及家屋の内外を掃除する。

ロ、室内の採光及換氣を充分にすること。

ハ、疊、敷物等を日光に曝すこと。

ニ、床下は換氣を充分にし、濕潤著しきものは乾燥せる土砂の類を撒布すること。

ホ、汚水停溜の場所又は濕潤著しき場所は之を埋め又は排水を充分にすることへ、前各號の外特別の必要あるときは、病毒汚染の家に於て行ふ方法に準じ處置すること。

Ｃ、施行時間及範圍。

市町村は毎年一回以上期日を定め、溝渠、下水、便所及家屋の清潔方法を施行すべきものとす。

尤も傳染病流行し、又は流行の虞あるときは臨時之を施行すべし。

第三 汚物の處置

清潔方法の施行に因り生じたる汚泥、塵芥の類は適當の運搬器具に入れ、一定の場所に投棄し、又は焼却すること。(施第二十條)。

第四 施行上の注意

イ、濫りに消毒薬を撒布せざること。
ロ、傳染病の流行に際し溝渠を掃除する場合に於て必要あるときは、煨製石灰末普通石灰、クロール石灰水、を以て消毒したる後浚渫すること。

(お断)

紙数の都合により文意を極く簡單にし、章又は節に於て削除の止むなきもの多數ありたるを以て隔靴搔痒の憾なしとせず乞ふ讀者之を諒せられんことを。

救急法

衛生技師 富永泰助述

緒言

人は往々にして不慮の災厄、或は突發せる疾患の爲めに生命を危殆に瀕せしめる事がある。而して斯の如き急迫せる場合に於て、其近傍に在る者としては、夫れが醫師たると否らざるとに論なく、先づ以て其不慮者若しくは病者の、將に絶たれんとする一縷の生命を救はんが爲めに、身を挺して種々なる方策を講じ努力して倦む事を知らない、之れが即ち救急法の實施に外ならないのである。

依之觀之に救急法は畢竟通俗的なる一種の醫療行爲と見做すべきものであるが、而かも其方法技術の最も合理的たると、且つ行動の極めて迅速たるを要するのであつて、若し反之時は、恐らく救ひ得べかりし人命をも、救助の目的を達せず、間髪

を容れざる境より、最早百の名醫來るも、手を施すに由なきに至るやを保し難いのである。之れを以て殊に衛生組合員、青年團員、其他類似の團隊員等は須らく平常之れを習得し、一朝有事の場合直ちに實施し得れば、以て人を益し、時として絶大なる恩恵を他に及ぼし得る事あるは、又人生の一快事と謂ふべきである。之れ救急法の攻究は、決して無用の業にあらずと信する所以である。

尙ほ救急法は、前述の如く一種の醫療行爲と見做すべきものであるが、素より何人が行ふを妨ぐるものではなく、且つ又本法は決して眞の疾病治療を目的とするものではなくて、急迫の場合に於ける人命救助を主眼とするものであるが故に、從て其時の處置が、假令後來の治療處置上如何なる影響があらうとも、別段に顧慮するを要しない事を原則とする。併し乍ら合理的の救急處置は、人命を救助し得る事あるは勿論、後來の治療處置に對しても、通例大なる悪影響を與へる憂はないのである。又救急法は内、外科。産、婦人科。耳鼻咽喉科其他各般の臨牀部門に涉つて論究せられ、其種類は多數存するのであるが、本篇には通例屢々遭遇し且つ重要なるもの、數種に就て述ぶる事とし、他の多くは省略した、讀者之れを諒せられたい。

人事不省と假死並に眞死に就て

今此處に人あり、全く意識を失ひ、打倒れて恰も死せるが如き状態にありと假想せんに、之れ果して眞に死せるか、將た假死の状態にある者か、或は單なる意識消失者なるかを判定し、而して救助を爲さんとする者の態度を決定するを要する事あるべく。又は人工呼吸法を行ふ場合ありとすれば、其施術繼續の極限を決定する爲めに、假死と眞死の鑑別を要する事もあるであらう。之れ救急法各論を述ぶるに先だち此事項に關して解説を試みんとする所以である。

(イ) 人事不省 單なる人事不省、即ち完全なる意識消失は、患者の意識が失はれて、諸事を辨別し得ざる事は勿論であるが、呼吸及脈搏は明かに存在するものである事を特徴とする。

(ロ) 假死 人が此状態に陥れば、言ふ迄もなく意識は消失し、同時に呼吸と脈搏は、殆んど知覺すべからざるに至るのを常とする。溺水、縊首等の窒息者或は電撃、凍沍等の場合に假死の状態となり、之れが人工呼吸法其他の救急法の施術により、起死回生の恩恵に浴せしめられる事が屢々存するのである。

(ハ) 眞死の徴候 人が全く現世の終焉を告げたであらう時から、能ふだけ早期に且つ簡單明確に徴候を捉へ得て、眞死の決定を下し得る事は、意外に困難なものであるが、併し左の如き徴候が顯はれたならば、最早疑もなく死の境に入つ

たものなのである。

(一)、生○氣○の○衰○褪○ 死後身體の諸部分に現はれるものである、即ち臀部及腓腸部の如く床面に直接する部分では、筋肉が弾力消失の結果、壓平されて、遂に固有の形状を維持する事が不能となる事。眼球は軟かく抵抗が薄弱となり、手指で壓すれば深く眼窩内に凹入せしめる事が出来る等は、凡て生氣衰褪せる徴候である。(二)、屍○斑○ 身體の表面に、青赤色烏嶼狀の班紋を發する。之れは死後血液が組織中に浸潤し、自己の重量によつて、下方に沈墜する爲めに生ずるのであるが、隨て屍體の下方部分程著明である。(三)、強○直○ 筋肉が死滅すれば、其物質内に凝固なる現象が起り、爲めに筋肉全體が硬固となり、因て又關節が強剛となるのを認める。此屍體現象は、下顎關係から始まり、漸次身體の下方に波及し、一定時間後には、全身強剛となるものであるが、之れ即ち強直である。(四)、血○管○に○關○する○徴○候○ 之れは血液循環が全く停止してゐる事を示す徴候である。即ち試みに上膊部を緊縛しても、前膊靜脈に努張が起らず、手指を縛しても潮紅しない等である。(五)、屍○臭○ 之れも亦眞死の確徴中に數へらるゝも、可成り遅れて發するもの故、餘り重要でない。

猶ほ呼吸運動の停止は、早期死徴中第一に注意すべきものではあるが、前述の如

く假死の場合にも、呼吸は一時停止するものである。而して極めて幽かなる呼吸の有無を知る簡單なる檢法は、被檢者の口鼻の前に明鏡を翳して、雲影を生ずるや否やによつて知るのである。但し夏日では此檢法は不確實たるを免れない。

救 急 法 各 論

第一 外傷性大出血と其應急止血法

外傷性出血は、其創傷の種類、大小竝に身體部分等に應じて、流出の勢に強弱ある事は多言を要しない。而して外傷出血を概論せんとするには、血管の種類即ち毛細管、靜脈及動脈に就き、各別に述ぶるを便宜とする。偕て又出血なるものは、外傷性出血とは限らず、如何なる種類のもでも、自然に止血する傾向がある。換言すれば、自然の作用で止血するものなのである。併し極めて稀有の血友病者の如き特殊體質所有者では、自然的止血の傾向はなく（血液の凝固性乏しき爲め）、又通常人と雖も稍々太き血管が切斷された場合、殊に動脈が切れた場合は、出血の勢も強く、到底自然止血を待つて居る事を許さない。特に動脈が完全に切斷されず、半ば

切れた時の如きは、いよ／＼自然止血は困難である。其理は動脈が全断すれば、断端が卷縮して、断口狭小となるが、半ば切れた場合は、其卷縮の結果却て断口が擴大するからである。於此若し出血創に遭遇した場合は、先づ流血の状態を精検して其種類と血量とによつて、適宜の處置をしなければならぬ。此所に云ふ出血の種類とは、其切離された血管の事に外ならないので、即ち動脈が切れた時には動脈出血であり、静脈が切れた時は静脈出血、毛細管なれば毛細管出血と云ふ事なのである。之等は何れも、出血の状態に特徴があるもので、大切創のやうに、三者同時に切離された場合は勿論、區別は不可能であるが、三者中何れか主として切離された場合には、比較的容易に鑑別し得るものである。即ち

(一)、毛細管出血 身體組織中血の通ふ所であれば、毛細管の無い場所はない。夫故何處か組織の一部が切られたとすれば、假令動脈に損傷がなくても、必然毛細管だけは傷害されざるを得ないのである。併し毛細管は其名の如く顯微鏡的の極めて微細な血管であり、且つ血流速度も亦甚だ緩徐なものである爲め、勿論一時に甚だ多數が切れるものとしても、此出血は只黙々として滴り出で、或は水を含める海綿を壓搾するやうに滲み出るに過ぎない。故に斯様な弱勢な出血である故、單に局所壓迫をする事によつて、簡單に止血し得るものである。

(二)、静脈出血 静脈の所在は動脈に一致し、多くは一本の動脈に對し、二本の静脈が併行するものである。但し皮下静脈は動脈とは全く無關係で之れは皮膚の下に、青い線條として透見されるものである。若し主として静脈のみ切れたとすれば、血液は流るゝが如く、同等の速力を以て持続性に出で、其色暗紅色を呈する。小静脈であれば自然に止血するものであるが、甚だ太いものでは、大出血を免れない。静脈出血の場合は、動脈の時と反對に、出血局所より身體の末梢に近き部位を壓迫すれば、たゞ一時でも比較的容易に止血し得る。之れ静脈管は動脈よりも、遙かに管壁が薄弱なものであり、且つ血壓も低い、換言すれば流血の勢力が弱いものである故、壓迫がよく効果を奏するものである。

(三)、動脈出血 動脈の正確な所在を知るには、勿論解剖學に依らなければならぬが、大體は身體の屈側にある事と、多くは深部に潜める事。但し吾人の常に檢脈に用ゆる橈骨動脈や、顔面の外顎動脈及淺頰動脈等は、一部分甚だ淺く皮下を経過する。又淺在性のものなれば勿論、比較的深在性のものでも、注意すれば搏動を觸知する等にて、大凡そ動脈の所在が知れるものである。

切れた時の如きは、いよ／＼自然止血は困難である。其理は動脈が全断すれば、断端が卷縮して、断口狭小となるが、半ば切れた場合は、其卷縮の結果却て断口が擴大するからである。於此若し出血創に遭遇した場合は、先づ流血の状態を精検して其種類と血量とによつて、適宜の處置をしなければならぬ。此所に云ふ出血の種類とは、其切離された血管の事に外ならないので、即ち動脈が切れた時には動脈出血であり、静脈が切れた時は静脈出血、毛細管なれば毛細管出血と云ふ事なのである。之等は何れも、出血の状態に特徴があるもので、大切創のやうに、三者同時に切離された場合は勿論、區別は不可能であるが、三者中何れか主として切離された場合には、比較的容易に鑑別し得るものである。即ち

(一)、毛細管出血 身體組織中血の通ふ所であれば、毛細管の無い場所はない。夫故何處か組織の一部が切られたとすれば、假令動脈に損傷がなくても、必然毛細管だけは傷害されざるを得ないのである。併し毛細管は其名の如く顯微鏡的の極めて微細な血管であり、且つ血流速度も亦甚だ緩徐なものである爲め、勿論一時に甚だ多數が切れるものとしても、此出血は只黙々として滴り出で、或は水を含める海綿を壓搾するやうに滲み出るに過ぎない。故に斯様な弱勢な出血である故、單に局

偕て主として動脈が切れたとすれば、血液は搏動に一致して間歇性に噴出する。而して色は鮮紅色を呈し、中等大の動脈出血でも、倏忽の間に饒多な鮮血が失はれる、故に最も速かなる處置を要するものである。

次に最も重要な出血、即ち動脈出血に對する止血法を述べる。

止血法 清潔なる手指又は無菌「ガーゼ」を以て、直接出血部位を壓迫する。素より之れによつて所期の如き十分の効果は望み得ないが、血液凝固を促がす點に於て幾分の效能はある。但し本法は外科手術時等に於て醫師が常に行ふ事であるが、救急止血法の主眼とする點は、直接出血部の壓迫ではなくて、間接に主幹動脈を強壓する事に存する。

抑々動脈管を壓迫する事によつて、血液の流通を阻止せんとするには、毀傷動脈の中樞端のみを壓迫したゞけでは、其目的を達する事は出来ない、何となれば、靜脈は勿論動脈に於ても、所々に吻合乃至交通枝がある爲め、若し中樞端が完全に壓平されば、循環血は吻合又は交通枝を迂廻して、末梢斷端から同様に流出するものであるからである。故に事情の許す限り、遠く本幹を強壓して、血液流通を阻止しなければならぬ。而して壓迫は勿論皮膚面よりし、力は被壓迫動脈附近の骨に向て行ふものである。猶ほ動脈本幹の壓迫が長時間に失すれば、之れより養はるゝ

組織の壞死を招く虞れがある故、此壓迫は次いで行はるゝ適法の止血術に至る迄の眞の應急的たるに過ぎないものである。

間接壓迫法の種類 指壓法及止血器を以てする方法の二である。

一、指壓法 術者の拇指に全力を罩め、目的の動脈管を壓迫するものである。本法は單に術者の指を以て行ふ法であるから、直ちに行ひ得る長所があるかはり、間もなく疲勞して、壓迫の持續が不能となるを免れない、之れ本法の短所とする處である。指壓法を適用し得る出血の部位及壓迫すべき血管名並に其壓迫部位等は、右表に示めす通りである。

出血部位	指壓を行ふ部位	壓迫を受ける動脈
顔面(口又は鼻)の周圍	下顎骨隅と頤部との間にて隅より三分の一の所	外 顎 動 脈
指	指根の兩側(少しく掌面に近く)を術者の拇指と示指にて強く撮む	指 掌 動 脈
腋窩及上膊	胸鎖乳嘴筋外側に於て第一助骨に向て壓す	鎖 骨 下 動 脈
前 膊 及 手	上膊の内面に於て二頭膊筋の内側溝	上 膊 動 脈
下 肢	鼠蹊部中央	股 動 脈

以上は確實に指壓法有效の部位のみを表示したのである。此外二、三の部位が論

せられるも、多くは効果を得難い部位である爲め省略する。

二、止血器を以てする壓迫法 (一) エスマルヒ氏驅血帯を以て緊縛する。

本器は通例手術時に使用されるものであるが、救急止血器としても應用される。弾力強き「ゴム」帯からなり、平常巻軸帶の如く巻きて罐に納められ、使用時出血部の中樞端を、恰も縋帶するが如くに巻き付けるのである。(二) 太き肉厚の「ゴム」管出血部中樞端を強く巻いて脈管を壓迫する。(三) 壓枕を動脈管直上の皮膚に當て其上を巻軸帶等にて強く壓定する。壓枕とは、小石を綿又は布片にて包みたるもの、或は單に綿球若くは「ガーゼ」塊を小枕としたものである。(四) 棒の應用 四肢に縋帶又は布片を二―三回緩く巻き付け、此間に棒を通じて之を捻轉する。或は布片を一回丈け巻き(手拳を通する位緩く巻きて布の兩端を結ぶ)之れに棒を通して捻轉する(動脈管上に壓枕を置けば更に佳い)。

上記壓迫法を行ふ以外に、患者に安静を守らしめる事。出血肢を高擧する事。或は關節を強く屈曲して、動脈管の壓迫を計り。又は心臟部及出血局所の冷罨法を行ふ事がある。

大出血時の全身的處置

多量に出血し、昏倒せる者にあつては、先づ患者の頭部を可及的低くし、顔面に冷水を注ぎ、「アンモニア」水の如き嗅薬を嗅入せしめる。速に加温せる被服、湯「タ」ンポ」等を以て身體を温め、嘔下し得れば強き酒類、茶「コーヒー」等を與へる。殊に最も肝要なる事は、著しい失血後に多量の飲料を與へると云ふ事である、之れ失血の後には液體は尋常の場合に於けるよりも速かに消化器より吸収され、以て能く失血を補ふの效があるからである。

第二 腦 貧 血

原 因 平常貧血過敏性の人が之に罹り易い。大出血、暴瀉、過激なる運動、空氣の流通不良なる場所に多人數集合する時、其他驚愕、畏怖等の烈しい精神感動(腦の血管運動神經の痙攣の爲め)等。

症 狀 顔面蒼白となり、冷汗を流し屢々生欠伸を發する、頭痛、眩暈を訴へ、嘔氣を催し、次で嘔吐することがあり、遂に人事不省に陥つて卒倒するのが常である。而して多くは暫くして醒覺するものであるが、或は其儘死に歸することもある處 置 (一)、直ちに患者を仰臥せしめて特に頭部を低くする、即ち枕を與へざるまゝ平臥せしむるか、或は敷蒲團等の外方に頭部のみを出して之を低下せしめる。

(二)、衣帯を緩めて呼吸を容易ならしめる。(三)、顔面及胸部に冷水を灌ぎて刺戟を與へ、又は「アンモニア」水を嗅がしめる。而して乾きたる布片、タオル等を以て胸部を摩擦する。(四)、尙ほ恢復しなければ、繃帯の如きものを用ひて、四肢を末梢部より中樞部に向て強く巻き上げ、心臟部に四肢の血液を輸る如くする(自家輸血法)。(五)、意識が恢復したならば、「ブレンダー」、「ウキスキー」、葡萄酒又は日本酒、濃き茶等の興奮性飲料を與へ、暫時安臥せしめる。

注。意。人事不省中患者は時々嘔吐することがあるから、吐物が氣管の中に入らざるやう顔面は必ず側方に傾け置く事。又人事不省中は決して内用藥を與へてはならない。

附 腦 充 血

原。因。頸短く肥満した人が罹り易い。精神過勞、精神亢奮、飲酒、暴食、過激勞働等。

病。狀。頭部、顔面に熱感あり、顔面は著しく潮紅する。結膜は充血し、顳顬部又は頸部動脈の搏動及頭痛を感じ、眼前閃光を見、耳鳴を覺へる。重症のときは人

事不省に陥つて卒倒する。

處。置。(一)、頭部を高くして安臥せしめる。(二)、衣帯を緩め呼吸を容易ならしめる。(三)、頭部に氷枕、氷嚢を當て、冷し、足部を湯「タンポ」等にて温める。(四)、恢復後暫時安臥せしめる。

第三 日射病及熱射病

兩病共に誘因が異なる丈で、症狀並に手當法は同一である。日射病は炎暑の候長時間日光直射を受けた際に發し。熱射病は、日光とは無關係に汽罐室の如き高温の場所ので起るのであるが、何れも體温が甚だしく上昇し而かも放散が不充分の爲めに益々體温昇騰して四十度、四十二度甚だしい例では四十六度迄昇つたと云ふ報告がある。此體温鬱積の結果危険症を發するのであるが、夫故其誘因としては

炎暑の候殊に無風の際、日光の直射を受けつゝ、烈しい勞働をする時、又は兵士が長途の行軍をなす場合、或は兒童が炎天に遊戯せる時等に日射病を發し。熱射病は、火氣強き所に作業する場合、又は蒸暑き日、多人數群集して換氣不充分なる時等に罹るのである。

症。狀。先づ前驅症として疲勞が増して來、頭部に灼熱を覺へ、發汗が甚だしく

呼吸は促迫し、遂に眩暈を催して周圍が色づいて見えるやうになる。

眞症は人事不省となつて卒倒し、體溫甚だしく上昇し、顔面潮紅し、今迄の淋漓たる流汗も「ビタリ」止まつて皮膚は乾燥し、昏睡状態に陥り、癲癇様の發作を起したり、うわ言を云つたりするやうになり、呼吸、脈搏の状態共に不良となつて來る處。置。前驅症であつても決して歩行させてはならない、即ち少しでも筋肉の勞作を避くべきである。患者を風通しの良い室又は樹蔭の涼しき所に運び、衣帶を緩め、胸部を裸出せしめる。次に全身に冷水を灌ぐか水に浸したる布片にて身體を打つか又は水で體中を擦すつてやる。嚙下が出來れば冷水、茶、コーヒ、葡萄酒、「リモナーデ」等を少量づゝ服用せしめる、殊に重曹水と與ふるは甚だ佳い、重症のときは速に醫療を受けなければならぬ。

豫○防○法。前記の誘因を考へれば發病を未然に防ぐ事は難事ではない。只本病豫防上甚だ大切な事を附け加へて置く、夫れは上記の誘因に遭遇する場合、人はよく水を欲するものであるが、此水を飲むと云ふ事は該病豫防上頗る大切な事で、即ち水を飲み發汗を盛んにすれば、夫れ丈け體溫が放散するものであるから、之れは是非行ふべきである。

尙ほ肥滿家、酒客、心臟の弱い者等は本病に罹り易い故特に注意を要する。

第四 溺水假死救助法

死に瀕せる溺者は窒息の症狀を呈する、即ち顔面帶藍紅色となり、眼の周圍に青斑を生じ、口唇紫黑色に變じ、皮膚光澤を失ひ、口鼻に泡沫を充て、氣管、肺及胃中に多量の水を含むものである。又稀には、水中に投するや忽ち失神して心動呼吸止み、聲門は痙攣狀に閉ぢ、肺中には少量の水を吸入するか、或は全く吸入して居ない事もある。此の場合では溺者の顔面は蒼白色を呈して弛緩し、口内に少量の泡沫を含んだ液を存する、斯様な症狀を呈するものは、呼吸を回復せしめ得る望みが多いものである。

大凡そ溺水者であつて、肛門括約筋弛緩するときには恢復の見込みなしとされ、反之括約筋が弛緩しない時は恢復の望ありとされてゐる。

救急法實施順序。

(一)、速かに口を開き、舌を牽き出す事。(二)、口内及咽頭等の泥土を、指に布片を巻き付けて拭きとる事。(三)、濕つた被服を脱せしめる事。(四)、次に水を吐かしめる事。但し之れには左記の如く二法がある。

第一法 患者の體の上半部を裸體となし、上腹部に枕を入れて腹臥せしめる、之

れに由て該部は全身の最高點となり、口は最下に位する。此際患者の腕を屈して顔面の下に入れ、ば、額部が直接地上に觸れるのを防ぎ得る。次に術者は枕に相當する部分に於て、患者の背部に雙手を當て、全力を以て壓迫する、數回此壓迫を反復すれば、胃及び氣道に進入せる液の大部分を排除し得るものである。

第二法 患者の上腹部に術者の膝を當てる、換言すれば術者は折式の姿勢を構へ其立てる膝の上に患者を腹這へさせるのである。斯くして患者の頭部及胸部を低くし、手掌を患者の額に當て、首を反らせ、一方の手にて背部を打ち、氣道及胃中の水を流出せしめる。

注。意。強いて水を吐かせやうとして、倒まに患者を吊下げる等の事は多くは無効であり、亂暴の處置として排する。

(五)、直ちに人工呼吸法に着手する。(六)、人工呼吸法が奏效したならば、次いで保溫法を行ふのである。即ち先づ患者を溫暖なる褥中に移す。(七)、湯「タンボ」、溫石、又はビール瓶に熱湯を入れたもの數本を與へる。(八)、溫き「フランネル」或は他の布片を以て四肢を心臟に向て摩擦する。

注。意。一、急劇に高い溫度を與へる事は、却て溺者を蘇生せしめざる原因となるものである。二、冬季は、溺者の身體が凍死して居るものである爲め、直ちに溫

暖な室に入れる事は甚だ危険である。

(九)、能く嚥下し得るやうになつたならば、「ブランデー」、「ウイスキー」、「葡萄酒」溫き茶の如き興奮性飲料を與へる。

第五 人工呼吸法

人工呼吸の術式は多數あるも、左の二法は一般に慣用されるものである。

一、ハワード氏人工呼吸法

患者を仰臥せしめ、背部に枕を入れて上腹部を最高位に來らしめ、肩及後頭部を最下位とし、術者の手指に「ガーゼ」の如き布片を卷いて患者の舌端を摘み、舌を牽き出して之れを助手に保持せしめる。次に術者は、兩脚を開いて患者を跨ぎ、大腿の中央部に相當する處に跪く、斯くすれば術者の顔面は患者の顔面と相對し、患者の下半身は術者の股下に横はるのである。次に術者は兩手の拇指球並に小指球を、左右肋骨弓の内縁に當て、拇指自らは胸骨劍狀突起の上に坐して上方に向ひ、他の四指は散開して直ちに胸廓に併列せしめる。次に術者は肘關節を自己の側腹部に固定し、胸廓に向て壓迫を加へるのである、即ち横隔膜の方向に相當する上後方に向て約二秒間壓迫を加へる、壓力は徐々に術者が其の身體を前屈するにより、漸次増

加するものであつて、術者と患者との顔面を殆んど相接するに至らしめるのであるが、之れ即ち呼吸動作である。次に術者が急に身體を起して跪坐の原位に復すれば壓迫された肋骨は彈撥して再び伸展し、胸廓を開大して空氣は自ら肺臟に進入する是れ即ち呼吸動作である。之れ又約二秒間を過ぎて再び呼吸運動を行ふのである。

二、ジルヴェステル氏人工呼吸法

術者は患者の頭邊に跪き、兩手を以て患者兩臂の稍々上方を握り、平等に強く上方に牽引して頭の兩側に至るのである、之れによつて胸廓を強く擴張し、空氣を氣道に流入せしめる(吸氣)此操作約二秒間を費し、次いで伸展された臂を屈して胸側に送り戻し、強く胸側を壓迫して空氣を流出せしめる(呼氣)。如斯すること約二秒間の後、更に兩臂を舉上し、吸氣を行はしめること前の如くするのである。

本法を二人で行ふには、患者の兩側に一人づゝ跪き、各臂を握り、一、二、三の合圖を以て、前と同様の操作をなさしめるのであるが、斯くすれば疲勞を減じ、長時間行ひ得る便益がある。

三、人工呼吸術實施時の注意一般

(一)、人工呼吸法を行ふに際して、患者の舌が往々緊縮されてゐる事がある。又施術中にも舌が緊縮して咽頭腔を閉鎖することがあるから、臨機左法を應用して舌を

牽出し其緊縮を防ぐ事を要する。

(イ)、助手に、布片を以て舌を把へしめる事。(ロ)、助手に其の兩手にて患者の下顎部を前方に押さしめ、以て下齒列を上齒列の前に送り出さしめる事。(ハ)、助手がない時は、舌を布片で頤部に括り付けて置く事。(ニ)、或は絲若くは細き布片で舌を縛り、之れを項部に結び附け置く事。

(二)、溺没者の場合、久しく水中に在つた者でも、往々假死の状態に止まり、數時間(四時間位まで)連續せる人工呼吸法によつて回復した例がある。又如何なる原因の假死であつても、死の確徴の顯はるゝまでは人工呼吸法を續行すべきものである事は言ふを俟たない。

(三)、幼兒の際には、施術暴に過ぎてはならない、時に肋骨々折を起す事があるからである。

(四)、人工呼吸法を行ひつゝある間は、一方下肢を摩擦して血行を助けてやる事。

(五)、人工呼吸法は急速に過ぎてはならない、成るべく自然呼吸數に一致せしめるやうに行ふ事。

第六 狂犬咬創と其救急法

凡そ人は狂犬に咬傷されても、其全部が發病するのではなく、發病は咬傷された者の一部分である。即ち、

(一)、狂犬か非狂犬か詳らかならざる犬に咬傷された場合の發病數は、一〇——二〇%。

(二)、咬傷した犬が狂犬と確診されたものでは、其發病數、四五%と云ふ統計が示されてゐる。併し之れとてもバストール豫防注射によつて、發病數は劇減されるものである。即ち、

(一)、不詳犬に咬傷された者が、注射によつて發病數、〇、三——〇、五%に迄減じ、

(二)、狂犬確診のものでは、注射によつて發病數、一、〇三%に迄減少する。

併し乍ら不詳犬と狂犬とに論なく、乍遺憾〇、三%から一、〇三%迄の發病は、豫防注射でも、之れを防遏する事が出来ないと云ふ現狀である。而かも一旦發病するや、現今の醫術では之れを治癒せしめる事は不可能で、一の例外もなく數日を出でざる間に、慘憺たる病苦の下に鬼籍に上らしめざるを得ないのである。於此學者は此豫防注射有效圏外の犠牲者を救ふ爲めに、有效なる方法如何との問題に對して解答を與へんとして居るのである。從來屢々行はれた局所の甚だ思切つた手術や、強

力腐蝕劑の應用等も、徒らに患者に苦痛を與ふる事が大で、效果は甚だ不確實で信賴するに足らない。

近時、狂犬毒に對して特に強力に作用する、殺菌消毒劑に關する精密なる調査研究が、某學者に依て遂げられた。此業績に關する詳細な紹介は省くが、其結論中本項目に必要な點を摘録するに、動物試験上確實に發病を防止し得る方法としては、創面を可及的速かに一定の濃度と量及其他の條件に適合する「ライムゾール」水又は氷醋酸水若くは乳酸水を以て洗滌消毒する事によつてのみ、始めて所期の目的を達し得るものである。故に現時に於ける狂犬咬創の救急法は、左の順序によつて行ふを最も合理的處置と信ずるものである。

被咬傷者救急處置

(イ)、可及的早期に三〇倍「ライムゾール」液の消毒を行ふ、其法先づ創口を廣げ「ライムゾール」液を「スポイト」に吸ひ込み、強く壓出して創面、創底に完全に藥液を觸れしむるやう、可成多量を以て洗滌する事。

(ロ)、「ライムゾール」以外、一〇倍氷醋酸水又は一〇倍乳酸水も有效であるが、創面を刺戟すること強きを以て、小兒等には止むを得ざる場合の外適しない。

(ハ)、氷醋酸水の有效なる點に鑑み、前記の藥液を所持せざる時は、多量の食酢を以て洗滌するも一法である。

(ニ)、三〇倍若くは五〇倍「クレオリン」水の洗滌も亦有效である。

(ホ)、前記の諸藥液何れをも得難い時は、「レモン」汁。夏密柑汁等の、果汁を以て創口を洗滌するも相當の效果を得るものである。

(ヘ)、以上の材料も間に合はない時は、應急的に水道水を強く放出せしめ、此水勢にて創底深く血液と共に、狂犬毒を洗去する如くに充分に洗滌するも亦一法である。

(ト)、創面より可成的出血せしむるを可とする。

(チ)、創口の消毒思はしからざる場合は勿論、假令消毒完全に行はれたりと思はるゝ場合にも、決して豫防注射を省略してはならない。

第七 重劇なる損傷に就ての

一般的注意

軟部に損傷ある場合、通例最も注意を要する事は、出血の状況であるが、若し自然に止血し、創面に饒多なる凝血ありとすれば、之れを濫りに除去してはならない之れ不用意なる凝血除去は、再度の恐るべき出血を招來する事があるからである。

又自信もなく何等の設備もなきに、創傷面を處理する事も嚴に慎むべきである。

若し高處より墜落するか、強劇な打撃を蒙つた場合には、甚だ危険なる所謂腦震盪症を起す事があり。又重傷者を取扱ふ場合、特に注意すべき事は、骨折の有無と云ふ點である、之れ負傷者を病院等に運搬せんとする時、骨折あるを知らざりし爲め、尖銳な骨の斷端によつて、新たな損傷を内部に生ぜしめ、或は單純皮下骨折を皮膚を穿破する爲め複雑骨折に變せしめ、又は無用の疼痛を負傷者に感せしめる等の事がある。左に腦震盪の處置と骨折の判定に就て述べ、本項の説明を了る事とする。

一、腦震盪

高處より墜落し或は頭蓋を打つときは、一時精神機能が廢絶して人事不省となる事がある。之れが即ち腦震盪症である。處置としては直ちに醫療を受くべきものではあるが、先づ患者の衣帯を緩め、顔面蒼白を呈するときは頭部を低くし、之に反し顔面潮紅せるときは之れを高くして冷罨法を施し仰臥せしめる。

次に軀幹を溫保するのである、同時に創、骨折、或は脱臼等の有無を檢する。脈搏及呼吸の状態を不絶觀察し、若し不良の徵候を示めず時には、赤酒、「ブランデー」酒のやうな興奮性飲料を與へるのであるが、人事不省が恢復されず、隨て患者

が嘔下する事が不能の場合は、濫りに飲料を口に入れてはならない。

二、骨折の判定及其救急處置

左に骨折の症狀中、診断の助となるべき要點のみを擧げる。

(一) 疼。痛。是れ骨折部位に限局する劇甚なる骨の疼痛であつて、殊に又壓迫に由つて増劇する。即ち疼痛は常には無いが、手指を以て試みに全骨を壓迫し、一端から他端に向て進み、骨折所在の部位に達すれば、患者忽ち叫んで劇甚なる疼痛を訴へる、幾回之れを繰返へすも、其疼痛は必ず一定の部位に限局して變ずる事はない、故に又之れを固定骨折痛とも名づける。此固定骨折痛は、骨折の診斷上甚だ肝要な徵候であつて、殊に骨折の有無疑はしい場合でも、此徵候があれば、診斷確乎として復た動かすべからざるものである。(二) 患肢の變形及短縮。骨折端の齟齬に因るのであるから、骨折部多くは健側の同部に比して膨大してゐる。(三) 機能障害。患肢の運動が全く不能であるか、又は異常運動をなすものである。(四) 異常運動と云ふのは、患肢が關節でない處の運動を云ふのである。(五) 軋音。之れは患肢を注意して把へ或は擡ると、骨の兩斷端間に生ずる軋轢音が、手に響き若くは耳に聞きとれる事を云ふのである。以上の四症狀全部が認められなくても、殊に(一)、(二)、等があれば骨折の推定を下

し、負傷者の取扱方に注意するのが安全である。

救急處置 (一)、成るべく患者の疼痛を輕からしめる爲めに、折れた骨を動かさざるやうにする事。(二)、衣服を脱がせるには、患部を動かさぬやうにし成るべく縫目を解くか又は切斷する事。(三)、負傷者を運搬するには、副木(又は假製副木)を當て、骨を移動させないやうにする事及び成るべく堅い運搬具(戸板の如き)に載せる事。(假製副木は「ステッキ」、棒、蝙蝠傘、木片、ボール紙等何れにても可)。(四)、運搬中は出血の狀況竝に患者一般状態に不絶注意する事。

第八 中毒者救助法

一、磷製殺鼠劑(例へば猫いらす)中毒。

嘔下後數時間にて胃痛を以て始まり、嘔吐下痢を起し、二、三日して黄疸を發する、吐物は磷臭があり磷光を放つものである。

處置 (一)、先づ嘔吐をなさしめる事(咽頭を手指又は羽毛で摩擦する等の方法にて)。(二)、重炭酸「ナトリウム」水の如き「アルカリ」劑を多量に服用せしめる事(血液の「アルカリ」減降の爲め)。

注意 決して油類を服用せしめてはならない、蓖麻子油は勿論、卵黄、牛乳

の如き脂肪を含む食物も與へてはならない。但し「オゾン」を含む「テレピン」油は解毒劑として與へらるゝものである。

醫師は硫酸銅を吐劑として與へ、盛に胃洗滌を行ふを常とする。

二、亞砒酸製殺鼠劑中毒。

急性胃腸炎を起して、惡心、嘔吐、腹痛、「コレラ」様下痢等を發する。

處置 砒石解毒劑を與へ又は煨製「マグネシア」を水に混じて多量に服用せしめる。又吐根末の如き吐劑與へられ、胃洗滌も行はれる。

附 (一)、砒石解毒劑 (日本藥局方)

第一液 過硫酸鐵液 一〇〇、〇 水 二五〇、〇 (右混和)

第二液 煨製「マグネシア」 一五、〇 水 二五〇、〇 (右混和)

右用に臨みて第一、第二、兩液を混和し十分間毎に其二〇、〇を服用せしむ。

變法 先づ百瓦入瓶二本をとり、各瓶に其五十瓦の所に度を劃し。第一瓶に過硫酸鐵液二〇、〇を入れ、第二瓶に煨製「マグネシア」三、〇を入れ貯ふ、用に臨みて各瓶に水を容れて五十瓦の劃度にまで達せしめ、強く振盪し、後第一瓶と第二瓶の兩液全部を混和し十分間毎に其約二〇、〇を服用せしむ。

(二)、煨製「マグネシア」水

煨製「マグネシア」 二〇、〇 水 三〇〇、〇

右混和、強く振盪して與ふ。

三、昇汞。綠青。重「クロム酸カリ」等の重金屬鹽中毒。

處置 直ちに十二、三個の鶏卵をとり卵白のみを適量の水に混じ、攪拌して所謂卵白水を製し服用せしめる、又は牛乳を飲用せしめるのも可い。

四、鹽酸。硫酸等の酸類中毒。

處置 (一)、卵白十二、三個若くは牛乳を與ふるか、又は粘滑汁 (葛湯、重湯糊、寒天等) を多量に飲用せしめる事。(二)、氷片を與へ、咽頭を刺戟して嘔吐せしめる事。(三)、石灰水、煨製「マグネシア」水を内服せしめる事。

五、苛性「カリ」、苛性「ナトロン」「アンモニア」水等の「アルカリ」腐蝕劑中毒。

處置 卵白、粘滑汁、稀釋せる酸類、醋、「リモナーデ」、「レモン」汁、果汁等を與へ、咽頭を刺戟して嘔吐せしめる。

六、煙草 (ニコチン) 中毒。

處置 咽頭を刺戟して嘔吐せしめる事。「コーヒー」、茶、赤葡萄酒の如き「タニン」酸を含める興奮性飲料を與へる。重症のときは頭部、胸部に冷水を灌ぎ皮膚を摩擦し腓腸部に芥子泥を貼する。又人工呼吸法を行ふことがある。

七、急性「アルコール」中毒。

意識亡失し、始め顔面潮紅するも漸次蒼白となり、呼吸は浅く脈は細小となる。

處置。先づ嘔吐せしめる、嘔吐の際吐物氣管に入らざるやう顔面を側方に向

けしめる事。顔面潮紅すれば頭部に氷枕、氷嚢を與へるも、蒼白になれば之を除

く事。皮膚を刺戟し、「アンモニヤ」を嗅入せしめる事。呼吸惡徵を呈すれば、人

工呼吸法を行ふ事。意識恢復せば茶又は「コーヒー」を與へる、即ち「アルコール」

と「カフェイン」とは生理的作用全く相反し、所謂拮抗作用を有するものである。

八、菌蕈類中毒。

處置。多量の微温湯を飲ましめ、咽頭を手指、羽毛等にて刺戟し盛に嘔吐せ

しめる事。次に獸炭又は木炭の粉末を服用せしめ、全身を温包して冷却を防ぐ事

九、魚肉其他肉類中毒。

處置。充分に嘔吐せしめ、粘滑汁を與へる、此中毒にも亦獸炭末が與へられ

る。次に茶、「コーヒー」、「ブランデー」、葡萄酒等の興奮性飲料を與へ、最後に

下劑を服用せしめる。

附 録

衛生組合關係諸形式例及法令

碓井衛生主事補編

本編ハ從來ノ形式及私案ヲ集録シタリ。

報告書形式例

△(役員選定)報告書

(二通)

何市何區何町衛生組合

昭和何年度當組合(役員)ヲ何年何月何日ノ組合總會ニ於テ右(又ハ別冊)ノ通り(選定)致候間比段及報告候也

年 月 日

何々衛生組合

(舊)組合長 氏 名

(新)組合長 氏 名 印

神奈川縣知事 氏 名 殿

歲出合計	七、豫備費		六、雜支出		五、基本財產造成費			
	一、豫備費	一、交際其他諸雜費			一、基本財產造成費		一、救治弔祭費	
	一、豫備費	一、交際其他諸雜費		一、基本財產立			一、救治弔祭費	
	豫算外支出及豫算超過支出ニ充當金	隣接組合又ハ聯合會慶弔費金於ケル國又縣市ニ於ケル慶典費金		町補助金何分ノ一積立物品拂下金ノ積何割前年度繰越金見積額			治療料 弔祭料 金金金 圓圓圓	

四、救治弔祭費	六、清潔法施行諸費		七、汚掃除費		八、講習會話		九、表彰費	
	一、清潔法施行諸費		一、掃除費		一、講習會話		一、表彰諸費	
	一、清潔法施行諸費		一、掃除費		一、講習會話		一、表彰諸費	
	撤水車使用料金 貯水タンク設備費 井水使用諸費金 撤水夫賃一人一日 水道圓延 諸雜費金 金金 圓圓圓		運搬車使用料金 人夫賃人金 塵芥改良費金 圓圓圓		會場費 講習費 諸雜費 金金金 圓圓圓		表彰狀印刷費金 賞與金品代金 會場其他諸費金 圓圓圓	

- 本組規約第二十條ニ依リ會計規程ヲ左ノ通り定ム。
- 第一條 組合ノ現金、物品ノ出納、保管及財算ノ管理ハ組合長其ノ責任スルモノトス
- 第二條 組合ノ會計事務ハ組合長ノ指揮ニ依リ理事之ヲ掌理スルモノトス
- 第三條 毎年度ノ經費豫算ハ年度開始ノ一ヶ月前ニ之ヲ調製シ評議員會ノ議決ヲ經ルモノトス
- 第四條 各組合員組合費負擔割ハ別表ノ等差ニ依リ毎年度組合長其ノ分賦ヲ定メ評議員會ノ議決ヲ經テ月割トシ毎月之ヲ徵收ス
- 第五條 組合長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲メ一時借入金ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ評議員會ノ議決ヲ經ルモノトス
- 前項借入金ハ其年度内ノ收入金ヲ以テ償還スルモノトス
- 第六條 豫備費ヲ支出セムトスルトキハ評議員會ノ議決ヲ經ルモノトス
- 第七條 組合長ハ毎年度ノ現金及物品出納ニ關スル帳簿ヲ設ケ其ノ出納明カニスルモノトス
- 第八條 出納ハ毎年三月末日ヲ以テ閉鎖シ閉鎖後一ヶ月以内ニ之ヲ整理シ、證憑書類ヲ添附シテ評議員會ノ議決ヲ經ルモノトス
- 第九條 組合ノ豫算、決算ハ評議員會ノ議決又ハ承認後速カニ組合員ニ告知スルモノトス
- 第十條 組合ノ出納ハ月別トシ毎月五日迄ニ其ノ前月分ノ整理ヲ行フモノトス
- 第十一條 組合ノ現金ハ之ヲ金櫃ニ納メ(又ハ適當ニ理事之ヲ管理シ)毎月整理後ノ殘金ハ評議員會ノ議決ヲ經タル銀行又ハ郵便預金ニ附スルモノトス
- 第十二條 組合購入品ニシテ見積價格一廉金十圓以上ヲ超ユルモノハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外公入札ニ附スルモノトス

△何年度何々衛生組合歳入歳出決算

歳入	總歳入豫算高
一金 圓	總歳入決算高
別紙明細書通	
一金 圓	總歳出豫算高
別紙明細書通	總歳出決算高
歳入歳出差引金	
圓	錢也
内金	基本財産積立
昭和	年度ハ繰越金
圓	圓
	錢也

△何年度何々衛生組合歳入歳出決算明細書

科 目	決 算		決 算		附 記
	決算額	種 目	決算額	増 減	
記載内容ハ豫算ノ例ニ依ル		本年度	決算額		

△會計規定

署 名 人 (二名)	案 件	議 事	議 決
	出 席 員	出 席 員	出 席 員
日 時	月 日 午 後	時 分	開 會
種 別	(定期、臨時、役員、總會ノ別)會		

△會議錄用紙例

達 示	防 疫 用 務	勤 務	摘 要
(法令、指示、命令、通牒布達)	(傳染病豫防)	(囑託其他雇傭人ノ勤務狀況)	出 勤 役 員 及 來 訪 者 其 他 事
注 意 事 項	保 健 用 務	申 告	
(前ニ決定シタル豫定事項)	(保 健 事 務)	組 合 員 其 他 ノ 申 告 事 項	

第五號樣式

昭和 年度

△消耗品出納簿

年 月 日	摘 要	受 取	物 品 取 扱 者 印	拂 拂	受 取 者 印	領 額	殘 額

『會計規程第十六條ヲ本表ニ依リ支給ス』ト定ムルモ可

△旅 費 額

職 名	汽 車 賃	車 馬 賃 (一里ニ付)	日 當 (一日ニ付)	宿 泊 (一夜ニ付)
	縣 內 縣 外	縣 內 縣 外	縣 內 縣 外	縣 內 縣 外
役 員	二 等 賃 費	同 上	五 〇	七 五
事 務 員	三 等 賃 費	同 上	四 〇	六 五
			一、四〇	二、〇〇
			二、五〇	三、二〇
			三、二〇	四、五〇
			三、五〇	

備考 汽車、電車等交通機關ノ便利ナル地方ハ二十哩以上宿泊トシ他ハ日歸トス

△組合日誌用紙例

月 日	天 候	係 員

△衛生組合法案

別項の如く内務省衛生局に於て起草せられたる衛生組合法案の全文は左の如くなり。

- 第一條 衛生組合ハ公衆衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 衛生組合ハ法人トス
- 第三條 衛生組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 一、衛生思想ノ普及ニ關スル施設
 - 二、傳染性疾患、寄生虫病及地方病ノ豫防救治ニ關スル施設
 - 三、其ノ他保健衛生上必要ナル施設
- 第四條 衛生組合ハ公衆衛生ニ關スル事項ニ付行政廳ニ建議スルコトヲ得
- 衛生組合ハ行政廳ノ諮問ニ對シ答申スベシ
- 第五條 市町村ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ衛生組合ニ對シ其ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至三分ノ一ヲ補助スベシ
- 第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ衛生組合ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得
- 第七條 衛生組合ハ市町村ノ區域ヲ以テ其ノ地區トス
- 特別ノ事由アルトキハ衛生組合ノ地區ハ前項ノ區域ニ依ラザルコトヲ得
- 第八條 衛生組合ハ其ノ地區内ニ一戸ヲ構フル者ヲ以テ其ノ組合員トス
- 組合地區内ニ一戸ヲ構ヘザルモ其ノ地區内ニ工場、寄宿舎、病院、營業所又ハ事務所等ヲ經營スル者ハ之ヲ組合員トス但シ國道、府縣、市町村其他ノ公共團體ハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 衛生組合ヲ設立セムトスルトキハ地方長官ニ於テ組合地區ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者ノ内

- 十人以上ニ創立委員ヲ命スヘシ、但シ町村内ノ衛生組合ノ設立ニ付テハ組合員タル資格ヲ有スル者二十人以上又ハ關係地ノ町村長ノ申請アル場合ニ限ル
- 第十條 創立委員ハ組合同規約ヲ作成シ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- 第十一條 市内ノ衛生組合ノ設立ニ付テハ地方長官ノ指定スル期限内ニ前條ノ規定ニ依ル同意ヲ得ザルトキハ地方長官ニ於テ組合同規約ヲ設定シ其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十二條 衛生組合ハ組合同規約ノ認可又ハ前條ノ規定ニ依ル組合同規約ノ設定ニ依リ成立ス
- 衛生組合成立ノ後役員ノ選任アル迄ノ間必要ナル事務ハ創立委員之ヲ行フ
- 衛生組合創立ニ關スル費用ハ組合成立ノ後組合費ヨリ之ヲ支辨スヘシ
- 第十三條 衛生組合成立シタルトキハ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ之ニ加入シタルモノト看做ス
- 第十四條 衛生組合ニ組合會ヲ置ク
- 組合會ノ組織、權限、招集及議事ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五條 衛生組合ニ左ノ役員ヲ置ク
- 組合長 一人 副組合長 一人又ハ二人
- 役員ノ選任、解任、任期及權限ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム組合長及副組合長ノ外組合同規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員及議員ヲ置クコトヲ得
- 第十六條 組合同規約ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ効力ヲ生セズ
- 第十七條 衛生組合ハ組合同規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ組合費ヲ賦課シ又ハ過怠金ヲ徵收スルコ

トヲ得

組合費ノ賦課方法及金額ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 第二項ノ規定ニ依ル組合員ノ組合費又ハ過怠金若クハ第十九條ノ規定ニ依ル費用ノ徵收ハ必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地ノ市町村長ニ之ヲ囑托スルコトヲ得

第十八條 組合費又ハ過怠金ノ滯納スル者アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス、此ノ場合ニ於テ衛生組合ハ其ノ實收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項ノ徵收金ハ市町村ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル組合費ノ賦課又ハ過怠金ノ徵收若クハ其ノ滯納處分ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニヨリ異議ノ申立、訴願及行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十九條 衛生組合ハ其ノ事業ニ付組合員以外ノ者ノ爲特ニ費用ヲ要シタルトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ組合員以前ノ者ヨリ其ノ費用ノ一部ヲ徵收スルコトヲ得

第二十條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ使用料又手数料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ使用料及手数料又ハ前條規定ニ依ル費用ノ徵收ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十一條 衛生組合ハ第一次ニ於テ地方長官ノ之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣ノ之ヲ監督ス

第二十二條 監督官廳ハ衛生組合ニ對シ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ、事務執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ組合規約、歳入出豫算又ハ組合費ノ賦課徵收方法ノ變更ヲ命シ其他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 監督官廳ハ衛生組合ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令行政官廳ノ處分若クハ組合規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若クハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ役員ヲ解任シ組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合

ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ衛生組合ニ於テ監督官廳ニ提出スル文書ハ市町村ヲ經由スル

前項ノ場合ニ於テ市町村長ハ意見ヲ具スルコトヲ得

第二十五條 本法ニ規定スルモノノ外衛生組合ノ分合、聯合、其ノ他衛生組合ニ關シ必要ナル規定ハ命令ハ以テ之ヲ定ム

第二十六條 町村組合ニシテ町村ノ一切ノ事務ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村ト看做ス

第二十七條 第七條及第十一條中市トアルハ市制第六條ノ市ニ在リテハ區、本法中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ町村又ハ町村長ニ準スヘキモノトス

附 則

第二十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 傳染病豫防法ニ依リ設置セラレ本法施行ノ際現ニ存スル市内ノ衛生組合又ハ其ノ聯合ニシテ地方長官ノ指定シタルモノハ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス町村内ノ衛生組合又ハ其ノ聯合ニシテ第九條但書ノ申請ニ依リ地方長官ノ指定シタルモノモ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル衛生組合ハ遲滞ナク組合規約ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

△傳染病豫防法拔萃

(明治三十四年四月法律第三十六號)

第二十三條 地方長官ハ衛生組合ヲ設ケ清潔方法消毒方法其ノ他傳染病ノ豫防救治ニ關シ規約ヲ定メシメ之ヲ履行セシムルコトヲ得

市町村ハ其ノ市町村内ノ衛生組合ニ於テ傳染病豫防救治ノ爲支出スル費用ノ全部又一部ヲ補助スルコトヲ得
第二十四條 第二十一條第二十三條第二項ノ支出ニ對シテハ命令ノ規定ニ從ヒ北海道地方費又ハ府縣ヨリ市
町村ニ補助スヘシ

△神奈川縣令第二十七號

昭和二年八月縣令第百三號傳染病豫防法令施行細則第三十條ニ依リ衛生組規則左ノ通之ヲ定ム

昭和三年三月六日

神奈川縣知事 池 田 安

衛生組規則

- 第一條 衛生組合ハ市町村ヲ援助シテ傳染病ノ豫防救治並公衆衛生ノ改善發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 - 第二條 衛生組合ノ行フヘキ事業左ノ如シ
 - 一 清潔及消毒方施行ニ關スル事項
 - 二 種痘施行ニ關スル事項
 - 三 上下水改良並汚物排除ニ關スル事項
 - 四 衛生思想普及ニ關スル事項
 - 五 其ノ他傳染病豫防救治並公衆衛生ニ關スル事項
 - 第三條 衛生組合ノ區域ハ市區町村ノ區域ニ據ル但特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 - 第四條 衛生組合ハ其ノ區域内ニ一月ヲ構フル者ヲ以テ組合員トス
- 組合區域内ニ工場、寄宿舍、病院、營業所又ハ事務所等ヲ經營スル者亦同シ

第五條 衛生組合ヲ設置セムトスルトキハ規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第六條 衛生組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 名稱、區域及事務所ノ所在地
- 二 事業ニ關スル事項
- 三 役員ニ關スル事項
- 四 會議ニ關スル事項
- 五 經費及資産ニ關スル事項
- 六 其ノ他必要ナル事項

第七條 衛生組合ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

- | | | | |
|-------|-----|--------|--------|
| 一 組合長 | 一名 | 二 副組合長 | 一名又ハ二名 |
| 三 理事 | 若干名 | 四 監事 | 一名 |
| 五 評議員 | 若干名 | | |

前項役員ノ外必要ニ依リ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

第八條 前條ノ役員ハ名譽職トシ組合員中ヨリ之ヲ選出スヘシ

第九條 組合長ハ組合ヲ統轄シ之ヲ代表スルモノトス

第十條 副組合長ハ組合長ヲ補助シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理スルモノトス

第十一條 理事ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ組合ノ事務ニ従事スルモノトス

第十二條 監事ハ組合ノ事務ヲ監督スルモノトス

- 第十三條 評議員ハ評議員會ヲ組織シテ重要ナル組合事務ニ參與スルモノトス
- 第十四條 委員ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ所定ノ事務ニ従事スルモノトス
- 第十五條 衛生組合ハ第七條ノ役員ヲ選定シタルトキハ速ニ知事ニ報告スヘシ
- 第十六條 衛生組合ハ毎年一回以上組合員總會ヲ、毎年二回以上評議員會ヲ開催スヘシ
- 第十七條 組合員總會ニ於テ決議シタル事項アルトキハ直ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第十八條 衛生組合ハ其ノ經費ノ全部又ハ一部ヲ組合員ニ負擔セシムルコトヲ得
- 第十九條 衛生組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第二十條 衛生組合ハ毎年度經費ノ豫算ヲ編成シ年度開始前ニ評議員會ノ議決ヲ經ヘシ前項豫算ノ追加又ハ更正ヲ行ハントスルトキ亦評議員會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス
- 第二十一條 衛生組合ハ毎年度經費ノ決算ヲ調製シ年度經過後三月以内ニ監事及評議員會ノ承認ヲ受クヘシ
- 第二十二條 豫算及決算評議員會ノ議決又ハ承認ヲ經タルトキハ其ノ都度速ニ知事ニ報告スベシ
- 第二十三條 衛生組合ハ相互ノ連絡ヲ圖リ其ノ發達ヲ助長スル爲メ聯合會ヲ組織スルコトヲ得
- 衛生組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十四條 知事ハ必要ニ應ジ衛生組合ノ事務執行又ハ財産ノ狀況ニ付検査ヲ行フコトアルヘシ
- 第二十五條 衛生組合本令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ行爲アルトキハ知事ハ役員ノ改選、決議ノ取消、組合ノ解散其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトアルヘシ
- 第二十六條 衛生組合本令第五條ニ依リ其ノ規約ヲ設定若ハ變更シタルトキ及第七條ノ役員ヲ選定シタルトキハ其ノ都度所轄警察署長ニ週報スヘシ
- 第二十七條 本令ニ依リ衛生組合ヨリ知事ニ提出スベキ書類ハ市町村長ヲ經由スヘシ

附 則

- 第二十八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二十九條 明治三十一年六月神奈川縣令第二十六號衛生組合設置規則ハ之ヲ廢止ス
- 第三十條 衛生組合ハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ本令ニ適合セザル事項ヲ改ムベシ
- 第三十一條 未ダ衛生組合ノ設置ナキ市町村ハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ衛生組合ヲ設置スヘシ
- 第三十二條 衛生組合設置ノ事務ハ役員就任スルニ至ル迄市町村長之ヲ行フベシ

神奈川縣訓令第六號

衛生組合規則施行手續左ノ通定ム
右訓令ス

昭和三年三月六日

神奈川縣知事 池 田 宏

衛生組合規則施行手續

- 第一條 市町村長衛生組合規則(以下單ニ規則ト記ス)第五條又ハ第二十三條ニ依ル認可願ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ適否ヲ審査シ意見ヲ具シ進達スベシ
- 第二條 市町村長及警察署長ハ衛生組合ニシテ規則第二十五條ニ該當スル事實アリト認ムルトキハ其ノ事實ヲ具シ報告スヘシ
- 第三條 市町村長及警察署長ハ衛生組合規約編並ニ別記様式ノ衛生組合彙帳ヲ備フヘシ
- 第四條 市町村長ハ衛生組合設立委員ヲ設置シ規則第三十二條ニ依ル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

(別記様式)

- 第一條 本組合ハ何々衛生組合ト稱ス
- 第二條 本組合ノ區域ハ何市區町村ノ區域ニ據ル
- 第三條 本組合ノ事務所ハ之ヲ何所ニ置ク
- 第四條 本組合ノ行フベキ事業左ノ如シ
- 一 組合員衛生實行申合規約ノ設定
 - 二 飲料水、使用水ノ改良及除害ニ關スル事項
 - 三 家宅内ノ清潔並便所、塵芥溜等ノ清掃ニ關スル事項
 - 四 溝渠、下水溜ノ浚渫疏通ニ關スル事項
 - 五 汚濁其ノ他衛生上障害ヲ來スベキ虞アル場所ノ除害ニ關スル事項
 - 六 街路撒水ニ關スル事項
 - 七 病毒傳播ノ媒介ト爲ルベキ昆蟲類ノ驅除ニ關スル事項
 - 八 衛生上危險ノ虞アル家畜及家禽ノ傳染病防遏ニ關スル事項
 - 九 種痘施行ニ關スル事項
 - 一〇 結核豫防及「トラホーム」治療ニ關スル事項
 - 一一 衛生講話講習又ハ展覽會ノ開催
 - 一二 衛生「デー」ノ施行
 - 一三 衛生上官公署ヨリ特ニ命セラレタル事項
 - 一四 衛生上功勞アリ又ハ模範トスベキ組合員表彰ニ關スル事項
 - 一五 其ノ他必要ナル事項

神奈川縣告示第九十九號
昭和三年三月六日

衛生組合格約準則
第一章 總 則

役 員

備考	概事業業	事務所所在地	區域合	名組稱合	設立認可 年月日及 指令番號	員組 數合	概經 要費	住 所	氏 名	生年月日	備 考	種 別	就任 年月日	異動年月 日及事由	
												住 所	氏 名	生年月日	備 考

第二章 役員及職員

第五條 本組合ニハ左ノ役員ヲ置ク

- 一 組合長 一名
- 二 副組合長 一名又ハ二名
- 三 理事 何名
- 四 監事 一名
- 五 評議員 何名
- 六 清潔委員 何名
- 七 何委員 何名

必要ニ依リ臨時委員ヲ置クコトアルヘシ

第六條 組合長及副組合長ハ理事ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第七條 理事ハ評議員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第八條 評議員及監事ハ組合員總會ニ於テ之ヲ選舉ス

選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行ヒ得票多數者ヲ以テ當選者トス

前項ノ投票ハ一人一票トシ無記名單記ノ方法ニ依ル

選舉ニ際シ得票同數ノ場合ハ年長者ヲ採ル

第九條 委員ハ評議員會ノ承諾ヲ經テ組合長之ヲ囑託及解囑ス

第十條 監事及評議員ノ任期ハ各一箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺ニ依リ選出セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第十一條 役員ニシテ規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ行爲アルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得

第十二條 本組合ハ別ニ定ムル規定ニ依リ役員ニ對シ報酬手當又ハ旅費ヲ支給スルコトヲ得

第十三條 本組合ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 事務員 何名
- 二 技術員 何名

職員ハ有給又ハ名譽職トシ組合長之ヲ任免ス

第十四條 本組合ノ役員又ハ職員組合事務ノ爲メ傷損ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ若クハ死亡シタルトキハ別ニ定ムル規定ニ依リ療治料救助料又ハ吊祭料ヲ給ス

第三章 會 議

第十五條 組合員總會ハ毎年何月中ニ之ヲ開催ス

必要ニ依リ前項期間以外ニ於テ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十六條 組合員總會ハ評議員會ノ承認ヲ經テ組合長之ヲ召集ス

總會ニ附議スヘキ議案モ亦評議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十七條 評議員會ハ毎年三月六月九月及十二月ニ之ヲ開ク

必要ニ依リ前項ノ外臨時評議員會ヲ開クコトヲ得

第十八條 評議員會ハ組合長之ヲ召集ス

評議員半數以上ヨリ事由ヲ示シテ請求アリタルトキハ組合長ハ評議員會ヲ召集スルコトヲ要ス

第十九條 組合員總會及評議員會ノ召集ハ會議ノ日時場所及議案ヲ示シテ三日前迄ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 組合員總會ハ三分ノ一以上、評議員會ハ三分ノ二以上出席スルニ非サレバ會議ヲ開クコトヲ得ス

但シ二回以上召集スルモ定足數ニ達セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
組合員總會ニハ代理者ヲ出席セシムルコトヲ得

第二十一條 組合員總會及評議員會ノ議長ハ組合長之ニ當ル

第二十二條 組合員總會及評議員會ノ議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十三條 議長ハ會議ノ都度會議録ヲ調製シ會議ノ顛末ヲ記載シ議長ノ指名シタル者二人以上之ニ署名ス

第四章 經費及資産

第二十四條 本組合ノ經費ハ市(町村)補助金、組合員負擔金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

負擔金ノ分賦及徵收ノ方法ハ評議員ノ議決ヲ經テ組合長之ヲ定ム

第二十五條 本組合ノ豫算ハ款、項、目ニ分テ款項ノ金額ハ流用スルコトヲ得ス

第二十六條 本組合ノ豫算ニハ豫備費ヲ設ケ豫算ノ不足ヲ補ヒ又ハ豫期セサル費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得

第二十七條 組合長ハ評議員會ノ議決ヲ經テ會計規程ヲ作製シ現金出納及保管ノ方法ヲ定ムベシ

第二十八條 本組合ハ總會ノ議決ヲ經テ基本財産ヲ設クルコトヲ得

基本財産ハ總會ノ議決セル管理方法ニ基キ組合長之ヲ管理ス

第二十九條 監事ハ必要ニ應ジ何時ニテモ組合ノ會計帳簿、證憑書類又ハ金櫃ノ類ヲ検査スルコトヲ得

附 則

第三十條 本規約ハ組合員半數以上出席シタル總會ノ席上ニ於テ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレバ之ヲ變更スルコトヲ得ス

組合員實行申合規約

本組合員ハ組合ノ目的ヲ達成スル爲一致協力シテ左ノ各事項ヲ勵行スルモノトス

- 一 身體及被服ノ清潔ヲ保チ健康ノ保持ニ努ムルコト
- 二 住居ハ採光、換氣及排水ニ留意シ常ニ清潔ヲ保ツコト
- 三 住居ノ周圍及附近ノ街路ハ之ヲ清掃シ絶エス撒水ヲ怠ラヌコト
- 四 井戸又ハ飲料水ノ容器ニハ必ズ覆蓋ヲ附シ井戸ハ時々浚渫ヲ行ヒ其ノ周圍ハ特ニ之ヲ清淨ニスルコト
- 五 便所ニハ時々消毒藥又ハ殺虫劑ノ類ヲ撒布スルコト
- 六 溝渠下水ハ常ニ其ノ疏通ヲ圖ルコト
- 七 汚濁其ノ他不良ノ場所ハ適當ニ之ヲ改善スルコト
- 八 種痘及豫防注射施行ノ際ハ進ンテ其ノ接種ヲ受ケルコト
- 九 常ニ結核ノ豫防ニ努メ又「トラホーム」ハ速ニ治療スルコト
- 一〇 病毒ノ媒介トナルベキ蚊、蠅其ノ他昆虫類ノ驅除ニ努ムルコト
- 一一 鼠族ノ捕獲ニ努メ又浮浪犬猫ハ適當ニ之ヲ措置スルコト
- 一二 家畜、家禽其ノ他動物ノ飼養場ハ特ニ清潔ヲ保チ其ノ健康ニ注意スルコト
- 一三 傳染病ノ疑ヒアル患者發生シタルトキハ速ニ醫師ノ診斷ヲ請フト共ニ組合役員ニ其ノ旨通知スルコト
- 一四 病氣見舞ノ際ハ濫リニ患家ニテ飲食セサルコト
- 一五 傳染病流行地方ト出入交通スル場合ハ其ノ豫防方法ニ注意スルコト
- 一六 官公吏及組合役員ノ指示ヲ勵行スルコト
- 一七 其ノ他常ニ保健衛生上總テニ注意ヲ拂フコト

以上

△衛生組合施設參考

- 1 組合員健康視察
役員各受持區域ヲ定メ定期又ハ隨時其ノ區域内ノ各戸ニ付健康狀態ヲ調査(患者ノ早期發見ニ効アリ)
右ハ組合員異動其ノ他組合費徵收ヲ兼ヌルモ可(疾病調査速報表參照)
健康相談及治療手續
- 2 A 組合ニ囑託醫ヲ置キ一週一回又ハ適當ノ日ヲ定メ組合員ノ無料健康相談ニ應ス
B 濟生會、同愛病院、赤十字(其ノ他病院ニシテ組合費ヨリ補助スルモ可)等ニ努メテ治療ノ便宜ヲ購ス
C 特定ノ藥局ニ實費ノ一部ヲ組合費ヨリ補助シテ施藥ノ便ヲ與フ
- 3 上下水ノ浚渫疏通
1 A 井戸其ノ他ニシテ飲料水、使用水ノ爲ニスルモノハ組合ニテ定期的ニクロール石灰水其ノ他ノ消毒又ハ人夫ヲシテ濾過清淨ヲ圖ラン
B 井戸ノ上壁又ハ流場ポンプノ改善ヲ組合ニテ補助シテ築造スルコト
C 飲料水ノ試験ヲ組合ニテ取纏メ施行依囑スル
2 イ 下水ハ時々備人ヲシテ疏通ヲ計リ又定期ニ區域内ノ全線疏通ヲ圖ル
ロ 下水疏通ニ適當ナル器具ヲ設備シ又ハ時々其ノ更改疏通ヲ圖ル
ハ 組合ニ石油乳劑ヲ備ヘ下水又ハ井戸ノ附近ヲ時々消毒
- 4 組合清潔検査(巡視表ヲ作製スルアリ)
清潔法ニ依ル清潔施行ハ勿論組合ニ毎月一回又夏季毎月二回清潔法ヲ施行シ家宅内外ノ清潔、殊ニ炊事場、湯殿、便所、井戸端等ヲ役員ガ検査ス

附 錄

- 5 春秋ノ清潔法施行ノ際又ハ衛生ア一等ニ字又ハ部落別ニ衛生勵行比較考査ヲ行ヒ優良部落ノ表彰或ハ優良旗ノ鏡技等ヲ行フコト
塵芥溜用ノ箱配置
組合ニ於テ堅牢ナル塵芥容器ヲ購入シ數戸ニ一個宛配賦シテ其ノ始末ヲ良クス
其ノ他通路街路等ノ適當ナル場所ニ配置シテ障害物、汚物等ノ破棄ヲ始末セシム
便器ノ改善及便所掃除
- 6 A 組合ニ於テ特約シ適當ナル便器ノ實費提供等ニヨリ其ノ改善ヲ圖ル
B 常備夫ヲシテ便所ノ汲取或ヒハ其ノ取次、及便所ノ掃除竝ニ石灰等ヲ散布シテ蠅ノ發生ヲ防グ
- 7 消毒
1 組合ノ器具ヲ利用シ技術者ヲ置キ貸家、貸間其ノ他ノ無料消毒ヲ施行
2 毎月一回、夏季ハ二回以上組合役員總出動シ塵芥捨場其ノ他ノ定期消毒ヲ施行
- 8 汚濕地其ノ他ノ改善
1 汚濕地又ハ衛生上不適當ナル土地ニ對シ青年團其ノ他安價ナル報酬ニ依リ埋立又ハ適當ナル改善
2 家畜及家禽ノ飼養場、殊ニ厩舎等ニ對シテハ組合費等ニ補助シテ不滲透質物ニ改善其ノ他清潔保持
撒水及街路ノ清潔
- 9 A 組合ニ於テ撒水車ヲ設ケ市町村ニ撒水セザル道路ヲ撒水
B 市町村ニ於テ直チニ措置セザル街路及其ノ附近ノ不潔物ヲ人夫ヲシテ除去セシム
蠅ノ買上ゲ
- 10 1 懸賞金ヲ呈シテ蠅ノ買上ゲヲ組合内ニ涉リ施行

2 學校用具、其他教育玩具等懸賞シ少年少女ノ活動ヲ促ス
宣傳日ニ於テ印刷物配布其他ノ施設

11 結核豫防デー(毎年四月二十七日)衛生デー(全國都市衛生組合聯合會ニテ定メタル六月六日)「チアス」豫防デー(七月二十日)此ノ日組合ニ於テ印刷物其ノ他適當ナル方法ニ依リ豫防注意事項、衛生上必要事項ヲ詳細且ツ通俗的ニ解説シタル物ノ配布

2 自動車、其ノ特殊ナル一隊ヲ造リ巡回的宣傳ヲ施行

3 特ニ此ノ日時期シ汚濕ナル場所、井戸、塵芥捨場附近、臺所等ノ消毒的清潔法施行

4 其ノ日買上ケ其ノ他懸賞等ノ方法ニ依リ蠅ノ驅除

5 其ノ日ナフタリン、又ハ除虫菊粉末等ヲ組合ヨリ配付シテ昆蟲類ノ驅除

6 狂犬病豫防デー當日ノ如キハ浮浪犬ノ捕獲、犬ノ豫防注射ヲ獎勵シ、警察署、獸醫等ト聯絡シ組合ニテ便宜ナル取扱ヲ爲ス

12 活動寫眞、講演會、講習會、其ノ他娛樂利用宣傳

A 毎年一回以上、殊ニ傳染病流行時ニ活動寫眞(衛生モ)講演會等開催

B 役員、組合事務者ノ訓練ヲスル爲メ必要ナル衛生諸般ノ指導ヲ受ケル講習會開設

C 組合員間素人藝ヲ諸種編成シテ講演會ヲ開催

D 活動寫眞ノ外ニ衛生劇、浪花節、琵琶其ノ他適當ナル衛生娛樂利用宣傳ヲ爲ス

E 衛生ハ家庭ニアリニ鑑ミ家庭主婦其ノ他ニ榮養並妊産婦衛生、乳兒、補育等ノ講習會開設

F 料理手藝等ヲ利用シテ家庭衛生講演講習會ヲ開催

以上ハ一組合又ハ數組合共同シテ施設スルモ可

13 衛生標語ノ標札揭示

A 組合區域内ニシテ人ノ見易キ場所ヲ選ビ衛生實行標語ヲ數種又ハ衛生注意事項ノ箇條書等ヲ掲出

B 番地入標札ノ兩側ニ衛生標語ヲ書入レテ揭示ス

C 組合役員及組合員等ガ各自思ヒ付ノ漫畫、標語等入りノポスターヲ作製シ又ハ小學兒童或ヒハ一般ヨリ懸賞募集シ隨時揭示板其ノ他ニ貼付スル

14 衛生デー

イ 毎月一回定日(例ハ衛生組合ノ設立認可日等トスルモ可)ヲ以テ飲食物、住宅内外ノ清潔、疾病其ノ他ノ手當其ノ他ノ事項ニ充分注意實行スル

15 衛生週間

衛生週間ト記セル標札ヲ組合ニテ十枚以上作製シ之ヲ順次(一回二十日以上トシ)門口ニ揭示セシメ(一週間宛)其揭示週間ハ其ノ家ハ特ニ家宅ノ内外ヲ清潔ニシ家族モ亦飲食物ニ注意シ衛生委員モ其ノ狀況ヲ臨檢スルヲシテ漸次組合員ノ清潔保持ト健康保全ニ努ムル

16 救護

貧困者ニ對シテハ物質ノ供給、清潔夫、掃除夫ノ派遣、下水疏通ニ付救護、救護ヲ爲ス

老幼病者アレ場合ハ方面委員其ノ他へ通達シ又ハ組合ニテ保護ヲ爲ス等適當ナル措置ヲ講ズ

隔離病舎並ニ病院設置

傳染病流行時ニ備ヘル爲組合ニ隔離病舎ノ設置、病舎ニ一般施療病院ノ併置

傳染病流行時特別施行

18 患者及其ノ附近消毒、豫防注射施行、清潔法施行、活動講演ノ豫防宣傳、物質供給救護其ノ他ノ事項

調 査 項 目

患者ノ住所		氏名		一 發病年月日		二 初診年月日		三 病名		四 原因		五 經過		六 醫師名		七 傳染性ニ對スル所見並ニ之ガ應急對策豫防等ニ關スル事項	
				昭和	年	月	日										

疾病狀況調査速報

昭和 年 月 日
第 區豫防委員

記 入 注 意

- 一、本調査表は一人一表とし疾病を發見したる場合即時報告せられたし
- 一、本調査は相互取扱者以外絕對秘密の扱をせられたし
- 一、各項本人又は家族につき知る能はざるときは近隣の風評若は醫師につき記入せられたし
- 一、調査項目中第五第七は特に疾病狀況推定上必要に付詳細且具體的に記入せられたし

衛生テ一の検査成績採點表				第 區 組	
番 號	家 宅 一 般	便 所	勝 手 床 下 下 水	飲 料 廣 俠 並 二 附 近 ノ 情 況 酌 計	氏 名
	整 否			使 用 水	

- 19 乳幼兒ノ調査、保護
助産婦ト相謀リ乳幼兒ヲ調査表ニ作製シ其ノ發育狀況調査及ミルクノ補助其ノ他ニヨリ保護
功勞者ノ表彰
- 20 組合員ニシテ衛生實行者、功勞者ニ金品ヲ贈呈シテ表彰
調理人講習
- 21 組合内ノ宿屋、飲食店、料理店ノ調理人及公衆飲食物取扱者、或ヒハ公衆ニ接觸スル業應従事者ニ年一回又ハ數回講習ヲ受ケシム
- 22 葬 祭
靈和會其ノ他葬祭一切無料施行ナスル團體ト提携シ無料葬祭ヲ組合ヲ經テ施行又ハ貧困者ニ對シ葬祭費及其ノ他ノ費用ノ全部又ハ一部ノ補助
- 23 其ノ他改良便所ノ獎勵塵芥容器ノ整備
イ 内務省獎勵ノ改良便所普及ヲ圖ル爲メ組合ニ木型ヲ作製シ無料貸與シテ獎勵スルコト
ロ 寄生蟲ノ驅除ヲ圖ル爲メ組合ニテ驅虫藥ヲ購入配付スルコト

横濱市衛生組合聯合會規約

第一章 總則

- 第一條 本會ハ横濱市衛生組合聯合會ト稱ス
第二條 本會ハ横濱市内ノ衛生組合ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ横濱市内ノ聯合衛生組合ニ於ケル傳染病豫防救治、一般衛生上ニ關スル統一、隣保協同相互援助ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第四條 本會ノ事務所ハ假リニ横濱市役所衛生課内ニ置ク

第二章 役員

- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- | | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 會長 | 一名 | 副會長 | 二名 |
| 常務理事 | 若干名 | 理事 | 若干名 |
| 會計主任 | 一名 | 參與 | 若干名 |
- 第六條 本會ハ理事會ノ決議ヲ經テ顧問若干名ヲ囑託スルコトヲ得
第七條 本會ハ必要ニ應ジ有給書記ヲ置クコトヲ得
第八條 會長副會長ハ理事會ニ於テ推薦ス常務理事ハ理事ノ互選トシ理事ハ組合長會ニ於テ選舉ス但シ會長ニ於テ定員外ノ常務理事五名マテテ組合長以外ヨリ推薦スルコトヲ得
會計主任ハ會長ニ於テ本會ノ衛生組合長中ヨリ指名ス
參與ハ會長ニ於テ市衛生當事者中ヨリ之ヲ囑託ス
有給書記ハ常務理事ノ意見ヲ聞キ會長之ヲ任免ス

第九條 會長、副會長、常務理事、副事、會計主任ハ正當ノ理由ナクシテ其推薦ヲ辭シ又ハ任期中辭任スル事ヲ得ス

第十條 會長、理會長、常務理事、理事會計主任ノ任期ハ二ケ年トス

但シ衛生組合長ヨリ選舉セラレタルモノニシテ其組合長ヲ退クトキハ當然消滅ス

第十一條 役員中欠員ヲ生ジタルトキハ第八條ニ準シ補欠ヲナスモノトス

第十二條 會長ハ本會諸般ノ事務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ是ヲ代理ス

常務理事ハ會長ノ諮問ニ應ジ會務ヲ補佐ス

會計主任ハ會長ノ指示ニ依リ金品ノ出納及保管ヲ掌理ス

參與ハ會長ノ要求ニ依リ事務ヲ處理シ又ハ會計主任ノ事務ヲ補佐ス

有給書記ハ會長ノ指揮ノ下ニ庶務及會計ニ從事ス

第三章 組合長會

第十三條 本會ニ組合長會ヲ設ク

第十四條 組合長會ハ本會ノ衛生組合長(以下單ニ組合長トス)ヲ以テ組織ス

第十五條 組合長ハ組合員ヲ代表スルモノトス

第十六條 組合長會ノ議長ハ本市衛生組合聯合會會長(以下單ニ會長トス)ヲ以テ之ニ充ツ會長事故アルトキハ副會長ヲ以テス會長、副會長事故アルトキハ出席組合長中ノ年長者ヲ以テ臨時議長トナスコトヲ得

第十七條 組合長會ハ定期及臨時ノ二種トシ定期會ハ毎年四月之ヲ開キ臨時會ハ會長ノ意見ニ依リ又ハ組合

長二十名以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク組合長會ハ會長之ヲ招集ス

第十八條 組合長前條ノ招集ニ應シ難キ事故アルトキハ副組合長代リテ出席スルモノトス但シ組合長、副組合長共ニ出席スルコト能ハサルトキハ會長ノ承認ヲ得テ委員中ヨリ代理者ヲ出席セシムルコトヲ得

第十九條 組合長會議ノ議決スヘキ概目左ノ如シ

一 衛生組合ノ事業ニ關スルコト

二 規約ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

三 豫算及決算ニ關スルコト

四 基本財産積立金等ノ設置管理及處分ニ關スルコト

五 官公署ノ諮問ニ對シ意見ノ答申ヲナスコト

第二十條 組合長會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ理事會又ハ常務理事會ニ委任スルコトヲ得

第二十一條 組合長會ハ組合長三分ノ一以上出席スルニアラザレハ開會スルコトヲ得ス

但シ同一事件ニ付招集再會ニ及フトキハ此ノ限ニアラス

組合長會ノ議事ハ議長之ヲ閉閉ス

第二十二條 議長發議セントスルトキハ副會長ヲシテ議長席ニ着カシメ議席ニ於テ陳述ス

但シ副會長欠席スルトキハ出席組合長中ノ年長者ヲ以テ臨時代理セシムルコトヲ得

第二十三條 組合長會ノ議事ハ出席者ノ過半數ニヨリ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十四條 顧問、參與、定員外常務理事ハ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

第四章 理事會及常務理事會

第二十五條 本會ニ理事會及常務理事會ヲ設ク

第二十六條 理事會ハ會長、副會長、理事、會計主任ヲ以テ組織ス

第二十七條 常務理事會ハ會長、副會長、常務理事、會計主任ヲ以テ組織ス

第二十八條 理事會及常務理事會ノ議長ハ會長ヲ以テ之レニ充ツ會長事故アルトキハ副會長ヲ以テス會長、副會長ニ事故アルトキハ出席者中ノ年長者ヲ以テ臨時議長トナスコトヲ得

第二十九條 理事會ハ會長ノ意見ニヨリ又ハ理事二分ノ一以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク常務理事會ハ毎月一回開クモノトシ其他ハ會長ノ意見ニ依リ之ヲ開ク理事會及常務理事會ハ會長之ヲ招集ス

第三十條 前條ノ招集ニ應シ難キ事故アルトキハ其理由ヲ具シ開會前日迄ニ會長ニ通告ヲ要ス

第三十一條 理事會ハ其權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ常務理事會ニ委任スルコトヲ得

理事會及常務理事會ニ附議スヘキ事項ハ概目左ノ如シ

一 組合長會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其委任ヲ受タルモノ

二 會費ノ賦課徵收ニ關スルコト

三 顧問囑託ニ關スルコト

四 組合長會ニ提出スル議案ノ審査ヲナスコト

五 組合長會ニ提出スル豫算決算審査ヲナスコト

六 組合長會ニ提出スル報告書ノ調査ヲナスコト

七 會長ニ於テ急施ヲ要スト認メタル事件ノ議決ヲナスコト但シ前項ノ議決事項ハ次會ノ組合長會ニ報告スルモノトス

八 違約處分ニ關スルコト

九 其他會長提出事項及第十七條ノ請求ニ依ル事項ノ審査ヲナスコト

- 十 急ヲ要スル官公署ノ諮問アルトキハ其意見ノ答申ヲナスコト
- 十一 會長ニ於テ急ヲ要スト認メタル事件ノ審査ヲナスコト
- 十二 組合長會及理事會ニ於テ委任セラレタル事項ノ審査ヲナスコト
- 十三 既定事業ノ實施ニ關スルコト

但シ十一、十二、十三ハ常務理事會ニ限リ適用ス

第三十一條 理事會及常務理事會ハ三分ノ一以上出席スルニアラサレバ開會スルコトヲ得ス但シ同一事件ニ付招集再會ニ及フトキハ此ノ限リニアラス

理事會及常務理事會ノ議事ハ議長之ヲ開閉ス

第三十二條 第二十二條第二十三條第二十四條ハ理事會及常務理事會ニ之ヲ準用ス

第五章 會 計

第三十三條 本會ノ經費ハ各衛生組合ノ負擔トス但シ負擔ノ割合及徵集ノ方法等ハ理事會ノ議決ヲ以テ定ムルモノトス

第三十四條 毎年度ノ豫算ハ四月ノ定期組合長會ニ附議シ決算ハ同組合長會ニ報告シテ承認ヲ求ム事業ノ報告亦同シ

第三十五條 本規約ニ於テ年度ト稱スルハ其年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第六章 報告違約處分其他

第三十六條 第五條役員及第六條囑託員ノ住所氏名ハ市長ニ告スルモノトス

第三十七條 組合長會ノ日時場所及議題ハ開會前日迄ニ市長ニ報告スルモノトス

第三十八條 豫算ハ議決後十日以内ニ決算ハ認定後三十日以内ニ市長ニ報告スルモノトス

第三十九條 本規約ハ市長ニ報告改訂變更シタルトキ亦同シ

第四十條 本規約ニ違背シタル場合ハ理事會ノ議決ヲ經テ相當ノ處置ヲナスモノトス

第四十一條 議事ニ關シ本規約ニ明文ナキモノハ普通會議法ニ依ル

第四十二條 本規約施行ニ關シ必要ナル事項ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ムルモノトス

橫濱市衛生組合聯合會功績表彰規程

第一條 表彰ハ本會ノ爲ニ功績顯著ナリト認メタルモノニ對シ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フモノトス

第二條 表彰ヲ分チテ感謝狀、功績狀ノ二種トス

但シ記念品ヲ添付スルコトアルヘシ

第三條 表彰ヲ請求セムトスルトキハ被表彰者ニ對スル左ノ事項ヲ記載シ會長ニ報告スルモノトス

- 一 住所職業氏名年齢

- 二 功績ノ概要

第四條 本規程ニ要スル費用ハ本會ノ經費中ヨリ支辨スルモノトス

昭和五年八月三十日印刷
昭和五年九月一日發行

(實費全壹圓)

不許
複製

發行者

橫濱市中區中村町池ノ下五三〇番地

清水湧次

印刷者

橫濱市中區福富町仲通三十八番地

間瀬寛吉

印刷所

橫濱市中區福富町仲通三十八番地

合資 間瀬印刷所

發行所

神奈川縣廳衛生課內

衛生講座頒布會

終